

# 氷見市一般廃棄物処理基本計画

平成30年2月

氷 見 市



# 目 次

## 第1章 はじめに

1. 1	計画策定の背景と目的	1
1. 2	計画の位置づけ	2
1. 3	対象地域	2
1. 4	対象廃棄物	2
1. 5	計画の期間	3
1. 6	将来指標（将来人口）	4
1. 7	計画の構成	5

## 第2章 地域概況

2. 1	自然的概況	7
2. 2	気候	8
2. 3	人口	9
2. 4	産業の動向	12
2. 5	市街地・集落の状況	13
2. 6	土地利用の状況	14
2. 7	観光	16
2. 8	将来計画	17

## 第3章 ごみ処理基本計画

3. 1	ごみ処理の現状と課題	21
(1)	ごみ排出量の推移	21
(2)	ごみ処理体制の状況	24
(3)	ごみの減量化・資源化の状況	27
(4)	収集・運搬の状況	30
(5)	処理・処分の状況	34
(6)	ごみ処理費用の状況	38
(7)	ごみ処理行政の動向（法令・計画等の整理）	39
(8)	循環型社会形成に向けての進捗状況	43
(9)	課題の整理	57
3. 2	ごみ処理基本計画	59
(1)	基本目標	59
(2)	基本方針	59

(3) 計画目標（数値目標）の設定	60
(4) 基本方針に基づく施策の展開	62

## 第4章 生活排水処理基本計画

4. 1 生活排水処理の現状と課題	85
(1) 水環境に関する状況	85
(2) 生活排水処理施設の種類	88
(3) 生活排水処理の必要性	90
(4) 生活排水処理の現状	91
(5) し尿処理施設におけるし尿・浄化槽汚泥処理の現状	104
(6) 課題の整理	110
4. 2 生活排水処理基本計画	111
(1) 基本目標	111
(2) 基本方針	112
(3) 対象となる生活排水及び処理主体	113
(4) 生活排水の処理体系	113
(5) 生活排水の処理計画	114
(6) し尿・汚泥の処理計画	121

## 第1章 はじめに

### 1.1 計画策定の背景と目的

21世紀は環境の世紀と呼ばれていますが、近年、開発途上国も急速に経済成長しつつあり、廃棄物問題の深刻化とともに、資源やエネルギーの枯渇、地球規模での環境問題も視野に入れる必要があります。このため、さらなる循環型社会づくりの展開のみならず、低炭素社会、自然共生社会との統合的な取組みが必要となっています。

国では、「環境基本法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」をはじめとする廃棄物に関する各種関連法の整備を進めるとともに、「廃棄物処理法に基づく基本方針」や「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の推進のための具体的な目標を定め、廃棄物の減量化と適正な処理を推進していくこととしています。

富山県では平成28年9月に、廃棄物の再生利用率が伸び悩んでいること等の課題が残されているなか、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理をより一層推進するとともに、地球温暖化や災害廃棄物等の課題にも対応するため、「富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）」を改定しています。計画では、ごみの排出量、再生利用率及び最終処分量の具体的な目標を定めています。そして、目標を達成するための各主体の役割として、県民は家庭や職場等あらゆる場面で、廃棄物の排出抑制や循環的利用に向けた取組みを実践する、事業者はごみの排出抑制に努めるとともに、自らの責任で適正に処理し、廃棄物の適正な循環的利用を推進する、市町村は一般廃棄物の適正処理、地域住民等の3Rに関する取組みへの支援等を行うとしています。

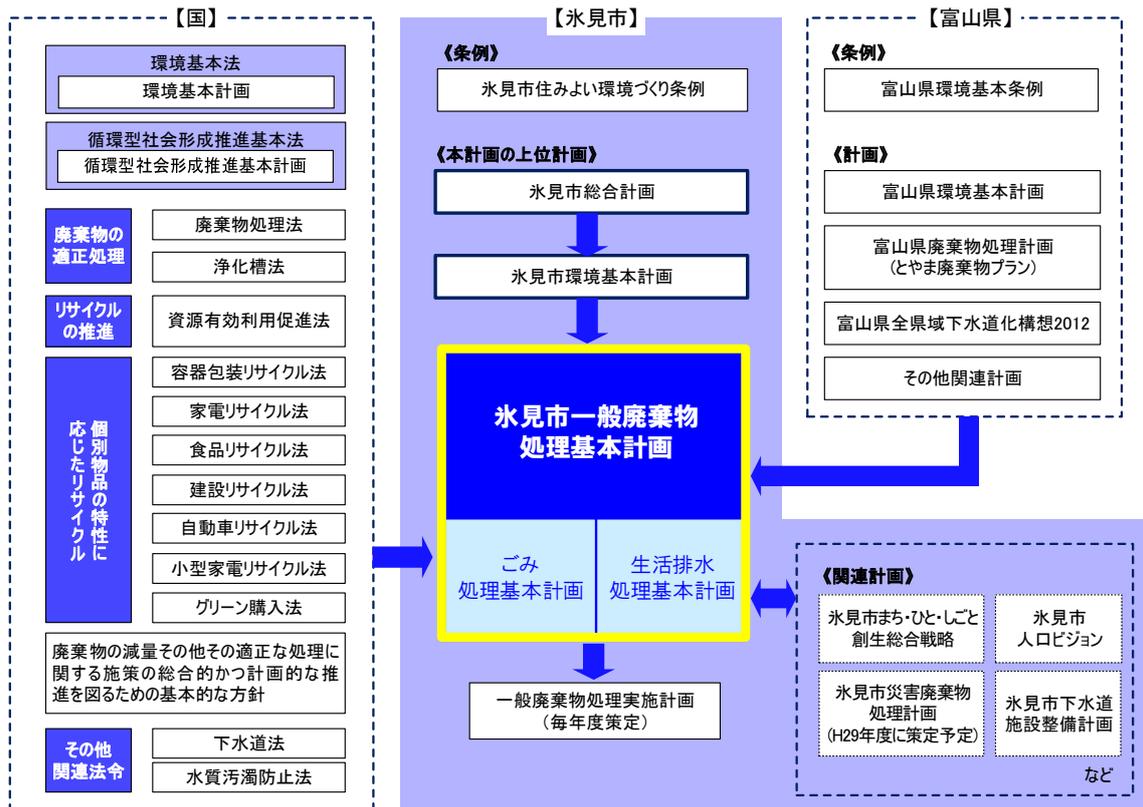
氷見市（以下、「本市」という。）は、平成21年3月に平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とする「氷見市一般廃棄物処理基本計画（以下、「前回策定計画」という。）」を策定し、『環境への負荷が少ない持続可能な資源循環型社会の確立』を基本目標として、住民・事業者・行政の役割分担を明確にしながら、3Rの推進や適正な処理・処分を推進してきました。平成26年9月には、高岡広域エコ・クリーンセンター（ごみ焼却施設）が竣工し、ごみからエネルギーを回収するとともに、地球温暖化の要因とされている二酸化炭素の削減にも取り組んでいます。

こうした状況を受けて、前回策定計画を改定し、平成30年度から平成39年までの10年間を計画期間とする「氷見市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定することとしました。本市は、本計画に基づき、資源やエネルギーの消費を抑えつつ循環利用を図り、廃棄物の減量やリサイクルを進めます。

## 1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定に基づき廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本市の行政区域内における一般廃棄物処理に関する計画を定めるものです。

本計画の位置づけは、以下のとおりです。



## 1.3 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

なお、廃棄物処理事業のうち、ごみの収集運搬と最終処分、中間処理のうち資源ごみと燃やせないごみは本市の単独事業となっていますが、中間処理のうち燃やせるごみの処理は高岡地区広域圏事務組合が事業主体となっています。

そのため、本市と高岡地区広域圏事務組合の間で、計画内容に齟齬が生じないように相互調整を図りながら策定するものとします。

## 1.4 対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のごみ及びし尿とします。

## 1.5 計画の期間

本計画の計画期間は平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

また、目標年度を平成39年度、中間目標年度を平成34年度とし、一般廃棄物の処理に関する基本的な施策についての方向づけを行います。

なお、本計画は国の指針<sup>※1</sup>に基づいて概ね5年ごとに改定するほか、社会情勢や法制度の動向等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、柔軟に見直しを行うものとします。

※1①「ごみ処理基本計画策定指針<sup>※2</sup>」平成28年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課  
②「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について<sup>※3</sup>」平成2年10月8日 衛環第200号

※2「ごみ処理基本計画策定指針」平成28年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

### 第1章 一般廃棄物処理計画

#### 1. 一般廃棄物処理計画の概要

##### (6) 一般廃棄物処理計画策定の時期

###### ①基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。(以下、省略)

※3「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」平成2年10月8日 衛環第200号

#### 2. 目標年次

(省略)

計画目標年次は、原則として計画策定時より10～15年後程度とする。

必要に応じて中間目標年次を設けることとしたのは、将来予測の確度、施設の耐用年数、施設の整備状況等を勘案して、おおむね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動があった場合等においては、基本計画を見直す必要があることから、これに対応して定められているものである。

## 1.6 将来指標(将来人口)

本計画の将来人口は、各年度3月31日現在の住民基本台帳値とし、将来人口の見込みは「国立社会保障・人口問題研究所<sup>※</sup>（以下、「社人研」という。）」の将来人口（推計値）の増減率に基づくものとします。

表1-6-1. 将来指標（将来人口）

項 目	平成22年度	平成28年度	将来見込み	
			中間目標年度	目標年度
			平成34年度	平成39年度
社人研 出典：国勢調査値 (各年度10月1日現在)	51,726 (100として)	48,074 (92.94)	44,340 (85.72)	41,127 (79.51)
本計画 出典：住民基本台帳値 (各年度3月末日現在)	<u>53,232</u> (100として)	<u>48,908</u> (91.88)	<u>45,630</u> (85.72)	<u>42,325</u> (79.51)

※ 「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）国立社会保障・人口問題研究所」の推計値

注記1) 社人研の平成22年度は実績値、平成28年度は内挿値。

注記2) 本計画の平成22年度と平成28年度は実績値。

注記3) 人口には外国人を含む。

注記4) 将来人口の見込みは、社人研に示された平成27年度(48,682人)、平成32年度(45,621人)、平成37年度(42,409人)、平成42年度(39,209人)の将来人口推計値を基に推定した。

注記5) 詳細な内容は、表2-8-3(P.19)参照。

## 1.7 計画の構成

本計画は地域概況（第2章）、ごみ処理基本計画（第3章）、生活排水処理基本計画（第4章）から構成します。

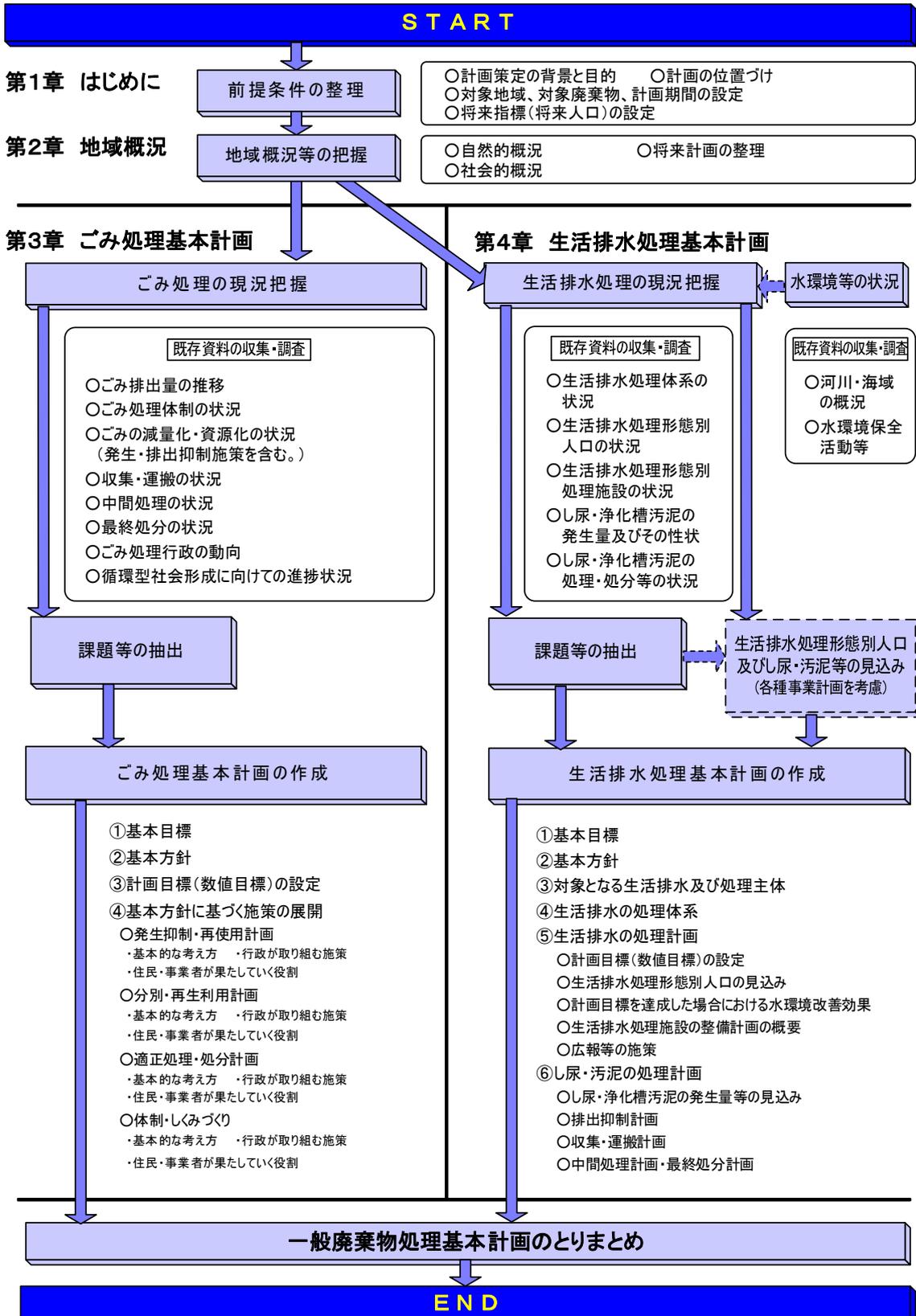


図1-7-1. 本計画の策定内容及びその手順



## 第2章 地域概況

### 2.1 自然的概況

本市の位置図を図2-1-1に示します。

本市は、富山県の北西部、能登半島の基部に位置し、東は有磯海と呼ばれる富山湾に面し、南・西・北の三方は山並みが走り、北から西にかけては石動山、碁石ヶ峰、臼が峰と続く宝達丘陵が石川県との境界を形成し、南は二上山丘陵が高岡市境と接しています。

これらの山並みを水源とした複数の河川が富山湾に向けて東流し、下流域には肥沃な沖積平野が広がります。

交通面では、J R氷見線や国道160号、国道415号に加え、能越自動車道の整備が進む等、広域的にも利便性が高まってきています。

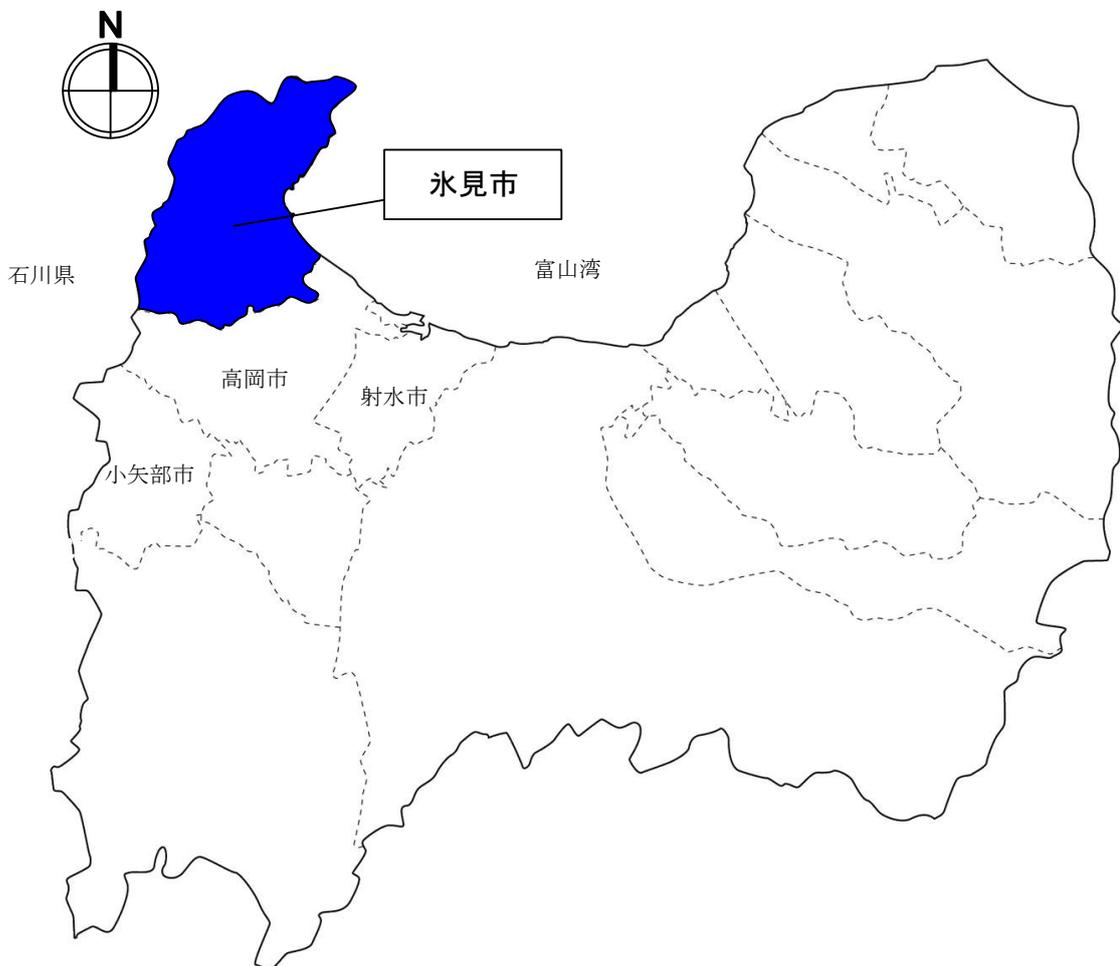


図2-1-1. 位置図

## 2.2 気候

富山湾には対馬暖流が流れ込むため比較的温暖な気候で、海岸近くにはタブノキ（つまま）等の暖地性植物が豊かに分布する。

市内にある氷見地域気象観測所（氷見市七分一地内）における平成28年の気象概況を表2-2-1に示します。

表2-2-1. 氷見地域気象観測所の気象概況 [平成28年]

月	降水量 (mm)			気温 (°C)		
	合計	最大		日平均	最高	最低
		日	1時間			
平成28年 1月	315.0	42.5	7.5	3.1	15.8	-5.3
2月	203.0	36.5	7.5	3.3	17.3	-4.7
3月	56.5	15.0	3.5	6.4	22.3	-2.6
4月	150.5	33.0	9.5	12.0	28.9	0.2
5月	58.5	20.5	10.0	17.1	29.7	8.0
6月	122.5	26.0	12.0	20.7	29.3	8.8
7月	170.0	48.5	12.5	24.6	34.6	19.1
8月	136.5	41.5	15.5	25.8	34.9	16.8
9月	272.0	44.0	19.5	22.4	33.9	13.7
10月	93.0	23.0	8.0	16.2	31.9	4.2
11月	102.5	17.0	6.5	9.8	20.4	1.1
12月	203.0	38.5	7.5	5.9	20.5	-2.2

月	風向・風速 (m/s)		日照 時間 (h)	雪 (cm)
	平均 風速	最大 風速		降雪の 合計
平成28年 1月	2.6)	13.5)	39.5	113
2月	2.2)	11.2)	79.5	13
3月	2.3)	9.9)	145.5	16
4月	2.8	20.0	183.2	--
5月	2.8	15.6	229.5	--
6月	2.5	8.6	181.1	--
7月	2.3	9.9	177.2	--
8月	2.5	7.3	222.4	--
9月	2.4	11.9	109.9	--
10月	2.3	19.0	124.9	--
11月	2.2	10.0	102.6	--
12月	1.9	10.7	73.2	--

出典：気象庁ホームページ／氷見2016年（月ごとの値）主な要素

## 2.3 人口

### (1) 人口の経年推移

住民基本台帳による本市の人口等の経年推移を表2-3-1及び図2-3-1に示します。

平成28年における人口は48,908人、世帯数は17,677世帯、1世帯あたりの人数は2.77人となっています。

また、平成19年から平成28年までの過去10年間の経年推移をみると、人口は11%の減少、世帯数は1%の増加、1世帯あたりの人数は12%の減少となっています。

表2-3-1. 人口等の経年推移（住民基本台帳）

項目	単位	年 度										
		平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	
人口	氷見市	人	55,178	54,599	53,929	53,232	52,591	51,885	51,138	50,303	49,589	48,908
	H19を「100」としたときの割合	—	100	99	98	96	95	94	93	91	90	89
世帯数	氷見市	世帯	17,530	17,615	17,605	17,600	17,667	17,663	17,669	17,668	17,669	17,677
	H19を「100」としたときの割合	—	100	100	100	100	101	101	101	101	101	101
1世帯あたりの人数	氷見市	人	3.15	3.10	3.06	3.02	2.98	2.94	2.89	2.85	2.81	2.77
	H19を「100」としたときの割合	—	100	98	97	96	95	93	92	90	89	88

注記1) 1世帯あたりの人数は、人口を世帯数で除して求めた計算値

注記2) 人口には外国人を含む。

出典：平成19～23年度「住民基本台帳」（各年度3月31日現在）、

平成24～28年度「下水道接続（水洗化）及び普及状況一覧」（各年度3月31日現在）

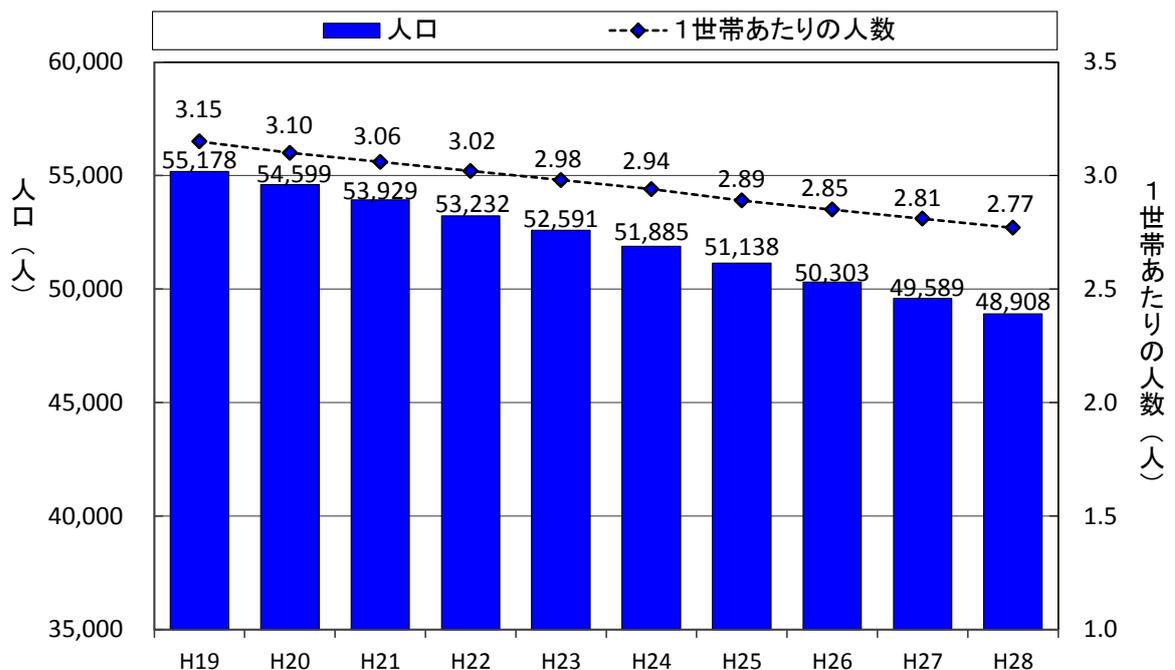


図2-3-1. 人口等の経年推移（住民基本台帳）

(2) 人口動態及び分布

住民基本台帳による年齢3区分の内訳を表2-3-2及び図2-3-2に示します。

人口構成の内訳をみると、平成28年における若年人口の割合は9.8%、労働人口の割合は54.2%、高齢人口の割合は36.0%となっています。

表2-3-2. 年齢3区分の内訳（平成28年 住民基本台帳）

項 目	人口（人）		全人口に占める割合（%）	
	平成28年		平成28年	
若年人口 0～14歳	4,774		9.8%	
労働人口 15～64歳	26,513		54.2%	
高齢人口 65歳以上	17,621		36.0%	
不詳	0		0.0%	
全人口	48,908		100.0%	

出典：行政区別年齢別人口統計表（平成29年3月31日現在）

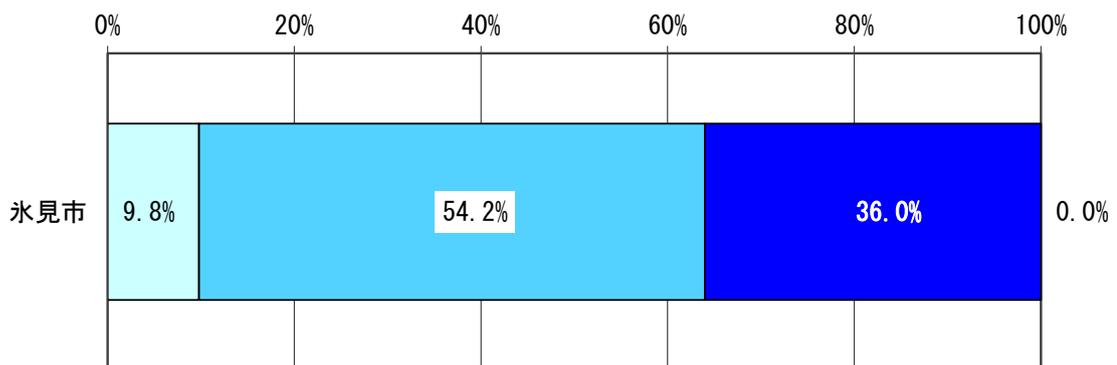
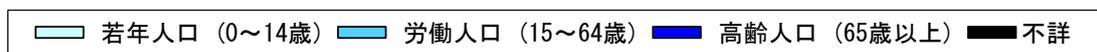


図2-3-2. 年齢3区分の内訳（平成28年 住民基本台帳）

住民基本台帳による年齢階級別人口の内訳を表2-3-3及び図2-3-3に示します。

本市の人口を年齢階級別にみると、65歳～69歳の年齢階級が10.0%と最も多く、次いで60歳～64歳の7.3%、70～74歳の7.2%、40～44歳の6.8%、55～59歳の6.5%が多くなっています。

表2-3-3. 年齢階級別人口の内訳（平成28年 住民基本台帳）

項 目		人口 (人)	全人口に占める割合(%)	項 目		人口 (人)	全人口に占める割合(%)
若年人口	0～4歳	1,283	2.6%	高齢人口	65～69歳	4,897	10.0%
	5～9歳	1,591	3.3%		70～74歳	3,543	7.2%
	10～14歳	1,900	3.9%		75～79歳	3,010	6.2%
労働人口	15～19歳	2,142	4.4%		80～84歳	2,882	5.9%
	20～24歳	2,025	4.1%		85～89歳	2,020	4.1%
	25～29歳	1,918	3.9%		90歳以上	1,269	2.6%
	30～34歳	2,079	4.3%				
	35～39歳	2,453	5.0%				
	40～44歳	3,314	6.8%				
	45～49歳	3,152	6.4%				
	50～54歳	2,684	5.5%				
	55～59歳	3,161	6.5%	不詳	0	0.0%	
	60～64歳	3,585	7.3%	計	48,908	100.0%	

出典：行政区別年齢別人口統計表（平成29年3月31日現在）

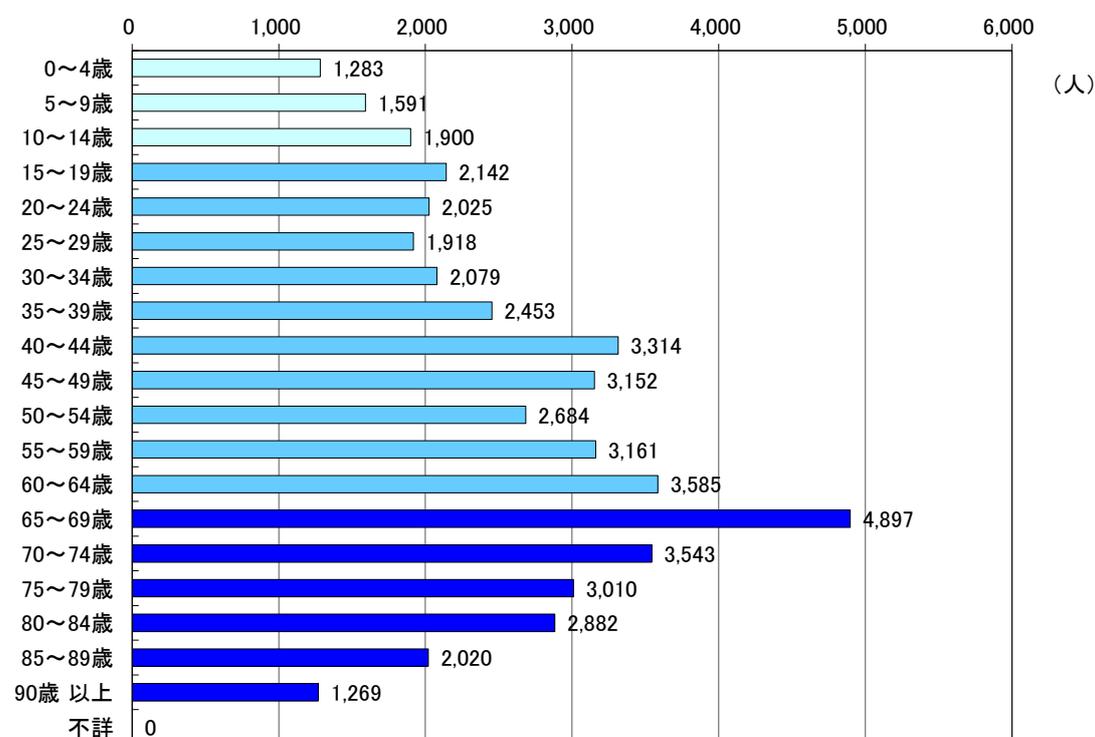


図2-3-3. 年齢階級別人口の内訳（平成28年 住民基本台帳）

## 2.4 産業の動向

本市の産業大分類別事業所数・従業者数を図2-4-1に示します。

平成26年における事業所数は2,410事業所となっています。その内訳は、第1次産業が23事業所（1.0%）、第2次産業が537事業所（22.3%）、第3次産業が1,835事業所（76.1%）となっています。

また、従業者数は18,314人となっています。その内訳は、第1次産業が441人（2.4%）、第2次産業が6,087人（33.2%）、第3次産業が11,786人（64.4%）となっています。

なお、産業大分類の割合を富山県や全国と比較すると、本市では第2次産業の割合が若干高い傾向がみられます。

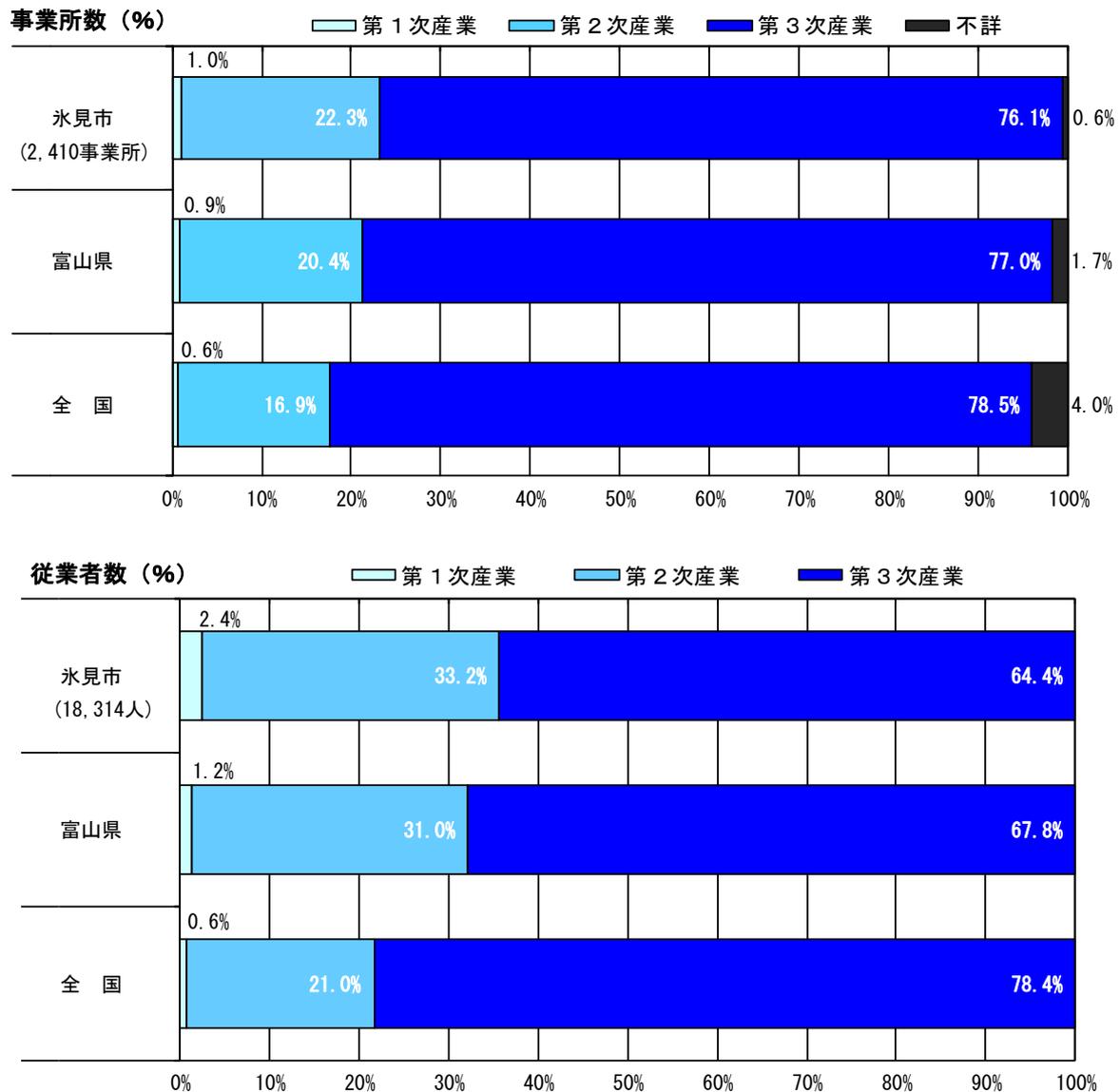


図2-4-1. 産業大分類別事業所数・従業者数（平成26年）

出典：「平成26年経済センサス基礎調査結果（平成26年7月1日現在）」総務省統計局の値（平成27年11月30日公表）

## 2.5 市街地・集落の状況

住民基本台帳による本市の行政区別の人口・世帯数を表2-5-1に示します。

人口を行政区別にみると、窪地区の人口が8,964人（18.3%）と最も多く、次いで東地区の5,415人（11.1%）、朝日丘地区の4,809人（9.8%）が多くなっています。

表2-5-1. 行政区別の人口・世帯数 [平成29年3月31日現在]

	人口 (人)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比
① 朝日丘地区	4,809	9.8%	1,969	11.1%
② 東地区	5,415	11.1%	2,154	12.2%
③ 加納地区	3,415	7.0%	1,227	6.9%
④ 稲積地区	1,250	2.6%	395	2.2%
⑤ 窪地区	8,964	18.3%	3,186	18.0%
⑥ 宮田地区	4,209	8.6%	1,467	8.3%
⑦ 十二町地区	2,738	5.6%	872	4.9%
⑧ 布勢地区	1,458	3.0%	454	2.6%
⑨ 神代地区	1,673	3.4%	574	3.2%
⑩ 仏生寺地区	1,073	2.2%	371	2.1%
⑪ 上庄地区	3,029	6.2%	997	5.6%
⑫ 熊無地区	1,276	2.6%	427	2.4%
⑬ 速川地区	1,364	2.8%	476	2.7%
⑭ 久目地区	1,306	2.7%	485	2.7%
⑮ 余川地区	858	1.8%	264	1.5%
⑯ 碁石地区	682	1.4%	305	1.7%
⑰ 八代地区	504	1.0%	238	1.3%
⑱ 阿尾地区	1,593	3.3%	560	3.2%
⑲ 藪田地区	823	1.7%	325	1.8%
⑳ 宇波地区	1,459	3.0%	524	3.0%
㉑ 女良地区	1,010	2.1%	407	2.3%
計	48,908	100.0%	17,677	100.0%

注① 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

出典：「行政区別人口世帯数統計表（平成29年3月31日現在）」

## 2.6 土地利用の状況

### (1) 地目別土地利用状況

地目別土地利用面積を表2-6-1及び図2-6-1に示します。

地目別土地利用面積のうち、最も大きな割合を占めるのが公有地等の54.9%、次いで山林の17.8%、田の15.2%、畑の4.9%が大きくなっています。

表2-6-1. 地目別土地利用面積 [平成28年1月現在]

項目	面積 [km <sup>2</sup> ]	総面積に占める 割合 [%]	
総面積	230.56	100.0%	
うち、公有地等	126.50	54.9%	
うち、民有地	田	35.11	15.2%
	畑	11.20	4.9%
	宅地	10.64	4.6%
	山林	40.95	17.8%
	原野	3.59	1.6%
	雑種地	2.56	1.1%
	その他	0.01	0.0%
	計	104.06	45.1%

注記1) 民有地には、固定資産税の非課税地積を含まない。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

出典：「富山県勢要覧 平成28年版 富山県」(平成29年3月発行)

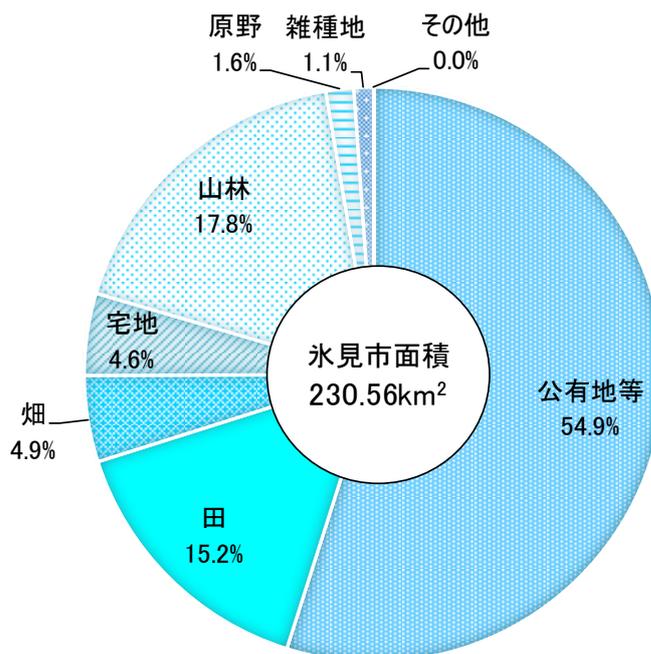


図2-6-1. 地目別土地利用面積

(2) 都市計画区域

都市計画区域及び用途地域の状況を表2-6-2に示します。

都市計画区域面積は230.56km<sup>2</sup>となり、都市計画区域外はなく非線引都市計画区域にあたる。

このうち、用途地域の総面積は69.40km<sup>2</sup>であり、最も大きな面積を占めるのが「第1種住居地域」の27.70km<sup>2</sup> (39.9%)、次いで「第1種中高層住居専用地域」の11.30km<sup>2</sup> (16.3%)、「第1種低層住居専用地域」の6.30km<sup>2</sup> (9.1%)が大きくなっています。

表2-6-2. 都市計画区域及び用途地域の状況 [平成29年4月1日現在]

区 分		氷見市 面 積
		[k m <sup>2</sup> ]
総 面 積		230.56
都市計画区域	都市計画区域面積	230.56
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	6.30 (9.1%)
	第2種低層住居専用地域	—
	第1種中高層住居専用地域	11.30 (16.3%)
	第2種中高層住居専用地域	—
	第1種住居地域	27.70 (39.9%)
	第2種住居地域	—
	準住居地域	1.60 (2.3%)
	近隣商業地域	2.70 (3.9%)
	商業地域	3.80 (5.5%)
	準工業地域	5.30 (7.6%)
	工業地域	6.20 (8.9%)
	工業専用地域	4.50 (6.5%)
	計	

出典：氷見市都市計画課資料

## 2.7 観光

本市の観光者の入込客数を表2-7-1及び図2-7-1に示します。

観光者の入込客数は、年間で228万人となっています。

内訳をみると、入込客数では7～9月の割合が多くなっており、全体の30.1%を占めています。

表2-7-1. 観光者の入込客数 [平成28年]

項目	単位	年間	四半期別			
		総数	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
総数	千人	2,280	427	640	687	526
割合	%	100.0%	18.7%	28.1%	30.1%	23.1%

注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

出典：「氷見市の統計 平成28年版」

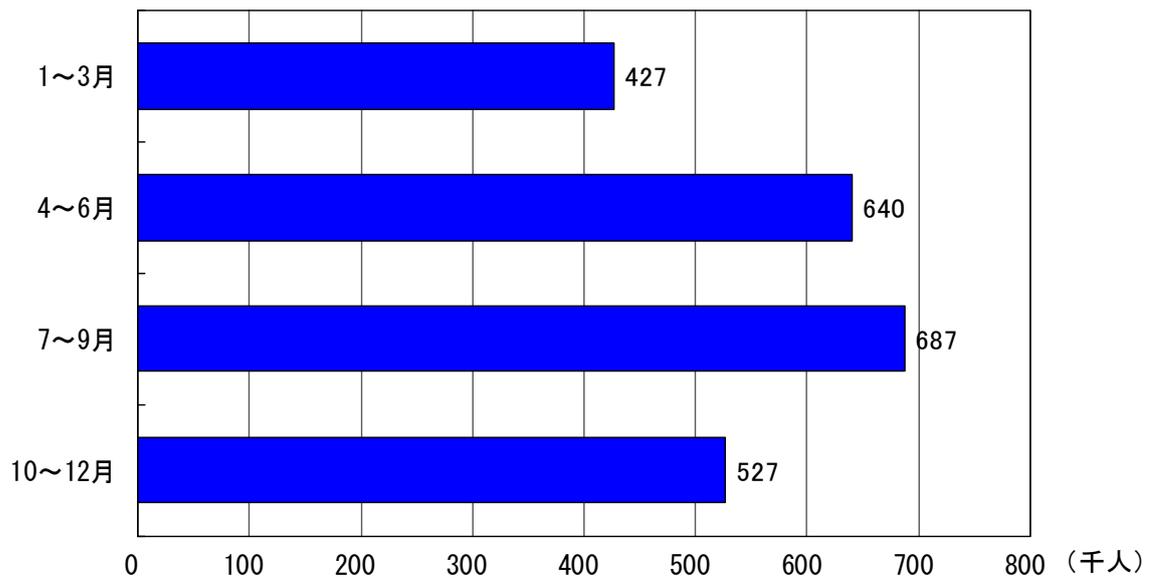


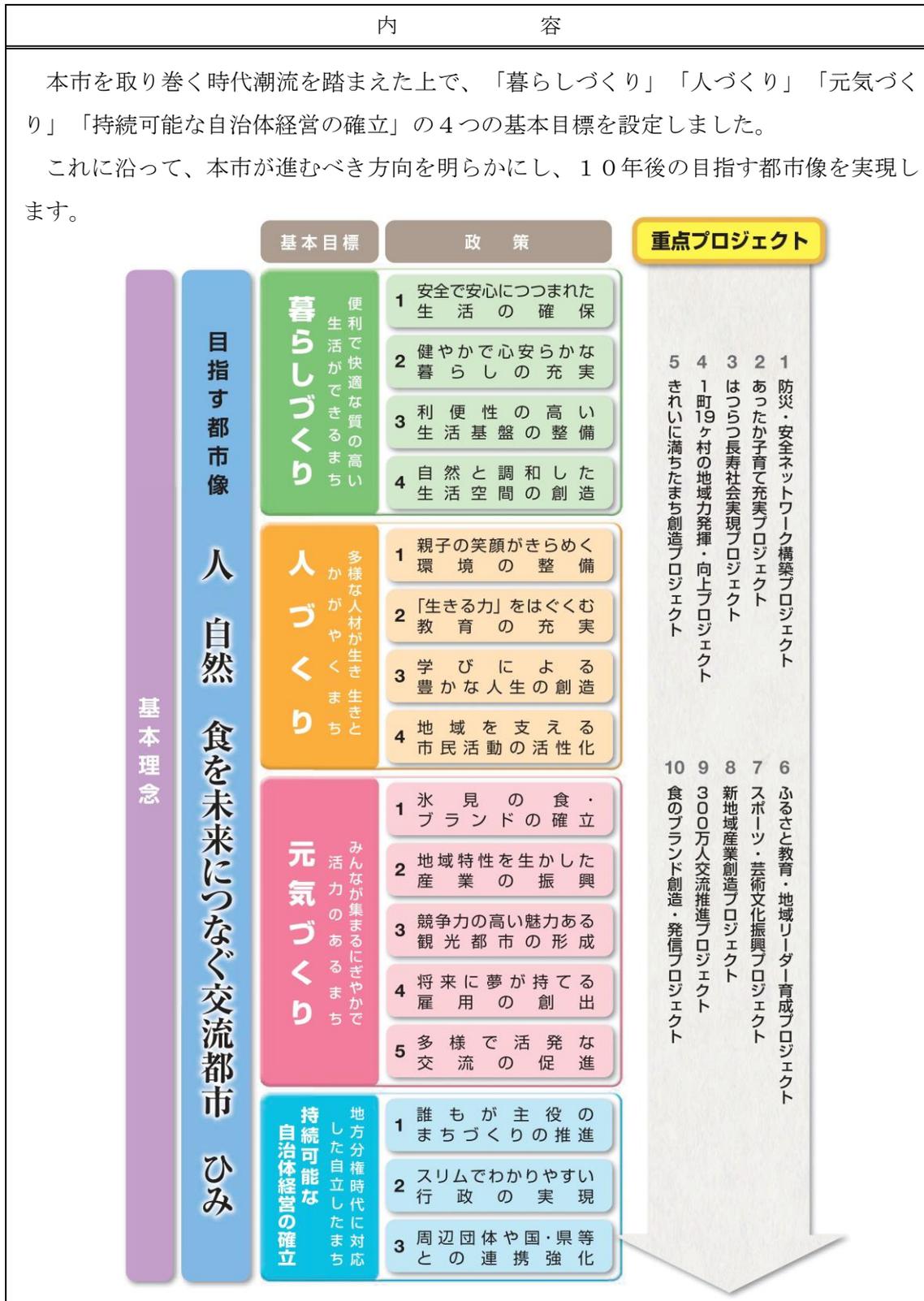
図2-7-1. 観光客の入込客数 [平成28年]

## 2.8 将来計画

### (1) 総合計画

本市の総合計画の概要を表2-8-1に示します。

表2-8-1. 総合計画の概要



出典：「第8次水見市総合計画 2012-2021」水見市 平成24年3月策定

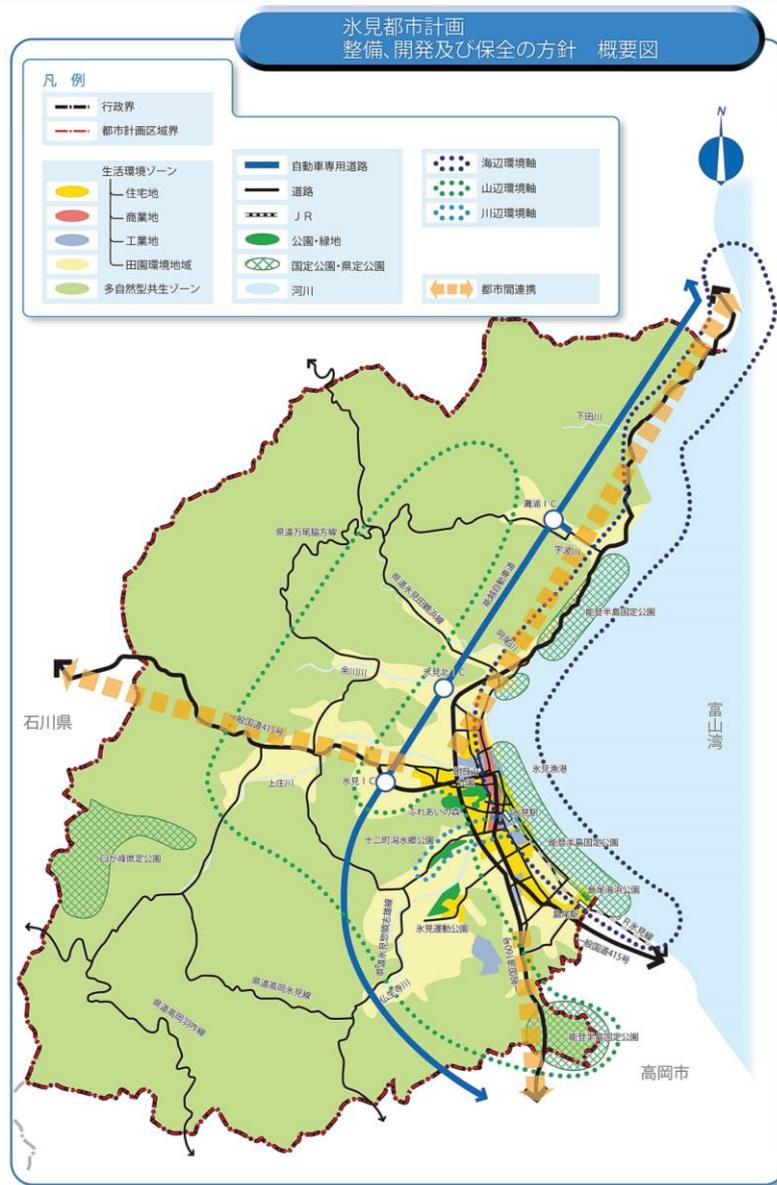
(2) 都市計画区域マスタープラン

本市の都市計画区域マスタープランの概要を表2-8-2に示します。

表2-8-2. 都市計画区域マスタープランの概要

項目	内容
目標年次	<p>基本理念・将来像は、おおむね20年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成43年とする。</p> <p>都市施設の整備などに関しては、おおむね10年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成33年とする。</p>
計画区域	<p>本計画が対象とする範囲は、氷見市全域 (230.56km<sup>2</sup>) とする。</p>
計画の基本理念	<p>本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>～人 自然 食を未来につなぐ交流都市 ひみ～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便利で快適な質の高い生活ができる都市づくり</li> <li>・ 安全で安心な都市づくり</li> <li>・ みんなが集まるにぎやかで活力ある都市づくり</li> </ul> </div>

【附図】



出典：「氷見市都市計画区域マスタープラン 平成25年3月」富山県

### (3) 将来人口フレームの設定

本計画の人口は、各年度3月31日現在の住民基本台帳人口を用います。

なお、将来人口は、社人研の将来人口（推定値）の増減率を用いて求めた内挿値とします。

以上の条件より、本計画における将来人口のフレームを表2-8-3及び図2-8-1に示すとおり設定します。

表2-8-3. 将来人口のフレーム

項目	社人研の将来人口		本計画の将来人口	
	国勢調査値（各年度10月1日現在）		住民基本台帳値（各年度3月31日現在）	
	人口 ①	人口増減率 ②	人口 ③	人口増減率 ④
<b>平成22年度</b>	<b>51,726(実績値)</b>	<b>100.00</b>	<b>53,232(実績値)</b>	<b>100.00</b>
平成27年度	48,682	94.12	49,589(実績値)	93.16
平成28年度	48,074	92.94	48,908(実績値)	91.88
平成29年度	47,459	91.75	48,420	90.96
平成30年度	46,848	90.57	47,930	90.04
平成31年度	46,233	89.38	47,440	89.12
平成32年度	45,621	88.20	46,951	88.20(=②値)
平成33年度	44,981	86.96	46,291	86.96(=②値)
<b>中間目標 平成34年度</b>	<b>44,340</b>	<b>85.72</b>	<b>45,630</b>	<b>85.72(=②値)</b>
平成35年度	43,693	84.47	44,965	84.47(=②値)
平成36年度	43,052	83.23	44,305	83.23(=②値)
平成37年度	42,409	81.99	43,645	81.99(=②値)
平成38年度	41,769	80.75	42,985	80.75(=②値)
<b>目標 平成39年度</b>	<b>41,127</b>	<b>79.51</b>	<b>42,325</b>	<b>79.51(=②値)</b>
平成40年度	40,491	78.28	41,670	78.28(=②値)
平成41年度	39,850	77.04	41,010	77.04(=②値)
平成42年度	39,209	75.80	40,350	75.80(=②値)
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22は実績値</li> <li>・下線値(H27、H32、H37、H42)は「社人研」の推計値</li> <li>・下線値以外=H22値×各年度の②÷100</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下線値(H27、H32、H37、H42)=各年度の①÷H22の①</li> <li>・下線値以外は内挿値</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22、H27、H28は実績値</li> <li>・実績値以外=H22値×各年度の④÷100</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22、H27、H28=各年度の③÷H22の③</li> <li>・H29～H31は内挿値</li> <li>・H32以降は②を採用</li> </ul>

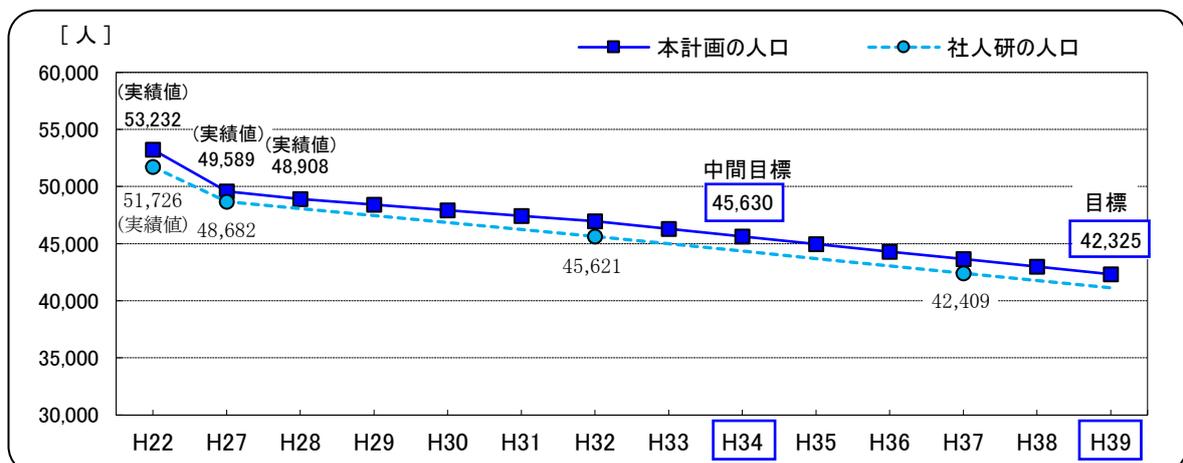


図2-8-1. 社人研と本計画における将来人口の推移



# 第3章 ごみ処理基本計画

## 3.1 ごみ処理の現状と課題

### (1) ごみ排出量の推移

#### ① 一般廃棄物の年間排出量(=生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+資源集団回収量)の推移

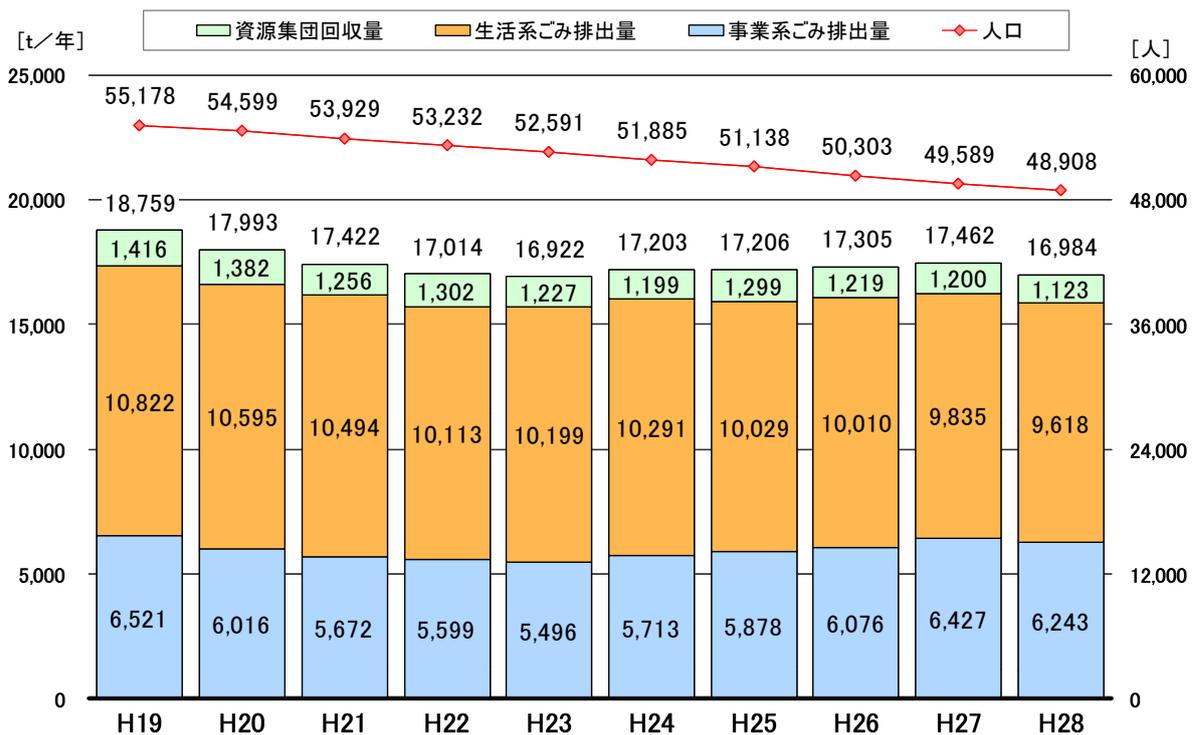
人口及び一般廃棄物の年間排出量の推移を、図3-1-1に示します。

本市の行政区域内人口は、減少傾向にあり、過去10年間で11%減少しています。

一方、一般廃棄物の年間排出量もおおむね減少傾向にあります。過去10年間で9%の減少にとどまっています。

平成28年度における一般廃棄物の年間排出量は16,984 tであり、その内訳は、資源集団回収量が1,123 t（構成比6.6%）、生活系ごみ排出量が9,618 t（同比56.6%）、事業系ごみ排出量\*が6,243 t（同比36.8%）となっています。

\*事業系ごみには、民間から民間への直接引き取りされている木質系資源ごみも計上している。詳細については、P.26を参照のこと。



#### 一般廃棄物の年間排出量の内訳【構成割合】

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
資源集団回収量	7.5%	7.7%	7.2%	7.7%	7.3%	7.0%	7.5%	7.0%	6.9%	6.6%
生活系ごみ排出量	57.7%	58.9%	60.2%	59.4%	60.3%	59.8%	58.3%	57.8%	56.3%	56.6%
事業系ごみ排出量	34.8%	33.4%	32.6%	32.9%	32.5%	33.2%	34.2%	35.1%	36.8%	36.8%

注記1) 人口の出自：住民基本台帳（各年度3月31日現在。なお、平成23年度までは外国人登録人口を含む。）氷見市環境・交通防犯課資料

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-1. 人口及び一般廃棄物の年間排出量の推移

## ② 1人1日平均排出量

1人1日平均排出量の推移を、図3-1-2に示します。

### ア. 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の1人1日平均排出量は漸増傾向にあり、過去10年間（平成19年度比）で2%増加しました。なお、平成22年度を底値として平成27年度まで漸増傾向にありましたが、平成28年度に若干減少しています。

平成28年度における一般廃棄物の1人1日平均排出量は951g/人・日となっています。

### イ. 生活系ごみ排出量

生活系ごみの1人1日平均排出量は微増傾向にあり、過去10年間（平成19年度比）で1%増加しました。

平成28年度における生活系ごみの1人1日平均排出量は539g/人・日となっています。

### ウ. 事業系ごみ排出量

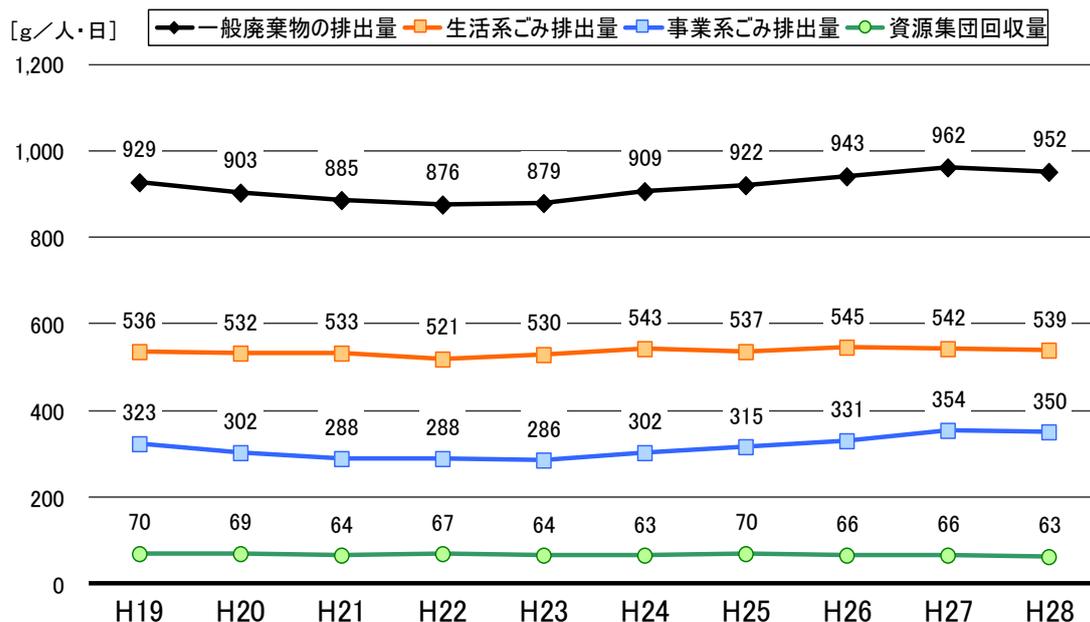
事業系ごみの1人1日平均排出量は漸増傾向にあり、過去10年間（平成19年度比）で8%増加しました。なお、平成23年度を底値として平成27年度まで漸増傾向にありましたが、平成28年度に若干減少しています。

平成28年度における事業系ごみの1人1日平均排出量は350g/人・日となっています。

### エ. 資源集団回収量

資源集団回収の1人1日平均回収量は、減少傾向にあり、過去10年間（平成19年度比）で10%減少しました。

平成28年度における資源集団回収の1人1日平均回収量は63g/人・日となっています。



注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。  
1人1日平均排出量は、年間排出量を「総人口×365日又は366日」で除した値。

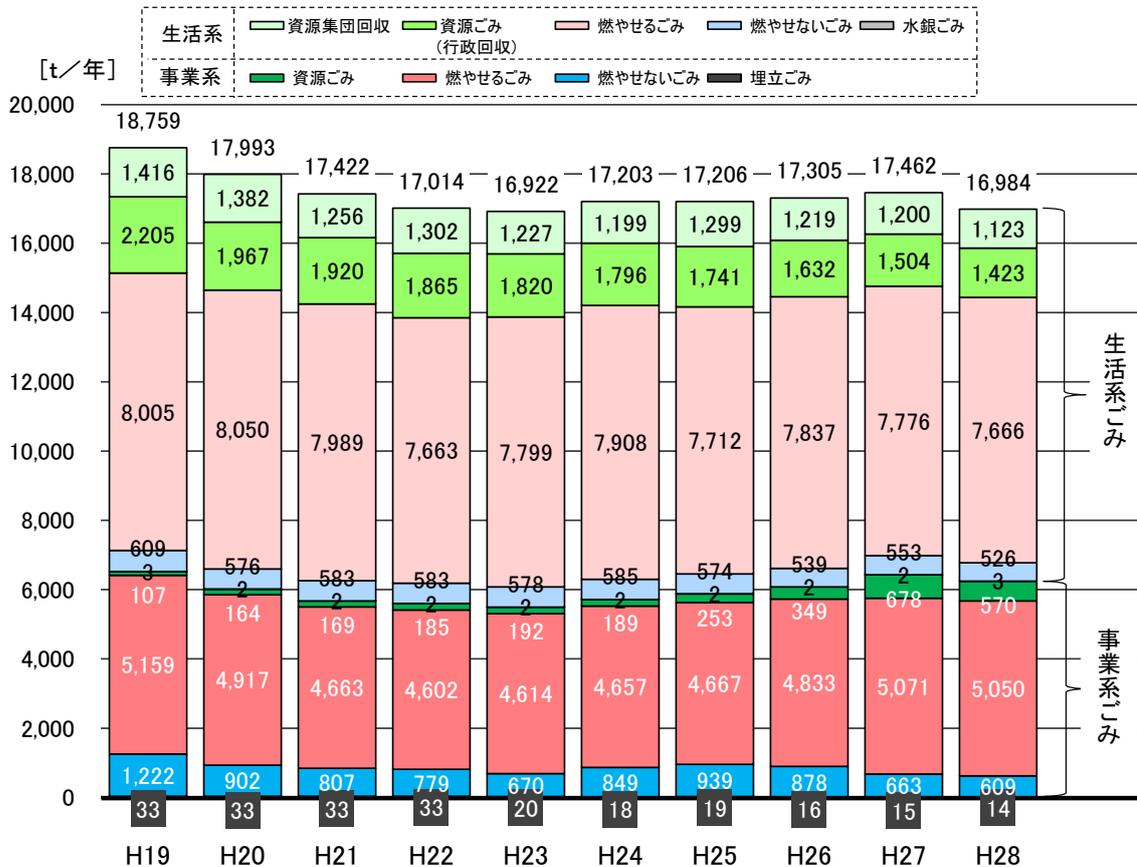
図3-1-2. 1人1日平均排出量の推移

③ ごみ・資源ごみの内訳

ごみ・資源ごみの内訳の推移を、図3-1-3に示します。

過去10年間に於けるごみ・資源ごみの構成割合の推移をみると、生活系燃やせるごみ・事業系資源ごみ・事業系燃やせるごみは増加傾向にあります。一方で、生活系資源ごみ(行政回収)・事業系燃やせないごみは減少傾向にあります。また、資源集団回収・生活系燃やせないごみ・生活系水銀ごみ・事業系埋立ごみは横ばい傾向にあります。

平成28年度におけるごみ・資源ごみの構成割合は、資源集団回収が6.6%、生活系資源ごみ(行政回収)が8.4%、生活系燃やせるごみが45.1%、生活系燃やせないごみが3.1%、生活系水銀ごみが0.0%、事業系資源ごみが3.4%、事業系燃やせるごみが29.7%、事業系燃やせないごみが3.6%、事業系埋立ごみが0.1%となっています。



ごみ・資源ごみの内訳【構成割合】

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
生活系ごみ	65.2%	66.6%	67.4%	67.1%	67.5%	66.8%	65.8%	64.9%	63.2%	63.2%
資源ごみ	19.3%	18.6%	18.2%	18.6%	18.0%	17.4%	17.7%	16.5%	15.5%	15.0%
資源集団回収	7.5%	7.7%	7.2%	7.7%	7.3%	7.0%	7.5%	7.0%	6.9%	6.6%
資源ごみ(行政回収)	11.8%	10.9%	11.0%	11.0%	10.8%	10.4%	10.1%	9.4%	8.6%	8.4%
燃やせるごみ	42.7%	44.7%	45.9%	45.0%	46.1%	46.0%	44.8%	45.3%	44.5%	45.1%
燃やせないごみ	3.2%	3.2%	3.3%	3.4%	3.4%	3.4%	3.3%	3.1%	3.2%	3.1%
水銀ごみ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
事業系ごみ	34.8%	33.4%	32.6%	32.9%	32.5%	33.2%	34.2%	35.1%	36.8%	36.8%
資源ごみ	0.6%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.5%	2.0%	3.9%	3.4%
燃やせるごみ	27.5%	27.3%	26.8%	27.0%	27.3%	27.1%	27.1%	27.9%	29.0%	29.7%
燃やせないごみ	6.5%	5.0%	4.6%	4.6%	4.0%	4.9%	5.5%	5.1%	3.8%	3.6%
埋立ごみ	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-3. ごみ・資源ごみの内訳の推移 (年間量)

## (2) ごみ処理体制の状況

平成28年度現在におけるごみの流れを、図3-1-4（次頁）に示します。

本市では、一般家庭から排出されるごみの分別区分を、[1]燃やせるごみ(①)、及び[2]燃やせないごみ(②破碎ごみ、③埋立ごみ)、[3]資源ごみ（④スチール缶、⑤アルミ缶、ガラスびん（カレット[⑥無色透明、⑦茶色、⑧その他の色]、⑨生きびん）、⑩紙パック、⑪紙製容器包装ごみ、⑫ペットボトル、⑬プラスチック製容器包装ごみ、⑭トレイ、古紙（⑮段ボール、⑯新聞紙、⑰雑誌類）、年2回収集するごみ（⑱リサイクルする小型家電製品類、⑲金属原料としてリサイクルするもの、⑳家庭で分解困難な大型プラスチック製品等、㉑水銀ごみ<sup>※</sup>）、㉒廃食用油の3種22分別と定めており、住民の理解と協力のもとでごみの分別排出を進めてきています。

一方で、事業活動に伴って排出される事業系ごみは、「廃棄物処理法」第3条の規定に基づき、事業者自らの責任において適正に処理するよう定めています。このため、行政所管の中間処理施設に事業系ごみを搬入する場合には、自己搬入(有料)または一般廃棄物収集運搬許可業者への処理委託による受け入れとしています。

なお、分別排出された資源ごみは、「リサイクルプラザ」で選別処理するか、民間業者への処理委託で対応しています。

燃やせるごみは、「高岡広域エコ・クリーンセンター」での焼却処理で対応しています。

燃やせないごみは、「不燃物処理センター(不燃ごみ処理施設)」での破碎・選別処理で対応しています。

埋立物（直接ごみや処理残渣物）は、「不燃物処理センター(最終処分場)」または民間埋立処分場で埋立処分しています。

<sup>※</sup>水銀ごみは、「不燃物処理センター(不燃ごみ処理施設)」で保管後、民間埋立処分場で埋立処分を行っている。

単位：(t/年)

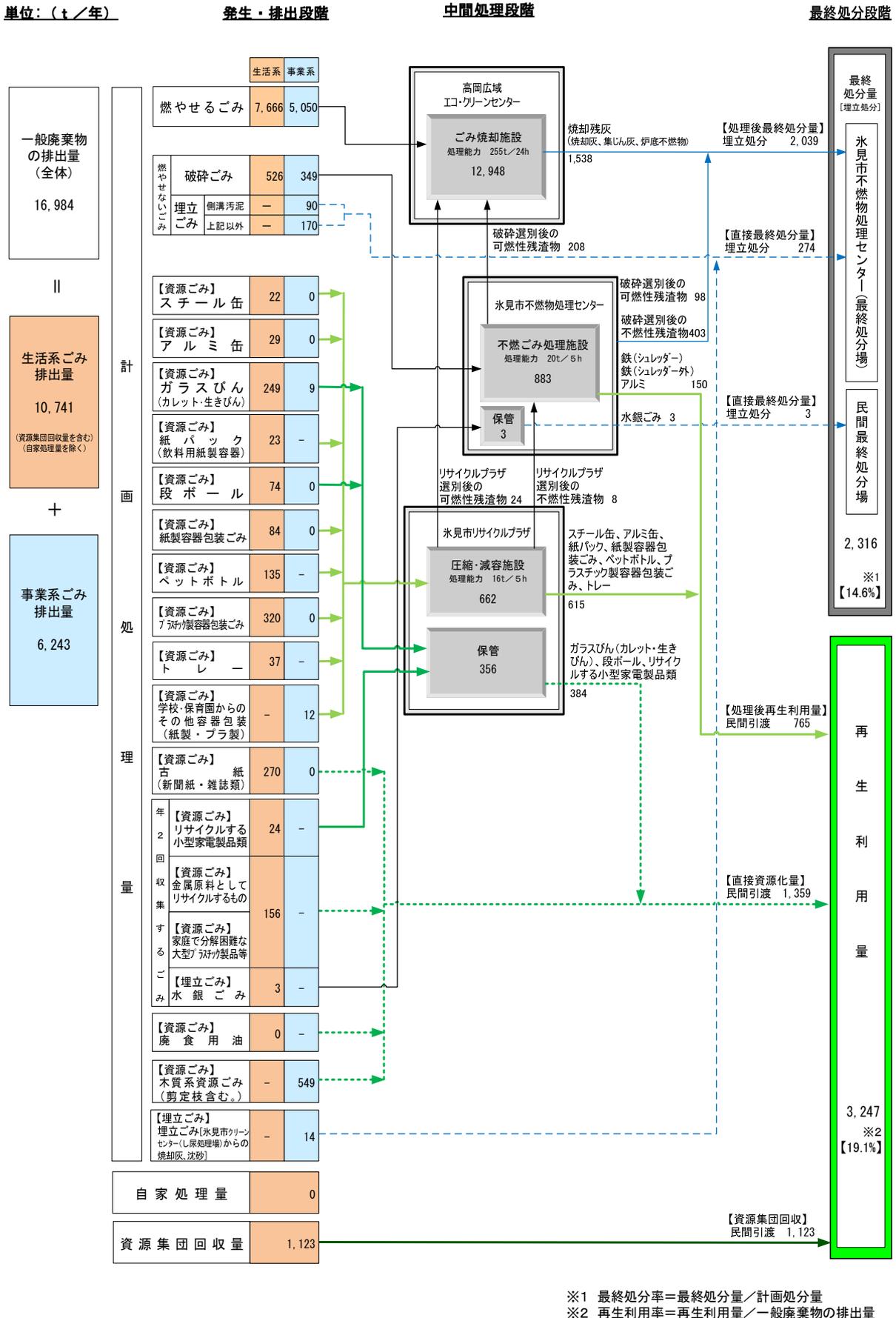


図3-1-4. ごみの流れ (平成28年度)

注① 一般廃棄物の排出量=資源集団回収量+ごみ排出量 (生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量)

※1 最終処分率=最終処分量/計画処分量  
※2 再生利用率=再生利用量/一般廃棄物の排出量



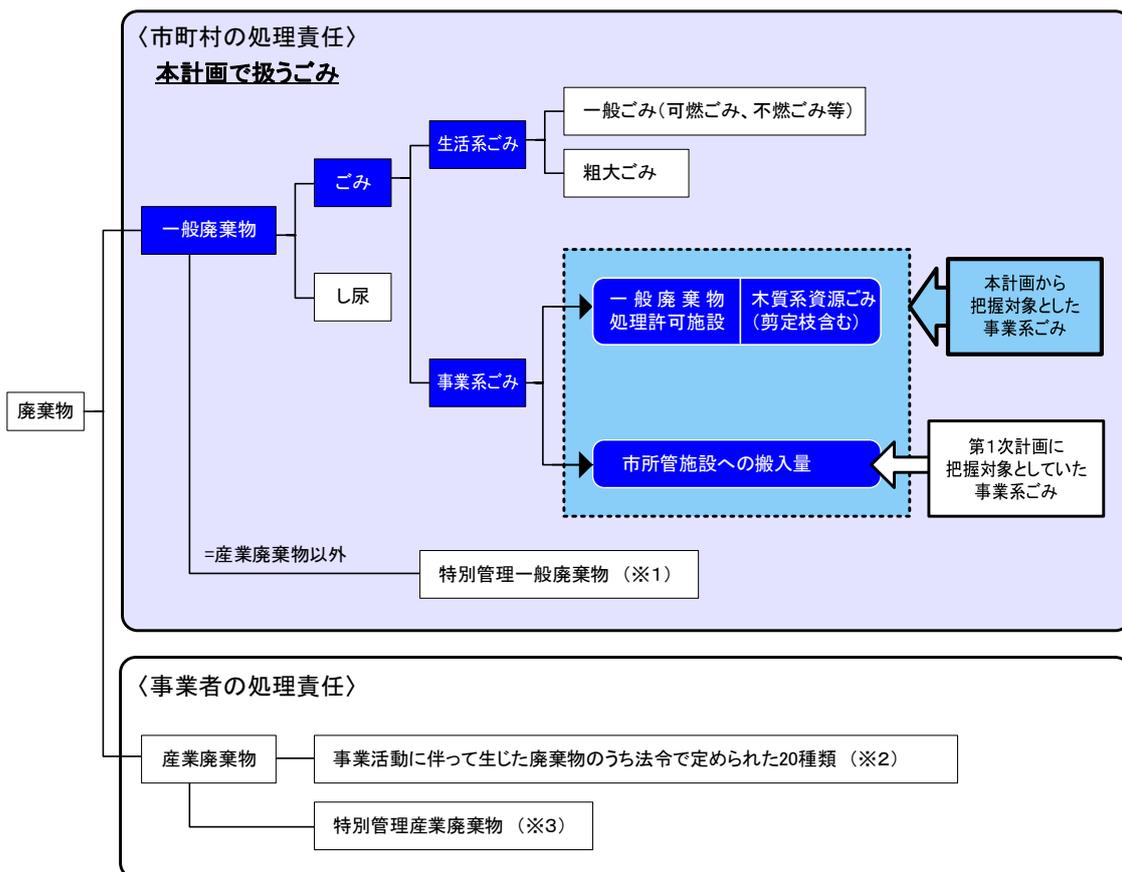
### 事業系ごみの取扱いについて

これまで本市の事業系ごみは、本市所管の「リサイクルプラザ」や「不燃物処理センター（不燃ごみ処理施設、最終処分場）」、高岡地区広域圏事務組合所管の「高岡広域エコ・クリーンセンター（ごみ焼却施設）」で処理・処分されているごみのみを扱ってきました。

しかしながら、近年、民間活力による資源化が進められてきており、これまでは資源化が困難で焼却処理や埋立処分をせざるを得なかったものが、資源ごみとして再生利用できるようになっています。そこで、本市としては、資源化を実施する事業所を積極的に奨励していくことから、事業所における資源化の状況を量的に把握することで、これまで焼却処理や埋立処分してきたごみの削減をより一層推進していくこととしています。

そのため、本計画からは、民間から民間へ流れている資源化量を事業系資源ごみ量として、事業系ごみに反映することとします。

また、ごみの分類について整理したものを、以下に示します。



- ※1：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの  
 ※2：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣(さ)、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋸さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの  
 ※3：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

廃棄物の区分は、「平成29年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」を元に整理したものである。

(3) ごみの減量化・資源化の状況

表3-1-1. ごみの減量化・資源化の状況〔平成28年度〕

(1/3)

項 目	取 り 組 み 内 容
周知・普及啓発、指導活動	<p>《生活系》</p> <p>(1) ごみの減量化・資源化教育及び学習の推進</p> <p>①教育及び学習の場の提供、指導者の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○出前講座の実施（各種団体や地域で行う環境に関する研修会等を支援するために市職員を派遣）</li> <li>○学校等の環境教育への協力（子供たちへのごみに関する意識の向上）</li> <li>○虻が島[女良地域]清掃活動の支援（参加者：子供たちや関係地区住民、自然保護員等）</li> <li>○海辺の漂着物調査（参加者：市内の小学5年生や市職員、NPEC、富山経済同友会等）</li> </ul> <p>②各ごみ処理関連施設での活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設見学会の開催（毎年、小学校による見学会を実施）</li> <li>○リサイクルプラザでの活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみや環境に関しての情報提供及び研修会の開催</li> <li>・持ち込まれた不要品（家具、おもちゃ、食器類等）を修理・再生したりリフォーム製品の展示販売（製品のリユースの実施）</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 住民に対する広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「家庭ごみの分け方と出し方及びごみ収集計画表」の各戸配布やホームページへの掲載</li> <li>②広報、ホームページ、行政チャンネル等を利用した意識啓発、情報発信</li> <li>③住民に対する再利用品使用の普及啓発・環境保全型商品に関する情報提供と購入の呼びかけ</li> <li>④氷見市環境保健衛生協会、婦人会等との連携によるマイバッグ持参運動等の拡大・普及啓発、小売店頭での販売包装の抑制</li> <li>⑤優良団体に対する表彰制度等の支援・推進</li> </ul> <hr/> <p>《事業系》</p> <p>(1) 事業用大規模建築物*の所有者等による廃棄物の減量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①廃棄物管理責任者の設置の義務付け</li> <li>②事業系一般廃棄物減量計画書の作成と提出の義務付け</li> </ul> <p><small>*事業用大規模建築物とは、次に該当する建築物とする。</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[1]事業の用途に供される部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物</li> <li>[2]大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する一の建物であって、その建物内の店舗面積(同条第1項に規定する小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。)の合計が1,000㎡を超えるもの</li> <li>[3][2]に掲げるもののほか、著しく多量の事業系一般廃棄物を排出する事業用の建築物で、市長が特に必要と認めるもの</li> </ul> <p>(2) 民間団体等の自発的な活動（再生資源に係る回収活動等）の促進（活動の支援に関し中核となる団体の育成、知識の普及等）</p> <p>(3) オフィスリサイクル・商店街リサイクル等の促進への働きかけ</p> <p>(4) 事業所ごみ排出管理・指導の徹底（必要事項の報告要請や立入検査の実施）</p> <p>(5) 事業者に対する再利用品使用の普及啓発・環境保全型商品に関する情報提供と購入の呼びかけ</p> <p>(6) ごみ搬入管理の強化</p> <p>(7) 小売店等の店頭回収の促進</p>

項 目	取 り 組 み 内 容
経済的インセンティブを与える手段	<p>(1)生活系燃やせるごみ収集の有料化制度の継続と適宜見直し</p> <p>(2)事業所ごみ（直接持込ごみ）の持ち込み手数料の継続と適宜見直し</p>
資源ごみ拠点回収事業	<p>(1)資源ごみを排出しやすい環境づくりとして、収集日以外にも資源ごみの受け入れを実施している。</p> <p>【持込場所】リサイクルプラザ</p> <p>【受付日時】月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分まで</p> <p>【対象品目】</p> <p>①資源化する持込みごみ：缶類、びん類、紙類、プラスチック類、小型家電製品類</p> <p>②リサイクル販売品：タンス、テーブル、ソファ、応接セット、棚、椅子、収納ケース、置き物、花瓶、食器、鍋、遊具、チャイルドシート等</p> <p>(2)廃食用油の回収活動（平成19年度～）</p> <p>家庭で不要となった使用済み天ぷら油を精製し、自動車等の燃料（バイオディーゼル燃料）として再利用することで、ごみの減量や地球温暖化防止に取り組んでいる。</p> <p>【回収場所と受付日時】</p> <p>①氷見市造形芸術センター（旧農業活性化センター）前 [北大町16番6号] 午前7時～午後6時まで／日曜、祝日も利用可</p> <p>②窪公民館横 [窪1245番地3] 午前9時30分～午後4時まで／日曜、祝日の利用不可</p>
交付金制度による経済的な支援	<p>《生活系》</p> <p>(1)資源集団回収報奨金交付制度（平成3年度～）</p> <p>【対象品目】古紙類、金属類、布類</p> <p>【対象団体】本市に住所を有する者で構成し、営利を目的としない団体（町内会、婦人会、PTA等）</p> <p>【回収量】1回当たり概ね500kg以上</p> <p>【報奨金額】3円/kg</p> <p>【平成28年度交付実績】1,123t（報奨金額 3,368,413円）</p> <p>(2)ごみ集積場整備事業補助金交付制度（平成9年度～）</p> <p>【対象団体】自治会、町内会、その他これらに準ずる団体</p> <p>【補助要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね20世帯以上（改築の場合：10世帯以上）で利用するものであること。ただし、20世帯未満の集落にあっては、集落全体で利用するものであること。</li> <li>・金属製又はコンクリート製で固定式であること。</li> <li>・原則として、高さ1.8m以上、幅1.8m以上、奥行き1.5m以上（改築の場合：高さ1.2m以上、幅1.2m以上、奥行き0.7m以上）で、利用世帯から出されるごみを全量収納できるものであること。</li> <li>・ごみ集積場の整備に要する経費が5万円以上であること。</li> <li>・過去5年以内に補助金を受けて整備されたごみ集積場の整備に係るものでないこと。</li> </ul> <p>【補助金額】1箇所につき整備に要する経費の1/2</p> <p>【上限金額】・新設又は2箇所以上を併合した新設：10万円 ・改築：7万円</p> <p>【平成28年度交付実績】7件（補助金額 533,000円）</p> <p>(3)氷見市木質バイオマスストーブ設置補助金交付制度</p> <p>【補助要件】・市内で居住する住宅もしくは利用する事務所等に設置するもの（1基/棟） ・設置前において未使用品であること</p> <p>【補助金額】1基につき購入費及び設置費の1/3</p> <p>【上限金額】10万円/基</p> <p>【平成28年度交付実績】5基（補助金額 500,000円）</p>

(3/3)

項 目	取 り 組 み 内 容
交付金制度による 経済的な支援 (つづき)	<p>《生活系・事業系》</p> <p>(1) 生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機購入助成金交付制度  <b>【助成対象】</b> 市内に住所を有し、本市が認定する指定店で、生ごみ堆肥化容器又は電気式生ごみ処理機を購入しようとする個人の方  <b>【助成要件】</b> ・堆肥化容器又は処理機を設置できる敷地があること            ・堆肥化容器又は処理機をご近所の迷惑にならないよう適正に維持管理できること            ・堆肥化された生ごみを、家庭菜園で使う等適正に処理できること  <b>【助成金額】</b>            生ごみ堆肥化容器：1基につき購入価格の1/2相当額又は5,000円のいずれか低い額            電気式生ごみ処理機：1基につき購入価格の1/2相当額又は25,000円のいずれか低い額  <b>【平成28年度交付実績】</b>            生ごみ堆肥化容器：12基（助成金額 44,800円）            電気式生ごみ処理機：6基（助成金額 144,000円）</p>
環 境 審 議 会 等 の 設 置	<p>(1) 氷見市環境審議会 環境の保全と創造に関する重要事項を審議するため設置。  <b>【組織】</b> 学識経験のある者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱（委員は20人以内）  <b>【任期】</b> 2年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。）</p> <p>(2) 氷見市環境保健衛生協会 各地域における環境保健衛生組織の育成強化及び環境保健衛生事業を促進するため設置。  <b>【組織】</b> 正会員（市内居住の全世帯）、特別会員（富山県高岡厚生センター氷見支所、市職員及び保健衛生に関する学識経験者）、賛助会員</p>
環 境 美 化 推 進 事 業	<p>(1) 氷見市一斉清掃日（7月の第1日曜日）の設定 市内全域の海岸、河川、公園等の清掃、草刈作業をボランティアで実施</p> <p>(2) 「氷見市住みよい環境づくり週間（7月1日～7日）」の設定 環境保全活動や日常生活での環境配慮行動の呼びかけ、環境イベントの実施等</p> <p>(3) 海岸清掃の委託</p> <p>(4) 住民による環境保全活動（ボランティア活動）への支援 ボランティア用ごみ袋の配布や回収されたごみの収集運搬処分の実施</p> <p>(5) 不法投棄の防止（監視体制の整備・空き地等の管理・空き缶等の散乱防止） 啓発用看板や移動式監視カメラの設置、警察への通報による投棄者の捜査、放置物の撤去、市職員によるパトロールの実施</p>

#### (4) 収集・運搬の状況

##### ① 分別収集の概要

本市では、燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみの分別収集を実施しています。分別収集に係る本市の取組については、以下に示したとおりです。

- ・平成3年度：資源集団回収報奨金交付制度の実施  
：生活系燃やせるごみの指定ごみ袋制度を開始
- ・平成7年度：生活系燃やせないごみの指定ごみ袋制度を開始
- ・平成8年度：空き缶・空きびんのモデル地区での分別収集の実施（その後、対象地区を順次拡大）
- ・平成9年度：紙パック・ペットボトル・トレーの拠点回収の実施
- ・平成12年度：プラスチック製容器包装・紙製容器包装・古紙（段ボール・新聞紙・雑誌類）の市内全域での分別収集の実施
- ・平成19年度：生活系燃やせるごみ収集の有料化と事業系ごみ持ち込み手数料の改定
- ・平成20年度：廃食用油の一部モデル地区での拠点回収の実施
- ・平成23年度：リサイクルする小型家電製品類の分別収集の実施
- ・平成29年度：パソコンの無料回収の実施

## ② 収集・運搬システムの概要

収集・運搬システムの概要を表3-1-2（次頁, P. 33）に示します。

本市では、前述したとおり、資源化事業に伴った分別収集を順次実施してきており、平成28年度現在では3種22分別を基本とした収集を実施しています。

表3-1-2. 収集・運搬システムの概要

[平成29年4月時点] (1/2)

項 目	収集方法					資源 集 団 回 収	処理・処分方法	
	ステーション方式			拠点回収 <sup>※1</sup>				
	収集 主体	収集 回数	収集 (箇所)	JA氷見市、スー パー、コンビニ等				
燃やせるごみ <sup>※2</sup>	委託	週2回	900	—	—	—	・高岡広域エコ・クリーンセンターで全量焼却処理 ⇒不燃物処理センター(最終処分場)で埋立処分	
燃やせないごみ <sup>※2</sup> (金属類、ガラス・陶器等)	委託	月2回	900	—	—	—	・不燃物処理センター(不燃ごみ処理施設)で破 砕・選別 ⇒アルミ・鉄は民間業者へ引き渡し(資源化) ⇒それ以外は焼却残渣とともに不燃物処理 センター(最終処分場)で埋立処分	
資 源 ご み	容 器 包 装 廃 棄 物	スチール缶	委託	月1回	380	—	○	・リサイクルプラザで選別・圧縮・保管 ⇒民間業者へ引き渡し(資源化) ・一部、直接民間業者へ引き渡し(資源化)
		アルミ缶	委託	月1回	380	—	○	・リサイクルプラザで選別・圧縮・保管 ⇒民間業者へ引き渡し(資源化) ・一部、直接民間業者へ引き渡し(資源化)
		ガラスびん (カレット・生きびん)	委託	月1回	380	—	—	・リサイクルプラザで選別・保管(生きびんは 保管) ⇒民間業者へ引き渡し(資源化)
		紙パック (飲料用紙製容器)	委託	—	—	○	—	・リサイクルプラザで圧縮・保管 ⇒民間業者へ引き渡し(資源化)
		段ボール	委託	月1回	380	—	○	・リサイクルプラザで保管 ⇒民間業者へ引き渡し(資源化) ・一部、直接民間業者へ引き渡し(資源化)
		紙製容器 包装ごみ	委託	月1回	380	—	—	・リサイクルプラザで圧縮・保管 ⇒民間業者へ引き渡し(資源化)
		ペットボトル	委託	—	—	○	—	・リサイクルプラザで圧縮・保管 ⇒民間業者へ引き渡し(資源化)
		プラスチック製 容器包装ごみ	委託	月2回	380	—	—	・リサイクルプラザで圧縮・保管 ⇒民間業者へ引き渡し(資源化)
	ト レ ー	委託	—	—	○	—	・リサイクルプラザで溶融・保管 ⇒民間業者へ引き渡し(資源化)	
	古 紙 (新聞紙、雑誌類)	委託	月1回	380	—	○	—	・直接民間業者へ引き渡し(資源化)
	年 2 回 回 収 す る ご み	リサイクルする 小型家電製品類	委託	年2回	250	—	—	・リサイクルプラザで保管 ⇒民間業者へ引き渡し(資源化)
		金属原料として リサイクルするもの	委託	年2回	250	—	—	・直接民間業者へ引き渡し(資源化)
		家庭で分解困難な プラスチック製品等	委託	年2回	250	—	—	・直接民間業者へ引き渡し(資源化)
水 銀 ご み		委託	年2回	250	—	—	・不燃物処理センター(不燃ごみ処理施設)で保管 ⇒民間業者へ引き渡し(埋立処分)	
廃 食 用 油	—	—	—	○	—	—	・直接民間業者へ引き渡し(資源化)	
古 布	—	—	—	—	○	—	・直接民間業者へ引き渡し(資源化)	

※1回収は随時受け付けている。回収箇所は63箇所(なお、廃食用油は2箇所。)

※2直接持ち込み(有料)は可能。

(2/2)

項目	収集・運搬システム	処理・処分方法
リサイクルする小型家電製品類 (一般家庭から出たものに限る。)	直接持込[無料]	・リサイクルプラザで保管 ⇒民間業者へ引き渡し(資源化)
パソコン (一般家庭から出たものに限る。)	直接持込[無料]	・リサイクルプラザで保管 ⇒民間業者へ引き渡し(資源化)
	メーカーや(一社) パソコン3R推進 協会へ引取を依頼	—
可燃性粗大ごみ 家庭から排出される一時多量ごみ	高岡広域エコ・クリーンセ ンター米見市受付所へ 直接持込[有料]	・高岡広域エコ・クリーンセンターで全量焼却処理 ⇒不燃物処理センター(最終処分場)で埋立処分
埋立ごみ	直接持込[有料]	・不燃物処理センター(最終処分場)で埋立処分
小型充電式電池	リサイクル協力店 に直接持込[無料]	—
ボタン電池	購入店に相談	—
感染性廃棄物、スプリングマット レス・ソファ・応接セット・マッ サーチェア、劇薬物、廃油、タ イヤ、鉄骨、バッテリー、中身の あるスプレー缶・カセットボン ベ・ガスボンベ、消火器	購入店や専門処理 業者に相談	—
農機具	購入店に相談	—
家電リサイクル品 (テレビ(液晶式・プラズマ式含 む)、エアコン、冷蔵庫及び冷 凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)	購入店や買替店へ 引き取りを依頼、又 は指定引取場所へ 直接持込[有料]	—

本市で  
収集し  
ないご  
み

(5) 処理・処分の状況

① 行政施設

本市の所管処理・処分施設は、「高岡広域エコ・クリーンセンター(ごみ焼却施設)」と「氷見市不燃物処理センター(不燃ごみ処理施設、最終処分場)」、「氷見市リサイクルプラザ(廃棄物再生利用施設)」です。

高岡広域エコ・クリーンセンター(ごみ焼却施設)の概要を表3-1-3に、氷見市不燃物処理センター(不燃ごみ処理施設)の概要を表3-1-4(次頁)に、氷見市リサイクルプラザ(廃棄物再生利用施設)の概要を表3-1-5(次頁)に、氷見市不燃物処理センター(最終処分場)の概要を表3-1-6(P.36)に示します。

表3-1-3. 高岡広域エコ・クリーンセンター(ごみ焼却施設)

項目	内容	
施設名	高岡広域エコ・クリーンセンター	
施設所管	高岡地区広域圏事務組合	
運転管理体制	一部委託	
処理対象市町村名	高岡市・氷見市・小矢部市	
所在地	氷見市上田子字笹谷内50番地	
竣工年月	平成26年9月	
処理する廃棄物	生活系・事業系燃やせるごみ、リサイクルプラザからの選別可燃性残渣物、不燃物処理センター(不燃ごみ処理施設)からの破碎可燃性残渣物	
敷地面積	89,045 m <sup>2</sup>	
建物面積	4,405 m <sup>2</sup>	
公称処理能力	255 t / 24 h	
設計ばいじん濃度	0.008 g / Nm <sup>3</sup>	
施設の内容	型式	J F E 二回流式全連続燃焼ストーカ炉
	基数	255 t / 24 h (85 t / 24 h × 3基)
	通風	平衡通風
	煙突	高さ : 59m 頂上口径 : 0.7m × 3本
	除じん設備	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)
	トラックスケールの秤量	30 t × 2基
	ごみピットの容量	5,700 m <sup>3</sup>
	灰ピットの容量	157 m <sup>3</sup>
	助燃装置	ロータリーバーナー : 3基 (灯油) 再燃装置 : 3基 (灯油)
	排水処理設備	ごみ汚水 : ごみピット返送 プラント排水 : 再利用
	余熱利用設備	発電、給湯、融雪
	附帯設備	発電設備 : 4,600 kW 可燃性粗大ごみ破碎機

出典 : 「富山県の廃棄物 [平成28年度版] 富山県環境政策課」、パンフレット「高岡広域エコ・クリーンセンター」に一部加筆

表3-1-4. 氷見市不燃物処理センター(不燃ごみ処理施設)

項目	内 容	
施設名	氷見市不燃物処理センター(不燃ごみ処理施設)	
施設所管	氷見市	
運転管理体制	委託	
処理対象市町村名	氷見市	
所在地	氷見市床鍋28番地	
竣工年月	昭和57年9月	
処理・保管する廃棄物	生活系燃やせないごみ、事業系燃やせないごみのうち破碎ごみ(不燃性粗大ごみ)、リサイクルプラザからの選別不燃性残渣物、水銀ごみ	
敷地面積	最終処分場施設内(表3-1-6(次頁)参照)	
建物面積	493.69 m <sup>2</sup>	
公称処理能力	20 t / 5 h	
施設の内容	型 式	クボタアイダル型シュレッダー(堅型破碎)
	破 碎 機	1基
	振 動 選 別 機	1基(トロンメル)
	電 磁 選 別 機	1基
	粉じん防止設備	サイクロン、バグフィルター
	トラックスケール	有

出典:「富山県の廃棄物[平成28年度版] 富山県環境政策課」に一部加筆

表3-1-5. 氷見市リサイクルプラザ(廃棄物再生利用施設)

項目	内 容	
施設名	氷見市リサイクルプラザ	
施設所管	氷見市	
運転管理体制	一部委託	
処理対象市町村名	氷見市	
所在地	氷見市新保25番地1	
竣工年月	平成12年3月	
処理・保管する廃棄物	生活系・事業系資源ごみのうち容器包装廃棄物、リサイクルする小型家電製品類、パソコン	
敷地面積	8,760 m <sup>2</sup>	
建物面積	2,095 m <sup>2</sup> (延床面積)	
公称処理能力	16 t / 5 h	
種別処理能力	7 t / 5 h (缶・ガラスびん処理)	
	3 t / 5 h (ペットボトル・トレー(発泡スチロール)・紙パック・段ボール処理)	
	6 t / 5 h (プラスチック製容器包装ごみ・紙製容器包装ごみ処理)	
施設の内容	圧 縮 機	4基
	発砲スチロール減容機	1基
	電 磁 選 別 機	1基
	上屋根付きストックヤード	缶:27.8m <sup>2</sup> 、ガラスびん:83.5m <sup>2</sup> 、紙パック・段ボール・紙製容器包装ごみ・プラスチック製容器包装ごみ・トレー(発泡スチロール):各々16.7m <sup>2</sup> 、ペットボトル:20.0m <sup>2</sup>
	トラックスケール	有

出典:「富山県の廃棄物[平成28年度版] 富山県環境政策課」に一部加筆

表3-1-6. 氷見市不燃物処理センター(最終処分場)

項目	内容
施設名	氷見市不燃物処理センター(最終処分場)
施設所管	氷見市
運転管理体制	委託
処理対象市町村名	氷見市
所在地	氷見市床鍋28番地
所在地の状況	山間
土地所有	その他
埋立物	事業系燃やせないごみのうち埋立ごみ(ガラス、陶磁器類)、焼却残渣、不燃物処理センター(不燃ごみ処理施設)からの破碎可燃性残渣物・不燃性残渣物、事業系埋立ごみ(クリーンセンター[し尿処理場]からの焼却灰)
埋立開始年月	昭和57年10月
最終予定年	平成37年
埋立方式	サンドイッチ方式による準好気性埋立
総面積	24,090 m <sup>2</sup>
埋立面積	13,200 m <sup>2</sup>
全体容量	170,000 m <sup>3</sup>
残余容量	66,021 m <sup>3</sup>
遮水設備	有
浸出液処理設備	凝集沈殿処理+生物酸化処理
埋立実績(平成27年度分)	2,703 m <sup>3</sup> (3,420t)
トラックスケール	有

出典：「富山県の廃棄物 [平成28年度版] 富山県環境政策課」に一部加筆

② 一般廃棄物収集運搬業委託及び許可業者、処分業許可業者

ア. 生活系

表3-1-7. 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業委託業者 [平成29年4月時点]

業者名	取り扱う種類
株式会社 能田アルミ	燃やせるごみAブロック
	缶、ガラスびん、拠点回収する資源ごみ(ペットボトル、トレー、紙パック)
株式会社 アムテック	燃やせるごみBブロック
	燃やせないごみ、年2回収集するごみ(リサイクルする小型家電製品類、水銀ごみ)
株式会社 ワールドシンコー	燃やせるごみCブロック
	プラスチック製容器包装ごみ
有限会社 環境衛生社	燃やせるごみDブロック
	紙製容器包装ごみ
有限会社 中西商店	古紙(段ボール、新聞紙、雑誌類)、年2回収集するごみ(金属原料としてリサイクルするもの、家庭で分解困難な大型プラスチック製品等)
畑尻 正孝	焼却残渣

イ. 事業系

表3-1-8. 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可業者 [平成29年4月時点]

業者名	取り扱う種類
大箱 将	魚網に付着したごみ
株式会社 ワールドシンコー	燃やせるごみ、燃やせないごみ(事業系ごみ)
日本海ミール 株式会社	魚の残渣
有限会社 環境衛生社	燃やせるごみ、燃やせないごみ(事業系ごみ)
株式会社 アムテック	事業系ごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ)、生活系ごみ(粗大ごみ、一時多量ごみに限る。)及び浄化槽汚泥(積替え保管を含む。)
有限会社 中西商店	燃やせるごみ、燃やせないごみ
北陸ポートサービス 株式会社	木くず、剪定枝、刈草(事業系ごみ)
株式会社 能田アルミ	燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ(事業系ごみ)
三友商事 株式会社	動物性残渣(魚のあらに限る。)
株式会社 ヒヨシ	事業系ごみ(剪定枝葉、刈草類、その他再生可能な木質系ごみ)

表3-1-9. 一般廃棄物(ごみ)処分業許可業者 [平成29年4月時点]

業者名	取り扱う種類
木材リサイクル事業協同組合	木くず(中間処理:破砕選別)
株式会社 アムテック	一般廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃食用油)(中間処理:選別、破砕、破砕・造粒、選別・圧縮、再生)

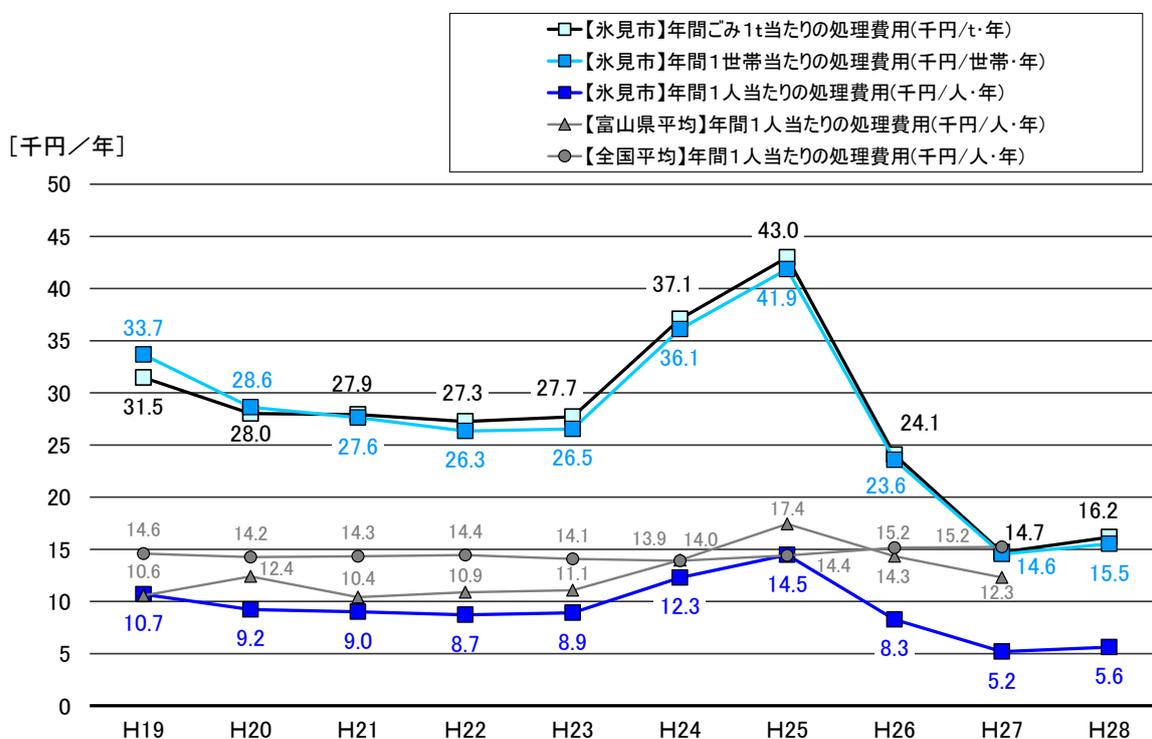
(6) ごみ処理費用の状況

本市におけるごみ処理費用の経年推移を図3-1-5に、項目別の年間ごみ処理費用の経年推移を表3-1-10に示します。

平成28年度における年間ごみ1 t当たりの処理費用は約16,200円/t・年、年間1人当たりの処理費用は約5,600円/人・年、年間1世帯当たりの処理費用は約15,500円/世帯・年となっています。

なお、平成24年度と平成25年度に費用が増加しているのは、平成26年10月に稼働開始した高岡広域エコ・クリーンセンターの建設に係る組合分担金が増加したためです。

また、平成27年度以降、平成23年度以前より費用が減少しているのは、ごみ焼却処理を氷見市西部清掃センターから高岡広域エコ・クリーンセンターへ移行したことによって、中間処理費と中間処理委託費が減少し、かつ、高岡広域エコ・クリーンセンターにおける売電利益が組合分担金に反映されているためです。



注記1) 富山県平均及び全国平均の費用には、組合分担金を含んでいない(組合分担金とは、一部事務組合を構成する市町村の一部事務組合に対する負担金で、一部事務組合の処理事業経費に充てられるため)。

図3-1-5. ごみ処理費用の経年推移

表3-1-10. 年間ごみ処理費用の経年推移 (項目別) 【本市】

単位: 円/t・年

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1. 収集運搬費	6,385	6,301	6,423	6,636	6,721	6,350	6,535	6,623	6,635	7,385
2. 中間処理費	14,815	11,351	14,368	13,622	13,489	13,127	13,101	7,653	4,469	4,039
3. 最終処分費	2,311	1,854	1,093	962	1,280	1,934	1,352	1,390	1,460	1,758
4. 組合分担金	1,137	732	715	706	1,395	11,465	19,416	6,451	828	935
5. その他費	6,817	7,785	5,313	5,330	4,823	4,199	2,583	1,948	1,339	2,047
計	31,465	28,023	27,912	27,255	27,708	37,076	42,987	24,066	14,731	16,163

注記2) その他に含む費用は、建設・改良費のうち「工事費(その他)+調査費」+処理及び維持管理費のうち「人件費(一般職)+車両等購入費+委託費(その他)+調査研究費」+その他。

注記3) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

(7) ごみ処理行政の動向（法令・計画等の整理）

① ごみ処理に関する関連法令

循環型社会形成推進のための法体系図を図3-1-6に示します。

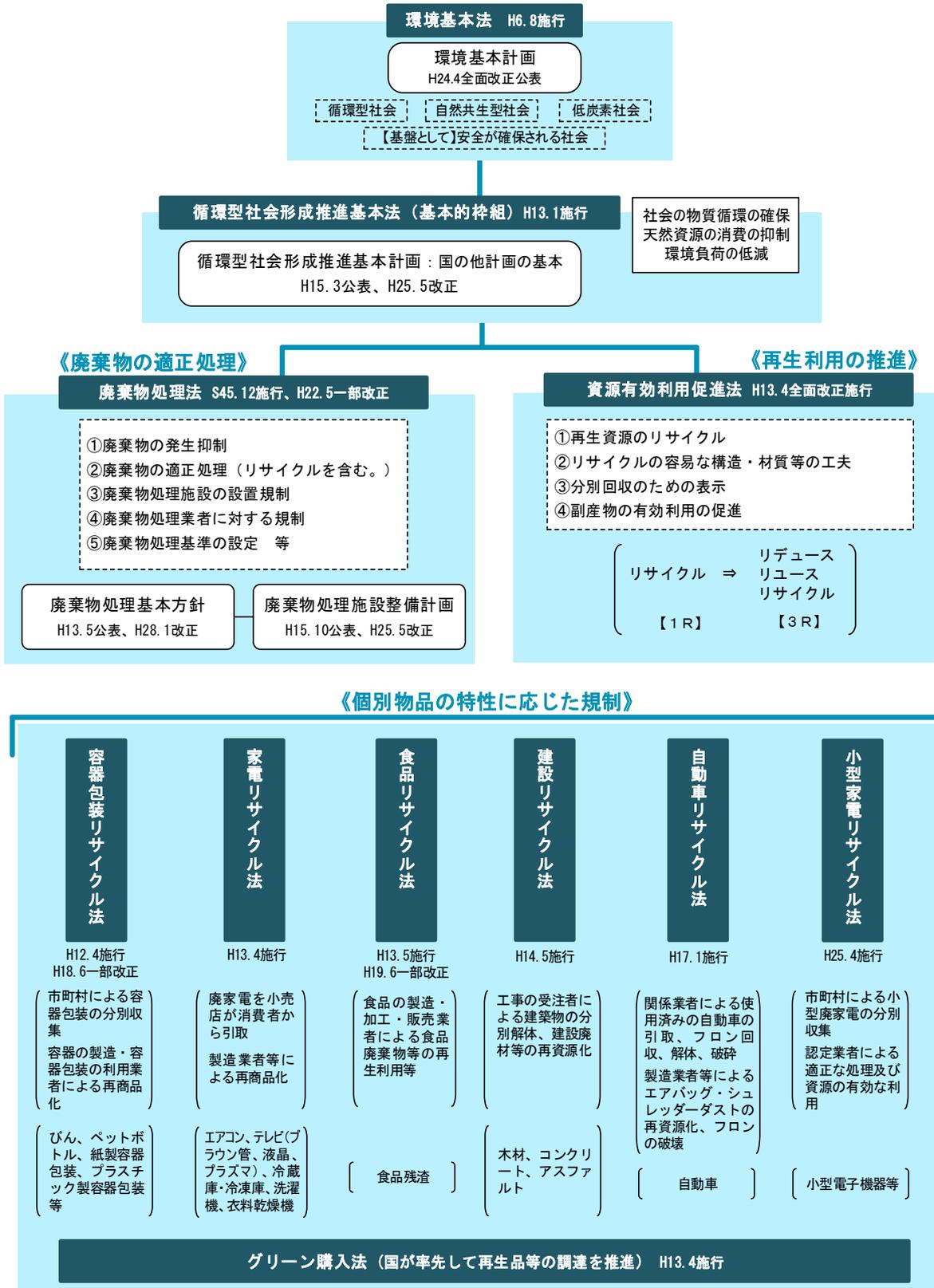


図3-1-6. 循環型社会形成推進のための法体系図

## ② 国・県の廃棄物処理に関する基本方針・基本計画

### ア. 国の動向

これまで国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成するため、数次にわたる「廃棄物処理法」の改正やリサイクルの推進に係る関連法律を制定する等の対応を図ってきています。国が定めた各種計画・指針のうち、廃棄物行政において特に留意すべき廃棄物処理基本方針(廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針)の要旨を表3-1-11に示します。なお、本方針は、平成28年1月に公表されました。

表3-1-11. 廃棄物処理基本方針の要旨

項 目	内 容
名 称	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
根 拠 法	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭和45年12月法律第137号）第5条の2
策定年月（当 初）	平成13年5月
策定年月（最終改正）	平成28年1月
一般廃棄物の減量化の 目 標	<p>①年間排出量（t/年）について 現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、排出量を約12%削減する。</p> <p>②再生利用率について 現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、排出量に対する再生利用量の割合を約21%から約27%に増加させる。</p> <p>③年間最終処分量（t/年）について 現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、最終処分量を約14%削減する。</p> <p>④1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源化量を除く）について 平成32年度において、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を500gとする。</p>
上記目標の達成に資するための取組指標	<p>①家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、現状（平成25年度43市町村）に対し、平成30年度において、200市町村に増大させる。</p> <p>②特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第2条第3項に定める特定家庭用機器が一般廃棄物となったもの（以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、現状（平成25年度約59%）に対し、平成30年度までに、100%まで増大させる。</p> <p>③使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について、現状（平成25年度約43%）に対し、平成30年度までに、80%まで増大させる。</p>

## 1. 県の動向

富山県では、平成28年9月に「富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）」を策定しています。同計画の要旨を表3-1-12に整理します。

表3-1-12. 「富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）」の要旨

項 目	内 容		
名 称	富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）		
根 拠 法	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭和45年12月法律第137号）第5条の5第1項		
策定年月（当 初）	平成15年3月		
策定年月（最終改正）	平成28年9月		
一般廃棄物の目標	①年間排出量（t/年）について 平成24年度の424千tに対し、平成32年度において373千t（平成24年度に対し12%削減）に削減する。 ②再生利用率について 平成24年度の25%に対し、平成32年度において27%に増加させる。 ③年間最終処分量（t/年）について 平成24年度の37千tに対し、平成32年度において32千t（平成24年度に対し14%削減）に削減する。 （注記：一般廃棄物処分量による再生利用量を含みます。）		
計画の進捗を評価する指標			
①循環型社会の実現に向けた3Rの推進			
指標	定 義	現 況	目標(H32)
家庭系ごみの排出量	県民が1人1日当たり排出する家庭系ごみ(家庭から排出されたごみから、資源ごみや集団回収されたごみを除いたもの)の量	552g (H25)	521g 〔H24比〕 ▲8%
マイバッグ持参率	レジ袋無料配布を廃止した店舗でマイバッグを利用して消費者が買い物を行う率	95% (H26)	95% 〔現状維持〕
容器包装廃棄物の分別収集量	市町村が行うガラスびん、PETボトル、紙製容器包装廃棄物、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量	22,544t (H26)	23,835t (H30)
集団回収量	P.T.A、婦人会等が実施する新聞、雑誌等の集団回収量	32千t (H25)	32千t 〔現状維持〕
使用済小型家電製品の回収量	市町村が実施する使用済小型家電の年間回収量	566t (H26)	1,000t
リサイクル認定製品数	富山県リサイクル認定制度に基づく認定リサイクル製品の数	65製品 (H26)	70製品 〔+1製品/年〕
環境物品等調達率	グリーン購入調達方針に基づく県の特定調達品目の環境物品等調達率	98.7% (H26)	100%
②循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進			
指標	定 義	現 況	目標(H32)
不法投棄件数	県及び市町村が把握した家庭ごみ、事業系ごみの不法投棄の件数	328件 (H26)	260件 〔▲20%〕
不用品無料回収所の数	不用品無料回収業者が設置している回収箇所数	34箇所 (H26)	27箇所 〔▲20%〕
③各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進（指標の省略）			
④環境産業の創出と人材育成（指標の省略）			
⑤低炭素社会づくりとの統合的な取組の推進（指標の省略）			

③ 本市の廃棄物処理に関する基本計画

本市では、平成21年3月に「氷見市一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。同計画の要旨を表3-1-13に整理します。

表3-1-13. 「氷見市一般廃棄物処理基本計画」の要旨

項 目	内 容
名 称	氷見市一般廃棄物処理基本計画
根 拠 法	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭和45年12月法律第137号）第6条第1項
最 終 改 正	平成21年3月
一般廃棄物の目標	<p>①年間排出量（t／年）について〔減量化目標〕          総ごみ排出量を、現状（平成19年度実績 18,677 t）に対して、平成22年度までに4％削減、平成25年度までに7％削減、平成30年度までに9％削減する。</p> <p>②再生利用率（リサイクル率）について〔資源化目標〕          リサイクル率を、現状（平成19年度実績 20.5％）から、平成22年度までに22％、平成25年度までに27％、平成30年度までには28％に向上させる。</p> <p>③年間最終処分量（t／年）について〔最終処分量の削減目標〕          最終処分量を、現状（平成19年度実績 3,319 t）に対して、平成22年度までに10％削減、平成25年度までに38％削減、平成30年度までに40％削減する。</p>
目標達成のための指標とその目標値	
指 標	目 標 値
総ごみ排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度：18,000 t 以下に抑える。</li> <li>・平成25年度：17,500 t 以下に抑える。</li> <li>・平成30年度：17,000 t 以下に抑える。</li> </ul>
資源化量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度：約4,751 t まで高める。</li> </ul> <p>（平成30年度の総ごみ排出量を約17,000 t とした場合、リサイクル率を28％まで向上させるため。）</p>
最終処分量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度：2,000 t 以下に低減する。</li> </ul>

**(8) 循環型社会形成に向けての進捗状況**

本市における循環型社会形成の進捗状況を踏まえた上で、ごみ処理の現状から考えられる課題について、次頁以降に整理します。

## ① 富山県平均・全国平均との比較

### ア. ごみ処理体系

本市のごみ処理フローを図3-1-7,8（次頁）に示します。

なお、富山県平均と全国平均との比較は、実績値が比較できる平成27年度の実績値で行うこととします。

平成27年度の再生利用率(20%)は、富山県平均(24%)より低い状況にありますが、全国平均(20%)と同程度になっています。再生利用量(総資源化量)の内訳は、集団回収量が34%、直接資源化量が43%、処理後再生利用量が22%とおおむね同程度であり、内訳に大きな偏りはありません。

平成27年度の最終処分率(14%)は、富山県平均(9%)より5ポイント、全国平均(10%)より4ポイント高い状況にあります。最終処分量の内訳は、処理後最終処分量が86%、直接最終処分量が14%であり、処理後最終処分量の割合が大きなウエイトを占めています。

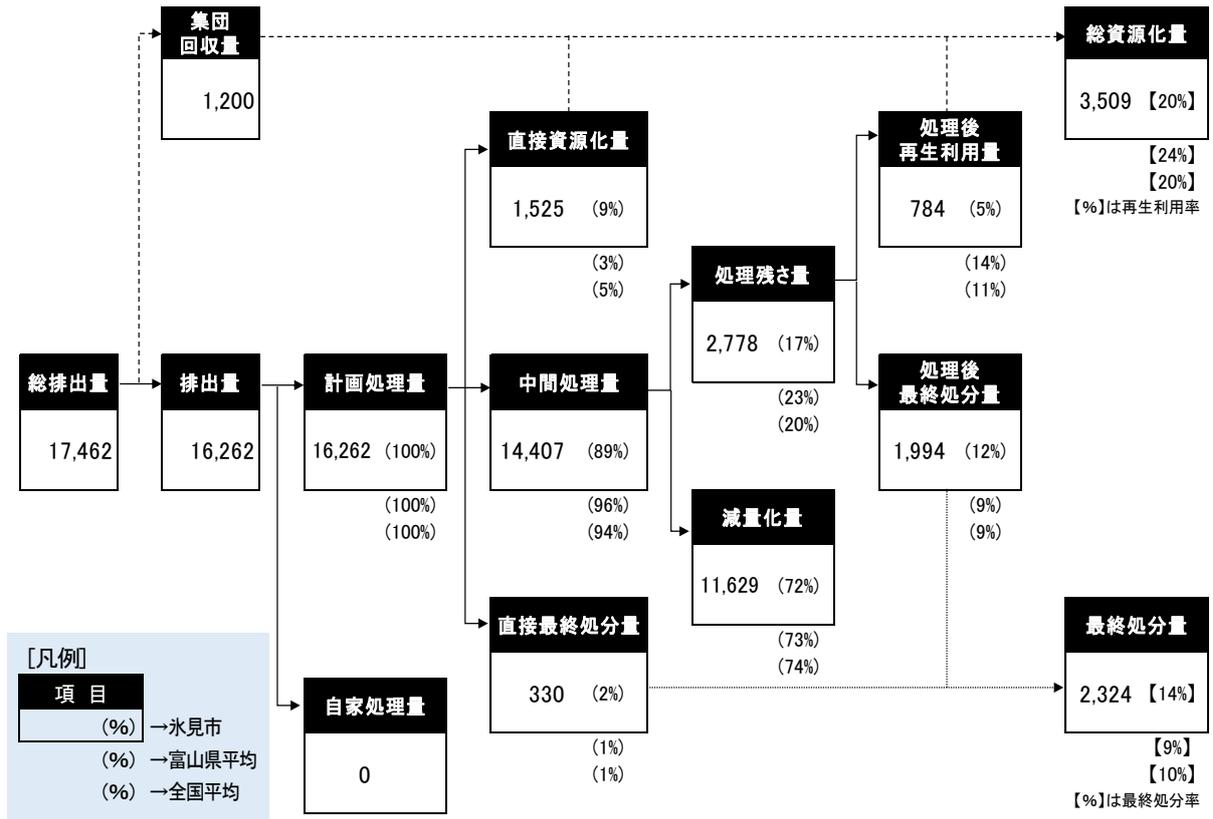


図3-1-7. 本市のごみ処理フロー（平成27年度）

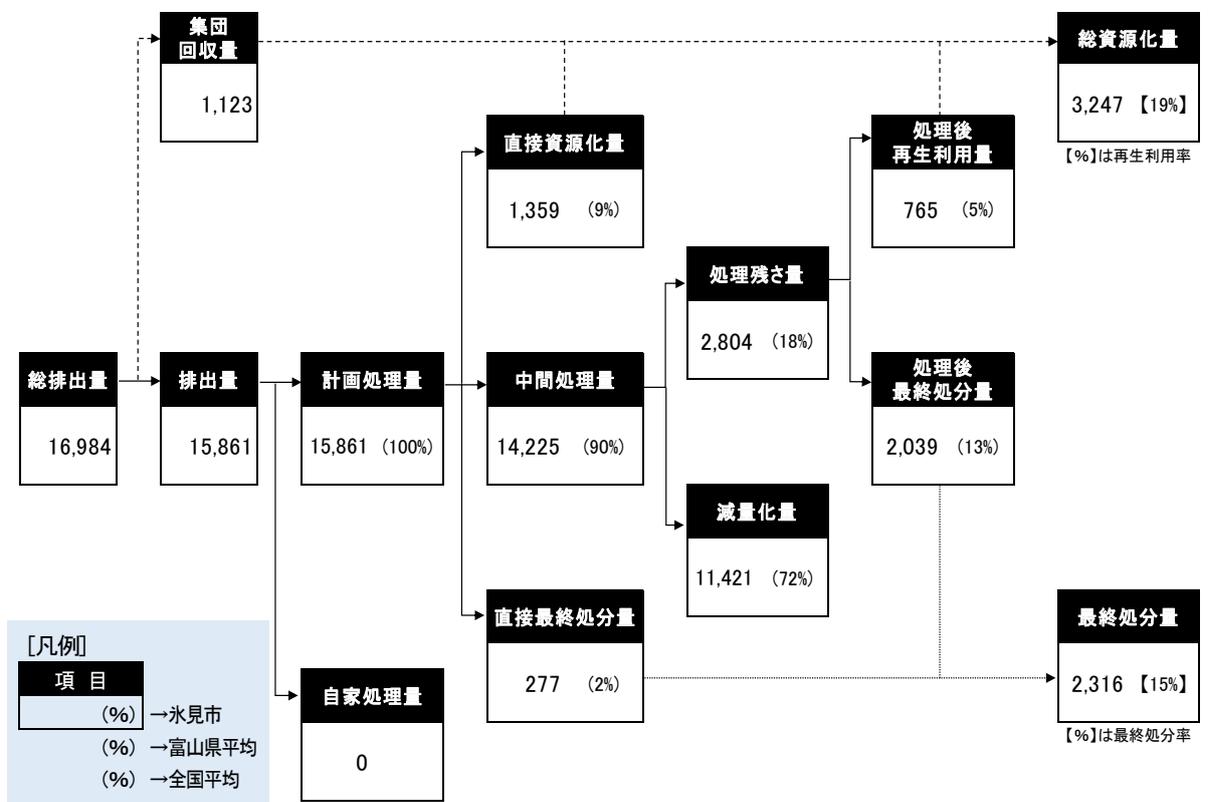


図3-1-8. 本市のごみ処理フロー（平成28年度）

注記1) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

注記2) 富山県平均と全国平均値は、「一般廃棄物処理実態調査結果（平成27年度）環境省」を出典とした。

## 1. 総排出量

総排出量の推移を表3-1-14、図3-1-9（次頁）に、1人1日排出量の推移（富山県平均・全国平均との比較）を図3-1-10（次頁）に示します。

### (ア) 経年推移の状況 [表3-1-14、図3-1-9]

- ・人口は平成19年度から平成28年度までの直近10年間で11%減少しています。
- ・総排出量は、平成19年度(18,759 t)以降漸減しており、直近10年間で9%減少しています。内訳をみると、資源集団回収量は21%減少、生活系ごみ量は11%減少、事業系ごみ量は4%減少しています。
- ・一方、1人1日排出量は、平成22年度(876 g)を底値として平成28年度(952 g)までに9%増加しています。内訳をみると、生活系ごみ量は平成22年度(588 g)を底値として平成28年度(602 g)までに2%増加する一方、事業系ごみ量は平成23年度(286 g)を底値として平成28年度(350 g)までに23%増加しており、特に事業系ごみ量が増加していることがうかがえます。

### (イ) 富山県平均・全国平均との比較 [図3-1-10]

- ・1人1日排出量(H27:962 g)は、富山県平均(H27:1,038 g)よりも少ない状況ですが、全国平均(H27:939 g)よりは若干多い状態で推移しています。これに加え、1人1日排出量は平成22年度(876 g)を底値として漸増傾向にあることから、より一層ごみ（特に事業系ごみ）の減量化に努めていく必要があります。

### (ウ) 前回策定計画目標(平成30年度)との比較 [表3-1-14、図3-1-9]

- ・前回策定計画では、減量化目標として「平成19年度に対して平成30年度までに総排出量を9%削減する」ことを掲げています。
- ・総排出量の実績値をみると、平成28年度値は16,984 tであり平成19年度値(18,759 t)に対して9%減少していることから、平成28年度時点で目標値を達成している状況です。このまま推移していけば、平成30年度に目標値を達成することは可能であると推測されます。

表3-1-14. 総排出量の推移

項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28の 構成比率	過去10年間 の増減率
人口	人	55,178	54,599	53,929	53,232	52,591	51,885	51,138	50,303	49,589	48,908	—	-11%
総排出量	t/年	18,759	17,993	17,422	17,014	16,922	17,203	17,206	17,305	17,462	16,984	100%	-9%
資源集団回収量	t/年	1,416	1,382	1,256	1,302	1,227	1,199	1,299	1,219	1,200	1,123	7%	-21%
生活系ごみ量	t/年	10,822	10,595	10,494	10,113	10,199	10,291	10,029	10,010	9,835	9,618	57%	-11%
事業系ごみ量	t/年	6,521	6,016	5,672	5,599	5,496	5,713	5,878	6,076	6,427	6,243	37%	-4%
1人1日排出量	g/人・日	929	903	885	876	879	909	922	943	962	952	100%	2%
生活系ごみ量 (資源集団回収量含む)	g/人・日	606	601	597	588	594	607	607	612	608	602	63%	-1%
事業系ごみ量	g/人・日	323	302	288	288	286	302	315	331	354	350	37%	8%
総排出量の減量化率	%	基準	▲4%	▲7%	▲9%	▲10%	▲8%	▲8%	▲8%	▲7%	▲9%	—	—

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

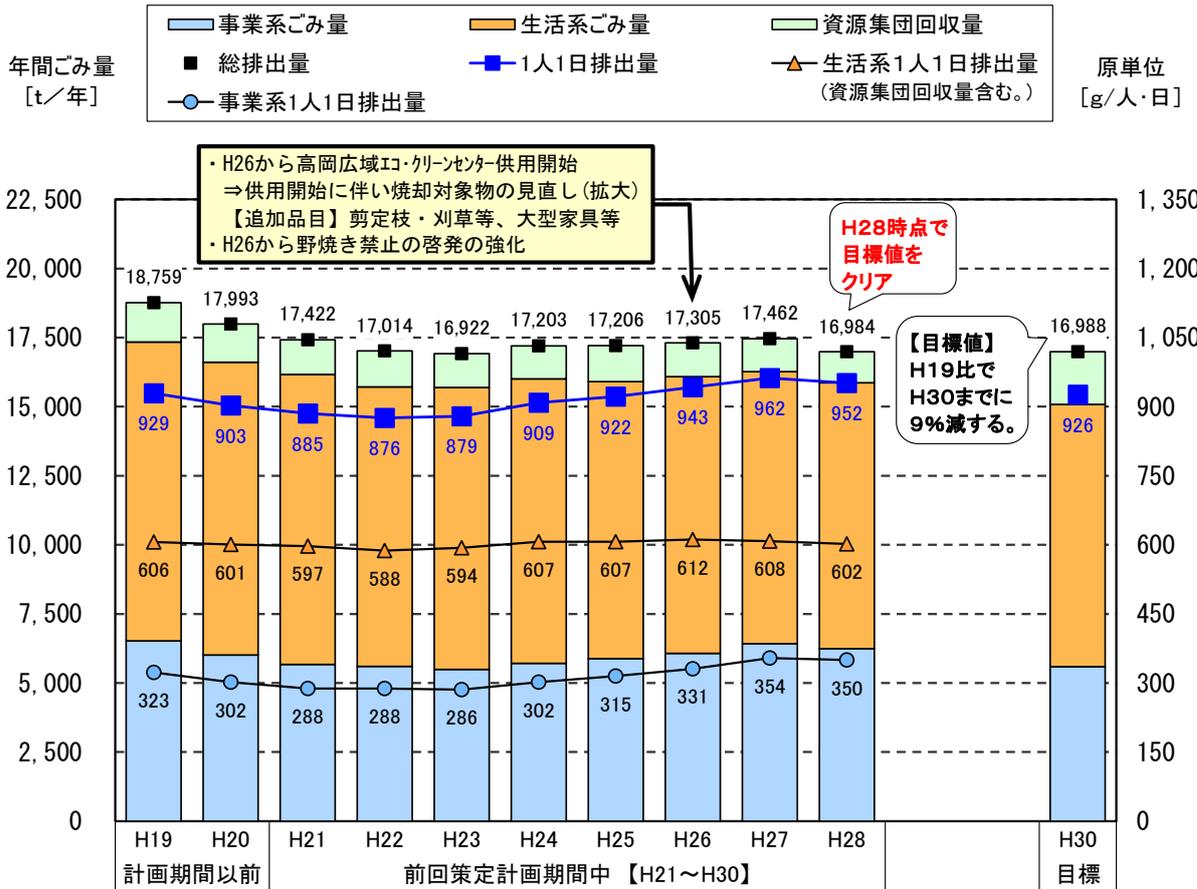


図3-1-9. 総排出量の推移

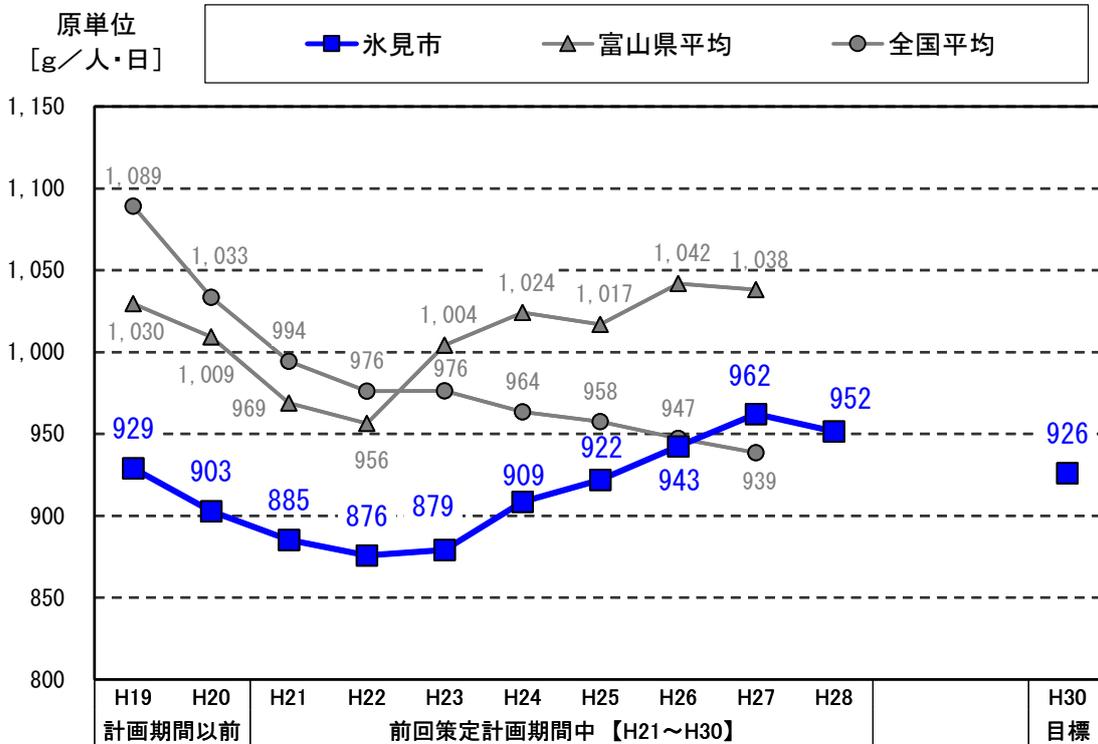


図3-1-10. 1人1日排出量の推移(富山県平均・全国平均との比較)

注記1) 平成19年度は前回策定計画の最終実績年度である。

注記2) 前回策定計画の計画期間は平成21年度から平成30年度までの10年間で、平成30年度は前回策定計画の目標年度である。

注記3) 富山県平均と全国平均値は、「一般廃棄物処理実態調査結果(平成19~27年度)環境省」を典拠とした。

注記4) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

ウ. 生活系1人1日排出量(資源ごみ量<sup>※1</sup>を除く)

生活系1人1日排出量(資源ごみ量<sup>※1</sup>を除く) (以下、「生活系1人1日排出量(資源ごみ量を除く)」という。)の推移を表3-1-15、図3-1-11(次頁)に、生活系1人1日排出量(資源ごみ量を除く)の推移(富山県平均・全国平均との比較)を図3-1-12(次頁)に示します。

<sup>※1</sup>資源ごみ(資源集団回収量+資源ごみ量+直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの)

(ア) 経年推移の状況 [表3-1-15、図3-1-11]

・生活系1人1日排出量(資源ごみ量を除く)は、平成22年度(425g)を底値として平成28年度(459g)までに8%増加しています。平成28年度の構成比率をみると、燃やせるごみ量(429g)は全体(459g)の94%と大部分を占めていることから、より一層ごみの減量化・資源化に努めていく必要があります。

(イ) 富山県平均・全国平均との比較 [図3-1-12]

・生活系1人1日排出量(資源ごみ量を除く)(H27:459g)は、富山県平均(H27:548g)や全国平均(H27:516g)よりも少ない状況で推移しています。しかしながら、平成22年度(425g)を底値として漸増傾向にあることから、より一層ごみ(特に燃やせるごみ)の減量化に努めていく必要があります。

表3-1-15. 生活系1人1日排出量(資源ごみ量を除く)の推移

項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28の 構成比率	過去10年間 の増減率
生活系1人1日排出量 <sup>※2</sup>	g/人・日	427	433	436	425	435	449	444	456	459	459	100%	8%
燃やせるごみ量	g/人・日	396	404	406	394	405	418	413	427	428	429	94%	8%
燃やせないごみ量	g/人・日	30	29	30	30	30	31	31	29	31	30	6%	-2%
年2回収集するごみ量 [水銀ごみ量]	g/人・日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	100%

生活系1人1日排出量 <sup>※2</sup> の減量化率	%	基準	1%	2%	▲1%	2%	5%	4%	7%	8%	<b>8%</b>	-	-
-----------------------------------	---	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	-----------	---	---

<sup>※2</sup>資源ごみ量(資源集団回収量+資源ごみ量+直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの)を除いたもの。

<sup>注</sup>表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

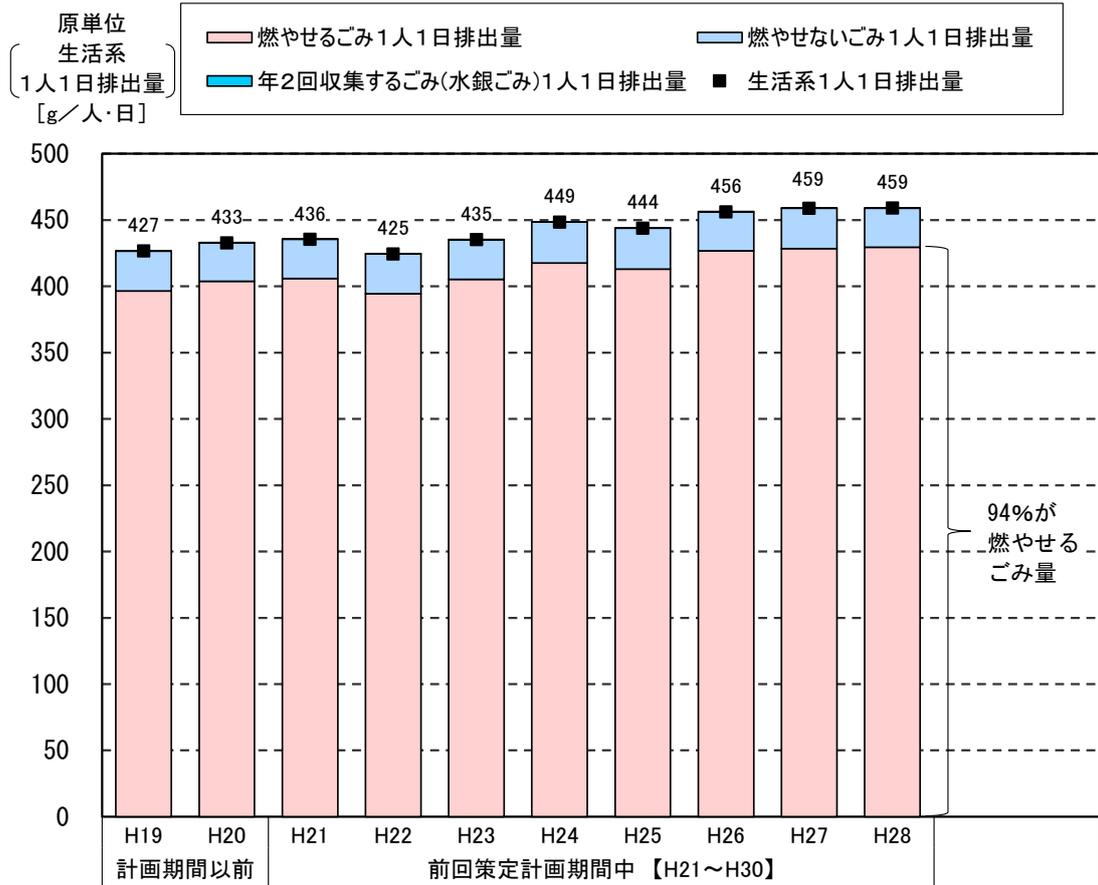


図3-1-11. 生活系1人1日排出量(資源ごみ量を除く)の推移

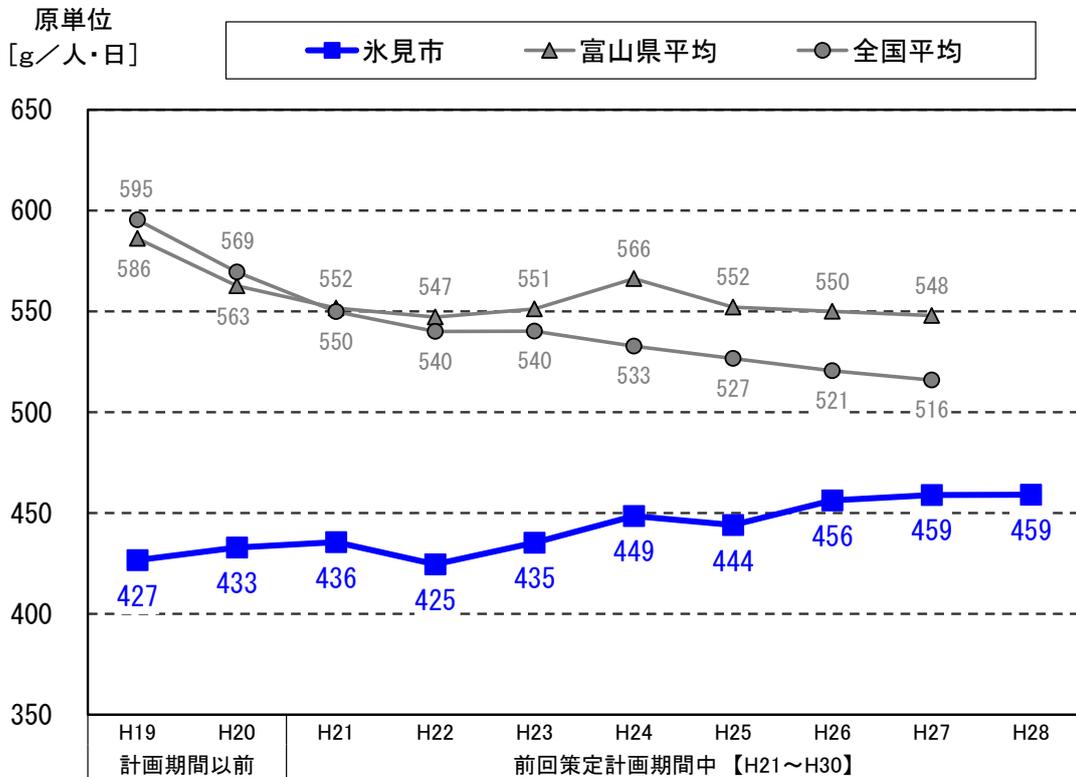


図3-1-12. 生活系1人1日排出量(資源ごみ量を除く)の推移(富山県平均・全国平均との比較)

注記1)～注記3)は、P.47と同様。

## I. 再生利用率

再生利用量の推移を表3-1-16と図3-1-13（次頁）に、再生利用率の推移（富山県平均・全国平均との比較）を図3-1-14（次頁）に示します。

### (ア) 経年推移の状況 [表3-1-16、図3-1-13]

- 再生利用率は、ほぼ横ばいで推移しています。
- 一方、再生利用量は、平成19年度(3,911 t)以降漸減しており、直近10年間で17%減少しています。内訳をみると、資源集団回収量は21%減少、直接資源化量は7%減少、処理後再生利用量は26%減少しています。
- 直近10年間で減少している主な品目は、古紙類(632 t減)となっており、この回収量を引き上げていくことが課題となっています。

### (イ) 富山県平均・全国平均との比較 [図3-1-14]

- 再生利用率(H27:20.1%)は、富山県平均(H27:23.7%)や全国平均(H27:20.4%)よりも低い状態で推移しています。これに加え、再生利用率は平成23年度以降漸減傾向にあることから、より一層ごみの資源化に努めていく必要があります。

### (ウ) 前回策定計画目標値(平成30年度)との比較 [図3-1-13]

- 前回策定計画では、資源化目標として「平成30年度までに再生利用率を28%に向上させる」ことを掲げています。
- 再生利用率の実績値をみると、平成28年度値は19.1%であり目標値を達成するまでには9ポイント程度少ない状況です。これに加え、再生利用率は平成23年度以降漸減傾向にあることから、このまま推移していくと、平成30年度に目標値を達成することは難しいことが推測されます。

表3-1-16. 再生利用量の推移

項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28の 構成比率	過去10年間 の増減率
再生利用量	t/年	3,911	3,657	3,519	3,507	3,328	3,291	3,393	3,366	3,509	3,247	100%	-17%
資源集団回収量	t/年	1,416	1,382	1,256	1,302	1,227	1,199	1,299	1,219	1,200	1,123	35%	-21%
直接資源化量	t/年	1,467	1,342	1,318	1,278	1,259	1,238	1,223	1,325	1,525	1,359	42%	-7%
処理後再生利用量	t/年	1,028	933	945	927	842	854	871	822	784	765	24%	-26%

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

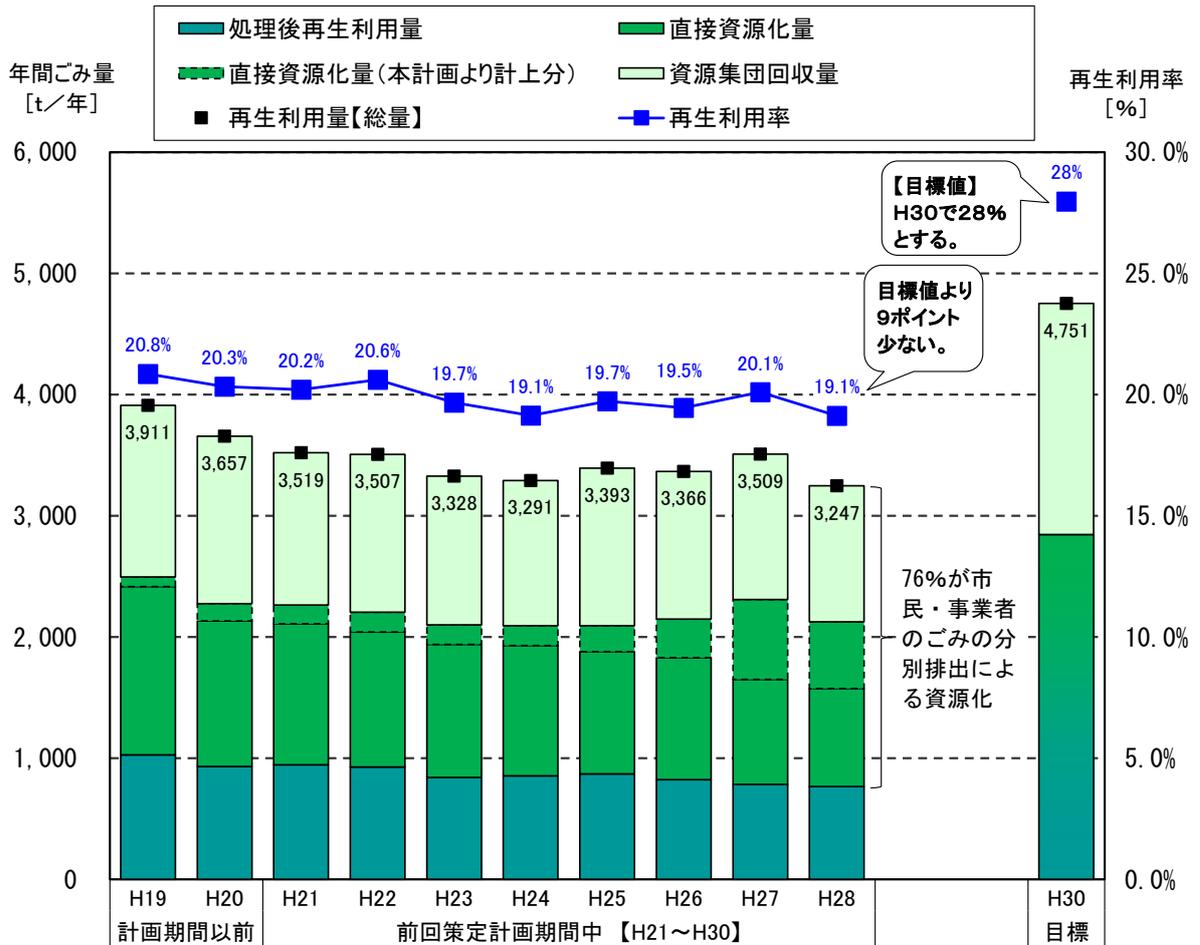


図3-1-13. 再生利用量の推移

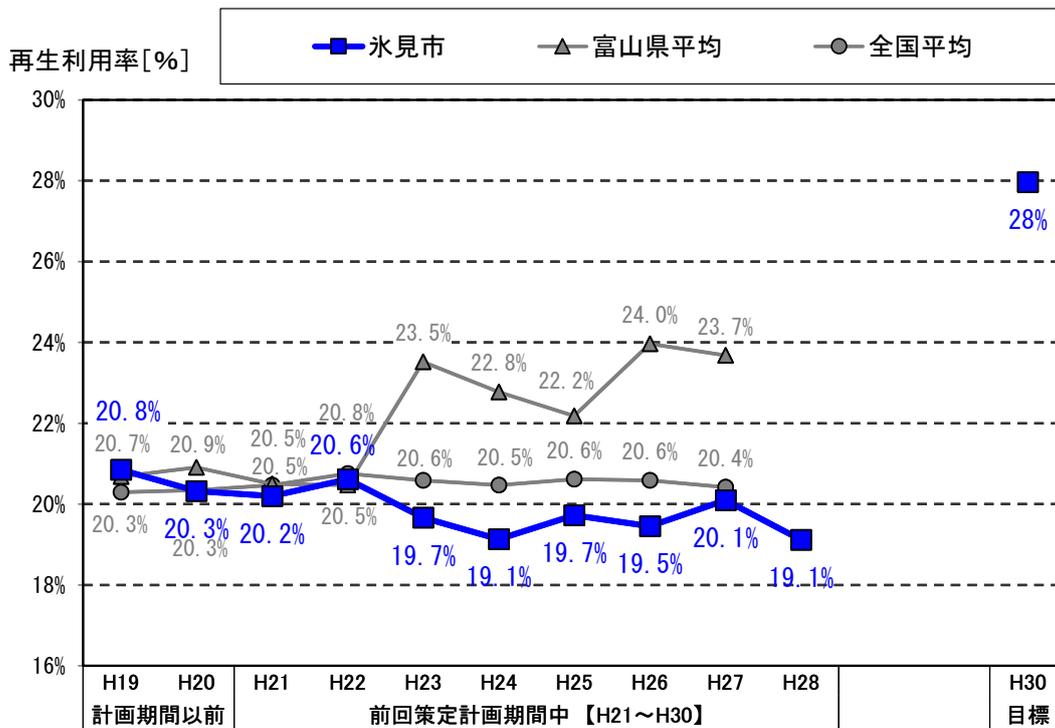


図3-1-14. 再生利用率の推移(富山県平均・全国平均との比較)

注記1)～注記3)は、P.47と同様。

## オ. 最終処分量

最終処分量の推移を表3-1-17と図3-1-15（次頁）に、1人1日最終処分量の推移（富山県平均・全国平均との比較）を図3-1-16（次頁）に示します。

### (ア) 経年推移の状況 [表3-1-17、図3-1-15]

- 最終処分量は、平成19年度(3,319 t)以降おおむね減少傾向にあり、直近10年間で30%減少しています。内訳をみると、直接最終処分量は59%減少、処理後最終処分量は23%減少しています。また、最終処分率も平成25年度(19.5%)をピークに減少し、平成28年度で14.6%となっています。

### (イ) 富山県平均・全国平均との比較 [図3-1-16]

- 1人1日最終処分量は、平成25年度(166 g)をピークに減少し、平成28年度で(130 g)となっています。しかしながら、富山県平均(H27:89 g)や全国平均(H27:89 g)よりは、依然として多い状態で推移していることから、より一層ごみの減量化・資源化に努めていく必要があります。

### (ウ) 前回策定計画目標(平成30年度)との比較 [表3-1-17、図3-1-15]

- 前回策定計画では、最終処分量の削減目標として「平成19年度に対して平成30年度までに最終処分量を40%削減する」ことを掲げています。
- 最終処分量の実績値をみると、平成28年度値は2,316 tであり平成19年度値(3,319 t)に対して30%減少しましたが、目標値を達成するまでには10ポイント少ない(約330 tの削減が不足している)状況です。平成30年度までにはあと2年しかないことから、現行の処理体制を継続する場合、平成30年度に目標値を達成することは難しいことが推測されます。

表3-1-17. 最終処分量の推移

項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28の 構成比率	過去10年間 の増減率
最終処分量	t/年	3,319	2,962	2,865	2,891	2,868	2,971	3,100	2,676	2,324	2,316	100%	-30%
直接最終処分量	t/年	678	440	387	471	329	428	581	550	330	277	12%	-59%
処理後最終処分量	t/年	2,641	2,522	2,478	2,420	2,539	2,543	2,519	2,126	1,994	2,039	88%	-23%
1人1日最終処分量	g/人・日	164	149	146	149	149	157	166	146	128	130	—	-21%
最終処分量の削減率	%	基準	▲11%	▲14%	▲13%	▲14%	▲10%	▲7%	▲19%	▲30%	▲30%	—	—

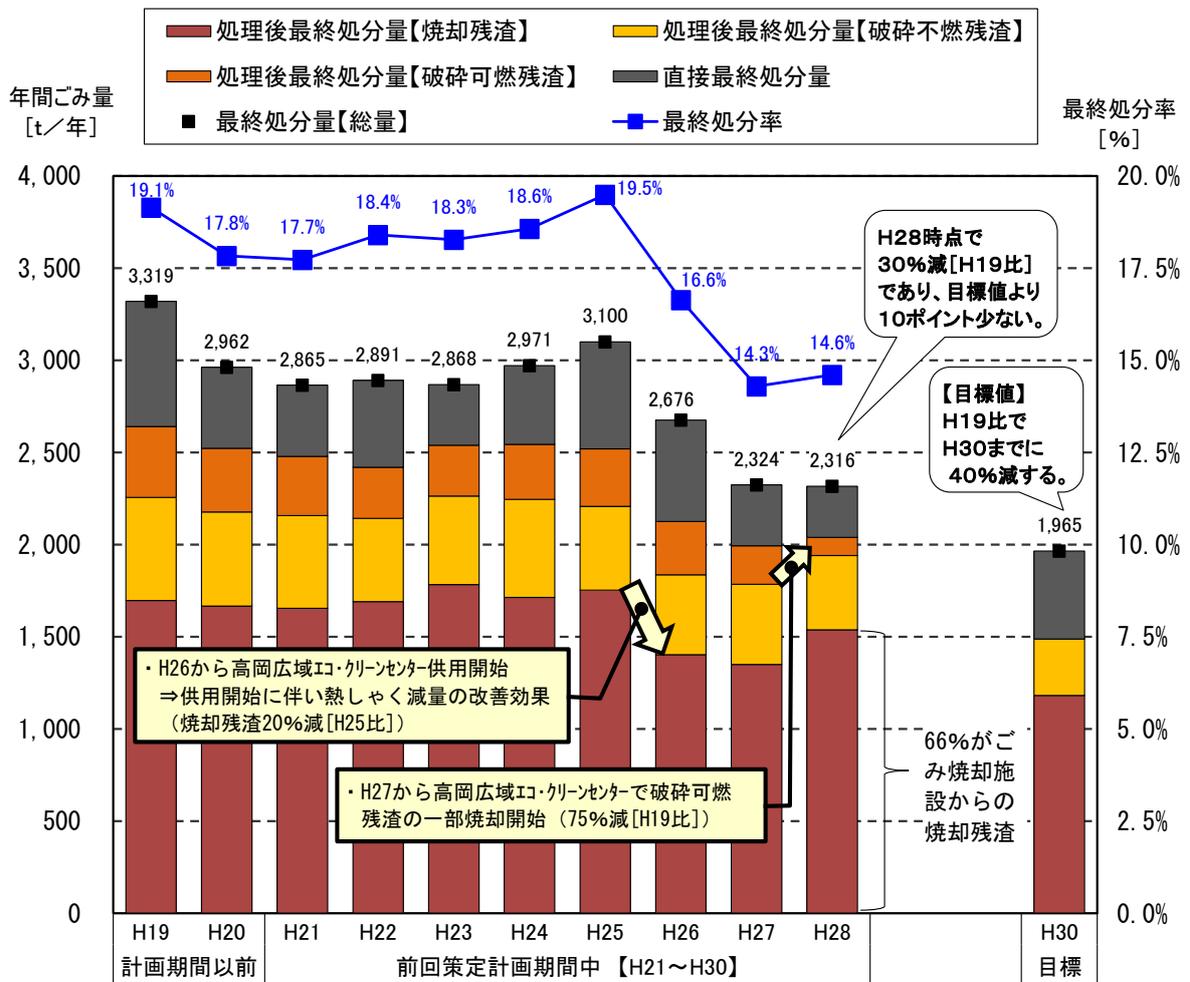


図3-1-15. 最終処分量の推移

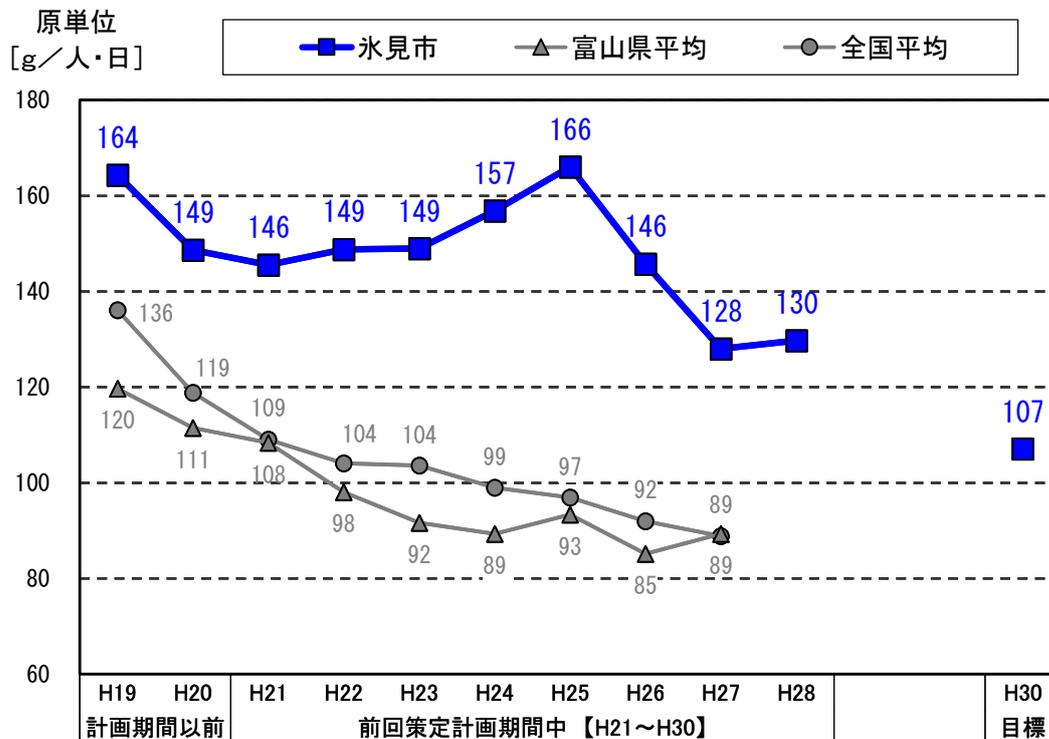


図3-1-16. 1人1日最終処分量の推移(富山県平均・全国平均との比較)

注記1)～注記3)は、P.47と同様。

## ② 類似自治体との比較

循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムを構築するため、平成25年4月に改訂された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」において、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表する」ことが定められています。

環境省では、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール<sup>\*1</sup>（以下、「支援ツール」という。）」を公表していることから、同支援ツールを用いて、本市と同程度の人口規模であり、かつ、産業規模や都市形態を考慮した際の類似自治体<sup>\*2</sup>を一般廃棄物処理システムの比較分析対象とすることで、本市における循環型社会形成の構築に向けた課題を整理します。

<sup>\*1</sup>環境省のホームページ内 同支援ツールのURL

《[https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool\\_gwd3r/gl-mcs/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html)》

<sup>\*2</sup>ここでいう「類似自治体」とは、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、全国の市町村から本市と都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村として、自動抽出されたものを指す。なお、類似市町村の抽出にあたっては、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に準拠している。

<sup>注2</sup> 支援ツールにおける各自治体のごみ処理実績は、環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成27年度）をもとに同支援ツールで自動計算されたものをそのまま用いている。

このため、次頁の図3-1-17で表示している本市の各実績値は、「支援ツール」で表示された値をそのまま用いていることに留意する。

## ア. 類似自治体の抽出

類似自治体の概要を表3-1-18に示します。

表3-1-18. 類似自治体の概要

支援ツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用した支援ツールは、平成27年度版である。（平成29年10月3日時点での最新版で、平成27年度実績が用いられている。）</li> </ul>
都市形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市形態は、「都市」と自動選択される。（都市形態は、「政令指定都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村」から分類される。）</li> <li>都市形態を「考慮する」を選択する。</li> </ul>
人口区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口は、「I」と自動設定される。（人口区分は、「都市」の場合「I～IV」から分類される。）</li> <li>自動設定された人口の幅は「20,760人～49,986人」。</li> </ul>
産業構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業構造は、「2」と自動選択される。（産業構造は、「第2次産業人口と第3次産業人口の比率」から分類される。）</li> <li>本市の第2次産業人口と第3次産業人口の比率 95.1%</li> <li>本市の第3次産業の人口比率 58.1%</li> </ul>
類似自治体数	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の設定条件により選定された類似自治体数は「29」自治体である。</li> </ul>

1. 類似自治体との比較結果

本市と類似自治体（29自治体）の一般廃棄物処理システムの比較分析結果を図3-1-17に示します。  
なお、システム分析結果の評価は、以下のとおりです。

(ア) 人口一人一日当たりごみ総排出量

本市は996g/人・日であり、類似自治体の平均値899g/人・日をやや上回っていることから、今後より一層のごみの減量化が求められます。

(イ) 廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)

本市は22.6%であり、類似自治体の平均値17.9%を4.7ポイント上回っていることから、資源化が進んでいる状況です。

(ウ) 廃棄物のうち最終処分される割合(最終処分率)

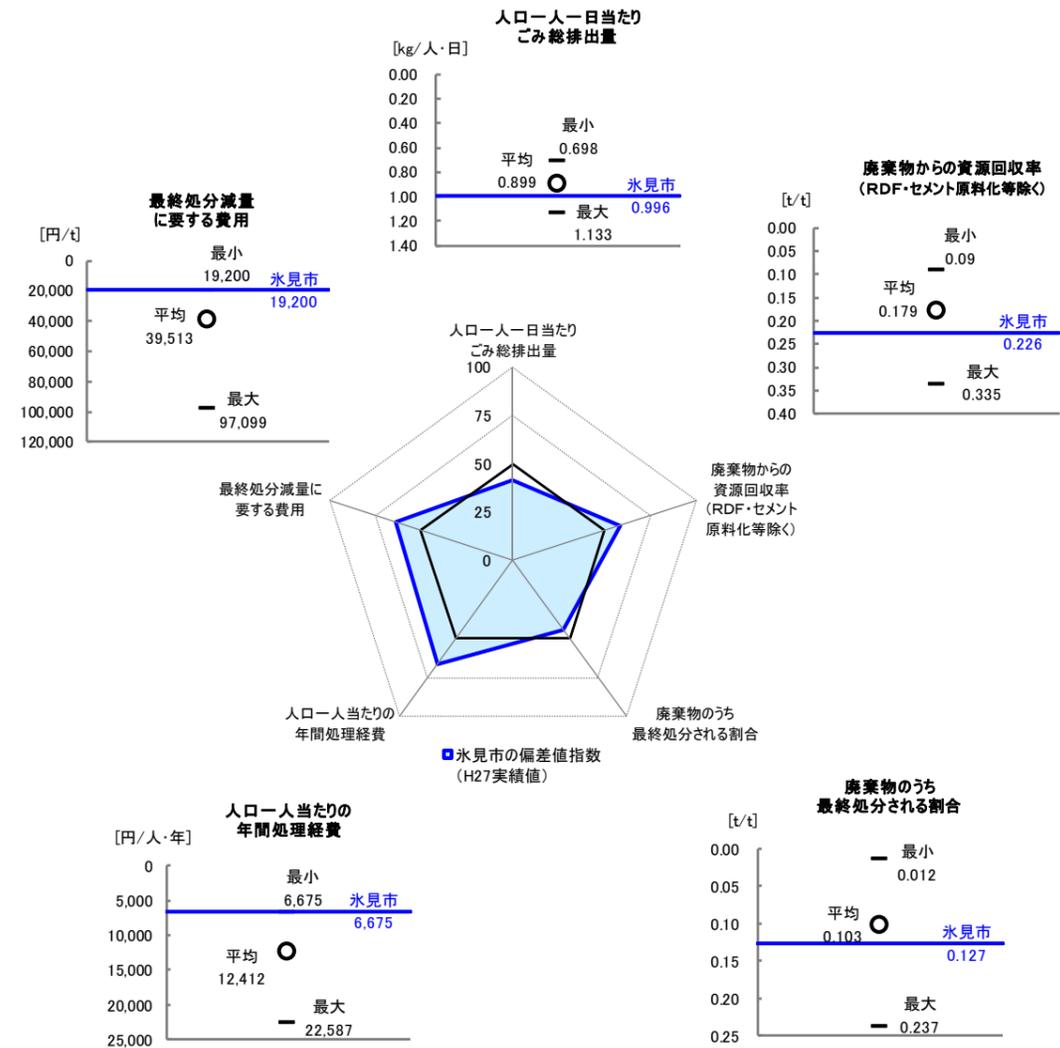
本市は12.7%であり、類似自治体の平均値10.3%を2.4ポイント上回っていることから、今後より一層のごみの減量化・資源化が求められます。

(エ) 人口一人当たりの年間処理経費

本市は6,675円/人・年であり、類似自治体の平均値12,412円/人・年の半減程度にとどまっていることから、処理経費の削減が進んでいる状況です。

(オ) 最終処分減量に要する費用

本市は19,200円/tであり、類似自治体の平均値39,513円/tの半減程度にとどまっていることから、費用の削減が進んでいる状況です。



標準的な指標		人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たりの年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
氷見市	H27実績値	0.996	0.226	0.127	6,675	19,200
	偏差値指数	41.9	58.3	44.4	66.3	64.0
類似都市	平均	0.899	0.179	0.103	12,412	39,513
	最大	1.133	0.335	0.237	22,587	97,099
	最小	0.698	0.09	0.012	6,675	19,200
	標準偏差	0.12	0.057	0.043	3,528	14,495

注記) 偏差値指数は、値が大きいかほど良好な状態を示す(「50」が平均)。例えば、人口一人一日当たりごみ総排出量は少ないほど良好な状態であるので、偏差値指数の値は大きく表示される。

図3-1-17. 本市と類似自治体の一般廃棄物処理システムの比較分析結果



(9) 課題の整理

表3-1-19. 課題の整理 (1/2)

大項目	小項目	主 な 課 題
ごみの減量化・資源化	総排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人1日ごみ排出量は、富山県平均や全国平均と比較すると平成26年度までは少ない状況でしたが、平成22年度を底値として平成28年度までに76g(9%)増加しており、全国平均を上回っています。また、類似自治体平均も上回っていることから、より一層のごみの減量化に努めていく必要があります。</li> </ul>
	生活系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度の生活系1人1日排出量は、事業系1人1日排出量の約1.7倍であることから、より一層のごみの減量化に努めていく必要があります。</li> <li>生活系ごみ排出量(資源ごみ量を含む)全体のうち燃やせるごみ量は、平成28年度において71%と大部分を占めていることから、特に燃やせるごみ量の削減につながる施策を検討する必要があります。</li> </ul>
	事業系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業系1人1日排出量は、平成23年度の底値から平成28年度まで23%増加しており、生活系1人1日排出量(平成22年度を底値に平成28年度まで2%増加)に比べて増加が著しいことから、その増加要因を加味した上で、ごみの減量化や資源化の施策を検討していく必要があります。</li> <li>事業系ごみ排出量全体のうち燃やせるごみ量は、平成28年度において81%と大部分を占めていることから、特に燃やせるごみ量の削減につながる施策を検討する必要があります。</li> </ul>
	再生利用量	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生利用率は、類似自治体平均と比較すると高いですが、富山県平均や全国平均と比較すると低いことから、今後も資源化を推進していく必要があります。</li> <li>再生利用量全体の76%が直接資源化量と資源集団回収量をあわせた量で占められることから、ごみの分別排出度合い(協力度)によって再生利用率の増減を大きく左右する状況にあります。しかし、その量は、過去10年間(平成19年度～平成28年度)で減少傾向(14%の減少)にあることから、資源ごみの回収量を向上させるための施策を検討する必要があります。</li> <li>過去10年間で最も回収量が減少している品目は古紙類であり、その回収量を向上させるための施策を検討する必要があります。</li> <li>本市の地目別土地利用面積割合をみると、田畑が総面積の2割を占めることから、水稲と畑作へ活用できる堆肥の生産(食品廃棄物の再生利用等)を、今後も推進していく必要があります。</li> </ul>

(2/2)

大項目	小項目	主 な 課 題
収集・運搬		<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の高齢人口割合は36.0%(平成28年度)となっており、富山県平均(30.5%:平成27年度)*や全国平均(27.3%:平成28年度)*と比較すると高くなっています。また、1世帯あたりの人数は、平成28年度で2.77人であり、過去10年間(平成19年度～平成28年度)で減少傾向(12%の減少)にあることから、今後ますます1人暮らし高齢者が増加すると想定されます。よって、ごみや資源ごみをごみ集積場に出すことが困難な高齢者世帯等を対象とした戸別収集対応等の検討の必要があります。</li> </ul>
中間処理	燃やせないごみの処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度現在、燃やせないごみは「不燃物処理センター(不燃ごみ処理施設)」にて破碎・選別処理し、有価物(鉄・アルミ)を取り出しています。しかしながら、同施設は、昭和57年9月の竣工から既に35年が経過して老朽化が著しい状況となっています。そのため、本市における今後の燃やせないごみの効率的かつ経済的な処理方針を、民間施設への処理委託も視野に入れた総合的な観点から検討していく必要があります。</li> <li>燃やせないごみの破碎・選別処理後に発生する破碎可燃性残渣物は、平成26年度までは全量埋立処分としていましたが、平成27年度以降は「高岡広域エコ・クリーンセンター」にて、その一部を焼却処理しています。平成28年度現在は、収集運搬の関係で焼却処理による減容は出来ませんが、埋立処分量の縮減に向け、全量焼却を推進していく必要があります。</li> </ul>
最終処分		<ul style="list-style-type: none"> <li>1人1日最終処分量は富山県平均や全国平均と比較すると多く、また、最終処分率は類似自治体と比較すると高いことから、より一層の減量化を推進していく必要があります。</li> <li>本市の最終処分量の内訳をみると、処理後最終処分量(焼却灰)の割合が最終処分量の66%を占めることから、特に焼却処理量(燃やせるごみ量)を削減するための施策を検討していく必要があります。</li> <li>本市の直接最終処分量の中には、海岸漂着物や側溝汚泥が含まれています。海岸漂着物は不定期に排出される自然物であり削減が難しいと考えられますが、「不燃物処理センター(最終処分場)」の残余容量確保のため、継続的にその量や質を把握していく必要があります。また、側溝汚泥については、再利用について検討していく必要があります。</li> </ul>

\* 出典: 「平成29年版高齢社会白書 内閣府」



### 3.2 ごみ処理基本計画

#### (1) 基本目標

本計画の目指す基本目標は、前回策定計画の基本目標を踏襲するものとします。

## 環境への負荷が少ない 持続可能な資源循環型社会の確立

今日のめざましい経済の発展や科学の進歩により、私たちの生活は大変便利で豊かになった反面、地球温暖化から身近なごみの問題まで、地球環境に影響を及ぼす様々な課題に直面しています。

このような問題を解決し、将来にわたり社会の持続的な発展と、良好な影響を維持していくには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式のあり方を見直し、環境負荷を低減した社会へと転換していく必要があります。

このような中で、住民、事業者、行政が共通認識のもとに、それぞれの立場で、資源やエネルギーの消費抑制及び循環利用を図り、廃棄物の減量化やリサイクルを進めます。

#### (2) 基本方針

基本目標を実現していくためには、廃棄物処理の優先順位に基づく廃棄物行政の運営とともに、これらの仕組みを持続的に発展させるための基盤（しくみ・体制）を構築させることが必要になります。

これらの考えを踏まえ、本計画における基本方針は、次のとおりとします。

<b>基本方針1</b>	住民・事業者・行政の役割分担によるごみ減量化・資源化の推進
<b>基本方針2</b>	循環型ごみ処理体制の確立と効率的なごみ処理事業の運営
<b>基本方針3</b>	安全で環境への負荷が少ないごみの適正処理の推進
<b>基本方針4</b>	計画の実現に向けた体制整備

なお、定めた基本方針に基づく各施策の方向性については、後節の「(4) 基本方針に基づく施策の展開」(P.62以降)に示しています。

### (3) 計画目標(数値目標)の設定

#### ① 目標年度及び基準年度について

計画期間は平成30年度から平成39年度までの10年間とし、中間目標年度を平成34年度、目標年度を平成39年度に設定します。

また、本計画では、基準年度を平成24年度<sup>\*</sup>とします。

<sup>\*</sup> 国の廃棄物の減量化等の指標の基準年度を、本計画の基準年度と設定する。

② 数値目標の設定

本市のごみ処理における現状と課題を踏まえ、本計画の目標を以下のとおり設定します。

計画目標		実績		目標	
		平成24年度 [基準年度]	平成28年度 [最終実績年度]	平成34年度 [中間目標年度]	平成39年度 [目標年度]
減量化目標	※1 一般廃棄物の 年間排出量	100として (17,203t)	99 (16,984t)	88 (15,210t以下)	80 (13,760t以下)
資源化目標	再生利用率	19%	19%	21%	24%
最終処分量の削減目標	年間 最終処分量	100として (2,971t)	78 (2,316t)	63 (1,870t以下)	55 (1,620t以下)
原単位の減量化目標	生活系※2 1人1日排出量 (資源ごみ量を除く)	449 g	459 g	440 g	425 g

※1 資源集団回収量を含む。

※2 資源ごみ（資源集団回収量+資源ごみ量+直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの）を除いたもの。

項目	設定根拠	基本方針との関連性
減量化目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間総排出量は、直近5年間で1%の減量にとどまっています。</li> <li>また、1人1日排出量は近年増加傾向にあることから、1人1日排出量の減量を加味し、基準年度から平成39年度までに20%のごみの減量化を図ることを目標とします。</li> </ul>	基本方針1の達成状況を把握するための目標
資源化目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生利用率は、直近5年間で、おおむね19~20%前後で推移しています。</li> <li>今後、本市のごみ処理体制に大きな変更はないことから、前回策定計画の28%を下方修正するとともに、排出段階（資源集団回収・分別収集）の強化（民間による資源化の実態把握）等による効果を加味し、平成39年度までに24%とすることを目標とします。</li> </ul>	基本方針2の達成状況を把握するための目標
最終処分量の削減目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間最終処分量は、直近5年間で22%削減することができました。</li> <li>最終処分量は、上記の減量化目標と資源化目標を達成することで、基準年度から平成39年度までに45%削減することを目標とします。</li> </ul>	基本方針1~3の達成状況を把握するための目標
原単位の減量化目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活系1人1日排出量(資源ごみ量を除く)は、直近5年間で10g増加している状況です。</li> <li>本市の生活系1人1日排出量(資源ごみ量を除く)は、富山県平均や全国平均よりも低い状況であることから、過去10年間の底値である425gを平成39年度の目標とします。</li> </ul>	基本方針1,2の達成状況を把握するための目標

(4) 基本方針に基づく施策の展開

計画目標(数値目標)を達成するために、市(行政)が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

基本方針	項目	主な施策	参照頁
1 住民・事業者・行政の役割分担による「ごみ減量化・資源化」の推進	住民	①発生回避・発生抑制につながる生活スタイルの啓発	P.64
		②食品ロス(生ごみ)の減量化促進のための啓発	〃
		③生ごみの自家処理推進のための啓発・支援	P.65
		④容器包装廃棄物削減のための周知・啓発	〃
		⑤不要品等の再使用促進のための情報提供	〃
		⑥生活系ごみ処理手数料の適宜見直し	〃
		⑦補助金制度等による経済的な支援	P.66
	事業者	①飲食店や小売店との連携による食品廃棄物や容器包装廃棄物の削減	〃
		②事業用大規模建築物*の所有者等に対するごみの減量化のための啓発・指導	〃
		③事業系ごみ処理手数料の適宜見直し	P.67
行政	④補助金制度等による経済的な支援の検討	〃	
	①市庁舎等の公共施設における3Rの推進	〃	
		②側溝汚泥活用の推進	P.68
2 循環型「ごみ処理体制」の確立と効率的な「ごみ処理事業」の運営	生活系ごみの分別排出ルール遵守の推進	①一般住民に対する広報・啓発	P.69
		②対象者に合わせたきめ細かい集中的な広報・啓発	〃
		③違反ごみ・資源ごみ持ち去り・排出禁止物等への対応	P.70
	事業系ごみの排出管理の推進	①事業用大規模建築物の所有者等に対する自己処理責任の徹底	〃
		②中小事業者に対する自己処理責任の徹底	〃
		③収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ	P.71
		④施設への搬入規制強化	〃
		⑤事業所間の連携による資源化の促進	〃
	品目別の資源化の推進	①資源集団回収の推進に向けた啓発・支援	〃
		②容器包装廃棄物の資源化の推進	P.72
		③食品ロス(生ごみ)の資源化の推進	〃
		④ガラスびん(カレット・生きびん(再使用びん))の資源化の推進	〃
		⑤段ボール・古紙(新聞紙・雑誌類)の資源化の推進	〃
		⑥古布の資源化の推進	P.73

\*事業用大規模建築物とは、次に該当する建築物とする。

[1]事業の用途に供される部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物

[2]大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する一の建物であって、その建物内の店舗面積(同条第1項に規定する小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。)の合計が1,000㎡を超えるもの

[3][2]に掲げるもののほか、著しく多量の事業系一般廃棄物を排出する事業用の建築物で、市長が特に必要と認めるもの

基本方針	項目	主な施策	参照頁
2 (続き)	品目別の資源化の推進 ( 続 き )	⑦リサイクルする小型家電製品類・パソコンの資源化の推進	P.73
		⑧金属類の資源化の推進	//
		⑨廃食用油の資源化の推進	P.74
		⑩剪定枝等の資源化の推進	//
	循環型ビジネスへの支援	①民間施設の活用の推進	//
		②再利用品の利用拡大	//
		③補助金制度等による経済的な支援	P.75
3 安全で環境への 負荷が少ないごみの 適正処理の推進	適正な 収集運搬体制 の維持	①効率的な収集・運搬体制の整備	P.76
		②住民満足度の高いごみ収集体制の整備	//
	中間処理計画	①中間処理施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減	//
		②民間活用による施設運営の推進	P.77
		③公共施設の跡地利用等の推進	//
	最終処分計画	①最終処分場の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減	//
		②埋立量の減量化・減容化の推進	//
	災害廃棄物への 対応	①「災害廃棄物処理計画」の適宜見直し	P.78
		②関係機関との連携による災害廃棄物処理体制の構築	//
	4 計画の実現に向けた体制整備	協働を促進する ための情報共有	①住民・事業者に向けた情報発信
		②環境教育・環境学習の推進	P.80
環境美化・ 生活環境保全の 推進		①まちの環境美化推進	//
		②海岸漂着ごみの清掃活動の推進	P.81
		③不法投棄防止対策の推進	//
		④不適正処理防止対策の推進	//
住 民 や 関係機関との 協力体制の確立		①各種住民団体や自治会等との連携	P.82
		②国・県・広域圏・県内市町村・警察との連携	//
		③氷見市環境審議会等との連携	//
本計画の実施 及び評価と見直し		①本計画に基づくごみ処理実施計画の作成	P.83
		②本計画の評価と見直し	//

## 1 住民・事業者・行政の役割分担によるごみ減量化・資源化の推進

### 【基本的な考え方】

循環型社会の形成をより推進していくには、まず、①不要なものを断る（発生回避：リフューズ）、②ごみを出さない暮らしをする（発生抑制：リデュース）、③ものを大事に繰り返し使う（再使用：リユース）ことに取り組むことが大切です。

そのためには、住民や事業者は、それぞれの立場で出来る、ごみを減らすための工夫や意識をし、自主的・主体的に進めていく必要があります。

行政では、今後ともごみに対する関心を深めてもらうため、自主的・主体的に「ごみを作らない・出さない行動」に係る取組みの周知・啓発や支援を行っていきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、行政が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

### ■ごみを作らない・出さない行動の推進〔住民〕

#### ① 発生回避・発生抑制につながる生活スタイルの啓発

継続、拡大、新規施策：○（うち、重点施策は◎とした。）以下、同様

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	住民に対し、「不要なものはもらわない・買わない・使い捨て商品の購入を控えて繰り返し使用できる商品を購入する」等の取組みを呼びかけます。	○		
2	住民に対し、「とやまエコライフ・アクト10宣言 <sup>*1</sup> 」の取組みを呼びかけます。	○		

<sup>\*1</sup>地球温暖化を抑制するために富山県が主導するプロジェクトのタイトル。富山県で従来行われていた取組みと、国が始めたチーム・マイナス6%を合わせ、とやまエコライフ・アクト10宣言として実施し、10のアクションを県民に呼びかけている。

#### ② 食品ロス<sup>\*2</sup>（生ごみ）の減量化促進のための啓発

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	住民に対し、手つかず食品や食べ残しの排出削減や、生ごみの水切りの励行を呼びかけます。	○		
2	住民に対し、「食べきり3015運動（毎月30日、15日は家庭の冷蔵庫の中身をチェックして、期限が近いものは使いきる）」の取組みを呼びかけます。（富山県が推進している取組み）			○
3	宴会の参加者に対し、「食べきり3015運動（乾杯後30分と終了前15分は離席せずに食べ残しを減らす取組み）」の取組みを呼びかけます。（富山県が推進している取組み）			○

<sup>\*2</sup>食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

③ 生ごみの自家処理推進のための啓発・支援

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	住民に対し、生ごみの自家処理推進のための経済的支援「生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機購入助成金交付制度」を継続します。	○		

④ 容器包装廃棄物削減のための周知・啓発

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	住民に対し、レジ袋の削減のため、「マイバッグの持参」を呼びかけます。（氷見市環境保健衛生協会、婦人会等と連携）	○		
2	住民に対し、リターナブルびんや詰替え商品の使用を呼びかけます。	○		
3	住民に対し、「簡易包装・適正包装」商品の購入を呼びかけます。	○		

⑤ 不要品等の再使用促進のための情報提供

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「リサイクルプラザ」において、不要品のリユース情報の発信や、持ち込まれた不要品（家具、おもちゃ、食器類など）を修理・再生したりリフォーム製品の展示販売を継続します。	○		

⑥ 生活系ごみ処理手数料の適宜見直し

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	生活系燃やせるごみの処理手数料等の適宜見直しを行います。	○		

⑦ 補助金制度等による経済的な支援

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「資源集団回収報奨金交付制度」を継続します。	○		
2	「生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機購入助成金交付制度」を継続します。	○		

■ごみを作らない・出さない行動の推進〔事業者〕

① 飲食店や小売店との連携による食品廃棄物や容器包装廃棄物の削減

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	市内のスーパー等に対し、食品廃棄物が出にくい販売・提供（少人数家族のために野菜を少量から販売）の協力要請を行います。			○
2	市内のスーパー等に対し、エコクッキングのレシピカード（無料）を店頭等に設置してもらうよう協力要請を行います。			○
3	市内のスーパー等に対し、簡易包装やはだか売り商品、詰替え商品の販売・提供の協力要請を行います。			○
4	市内の飲食店に対し、食品廃棄物が出にくいメニュー（小盛りメニュー・ハーフサイズメニュー）設定の協力要請を行います。			○
5	市内の小売店に対し、「とやまエコ・ストア制度 <sup>*</sup> 」の登録を呼びかけます。	○		
6	市内の飲食店・スーパー等に対し、食品廃棄物等の水切りの徹底を呼びかけます。			○

<sup>\*</sup> レジ袋無料配布廃止や店頭での資源回収など消費者と協働で環境配慮行動に取り組む小売店等を登録する制度。

② 事業用大規模建築物の所有者等に対するごみの減量化のための啓発・指導

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	事業用大規模建築物の所有者等に対し、廃棄物管理責任者の設置や「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出を義務づけます。	○		
2	「事業系一般廃棄物減量計画書」を提出した事業用大規模建築物の所有者等に対し、再生利用計画等の作成・提出を要請します。			◎
3	事業用大規模建築物の所有者等に対し、先進的な取組み事例等を紹介する研修会を開催します。			○

(続く)

(前頁からの続き)

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
4	事業用大規模建築物の所有者等に対し、「エコアクション21 <sup>*</sup> 」の認証取得を奨励します。	○		
5	事業用大規模建築物の所有者等に対し、リサイクル活動に積極的に取り組む優良事業所への事業支援や顕彰を継続します。	○		
6	事業用大規模建築物の所有者等に対し、事業所訪問や「事業所向けごみの減量化・資源化に関するパンフレット」の作成・配布を検討します。			○

<sup>\*</sup>事業者が環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、仕組みを作り、取組みを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドライン。

### ③ 事業系ごみ処理手数料の適宜見直し

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	事業系燃やせるごみ・燃やせないごみの処理手数料等の適宜見直しを行います。	○		

### ④ 補助金制度等による経済的な支援の検討

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	事業者に対する生ごみの自家処理促進のための経済的支援「生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機購入助成金交付制度」を継続します。	○		

## ■ごみを作らない・出さない行動の推進〔行政〕

### ① 市庁舎等の公共施設における3Rの推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	市庁舎等の公共施設において、グリーン購入法適合商品や再利用品の率先的な購入を継続します。	○		
2	市庁舎等の公共施設において、ペーパーレス化や使用済み用紙の裏紙の再利用、物品の長期使用等を継続します。	○		
3	ミニリサイクル図書フェア（氷見市立図書館で除籍された本や利用者の方が持ち寄った本のリユース）を継続します。	○		

② 側溝汚泥活用の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	側溝汚泥の再生利用を検討します。			◎

○住民・事業者が果たしていく役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各ごみ処理関連施設見学会を活用し、ごみ知識の向上に努めましょう。</li> <li>○啓発イベントに参加し、情報収集と環境学習を実践していきましょう。</li> <li>○学校と連携した家庭における環境教育を実践していきましょう。</li> <li>○各種団体による古紙等の資源集団回収報奨金交付事業に協力し、ごみの排出抑制に努めましょう。</li> <li>○手付かずの食品や食べ残しを減らしましょう。</li> <li>○生ごみ堆肥化容器等を利用したり、水切りを行ったりして、生ごみの減量化に取り組みましょう。</li> <li>○マイバッグ持参運動に参加し、ごみの減量化や資源の節約（ごみになる物は持ち帰らないよう）に努めましょう。</li> <li>○使い捨て商品の購入・受取を自粛し、詰替え商品を使用しましょう。</li> <li>○繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及びグリーン購入法適合商品、再利用品の購入に努めましょう。</li> <li>○修理等により物を長く使う工夫をしましょう。</li> <li>○県が進める“とやまエコライフ・アクト10宣言”等に参加して、ごみの減量化等に取り組みましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員等への環境教育（研修・学習機会の提供）を進めましょう。</li> <li>○行政が開催する研修会や講演会、啓発イベント等に積極的に参加・協力しましょう。</li> <li>○行政や住民等と連携した環境学習の実施と人材育成に取り組みましょう。</li> <li>○事業活動におけるごみの3R（発生抑制・再使用・再生利用）を徹底するゼロ・エミッション化を促進しましょう。</li> <li>○自社製品の回収・再使用・再生利用等、製品等の循環システムづくりの構築に努めましょう。</li> <li>○容器包装の簡素化等、ごみのおにくい製品、できるだけ長く使用できる製品等の開発・販売に努めましょう。</li> <li>○販売した商品の修理・保守体制を充実させましょう。</li> <li>○食品廃棄物は、「食品リサイクル法」に基づき、食品の購入や調理方法の改善による発生抑制や、生ごみ堆肥化容器等の活用や水切り等による減量化に取り組みましょう。</li> <li>○「とやまエコ・ストア」協力店登録制度に登録しましょう。</li> <li>○「エコアクション21」の認証・登録制度を導入しましょう。</li> <li>○グリーン購入法適合商品、再利用品を購入しましょう。</li> </ul>

## 2 循環型ごみ処理体制の確立と効率的なごみ処理事業の運営

### 【基本的な考え方】

ごみの減量化を推進しても出てくるごみは、『捨てればゴミ 分ければ資源』の精神のもと、資源として再生利用（リサイクル）※を推進させる必要があります。

住民や事業者は、行政が定めたごみの分別排出ルールに従ったリサイクルの推進が必要です。

行政では、経済性や効率性、環境負荷にも配慮しつつ、各種ごみの特質を活かすためにごみの分別排出を徹底することで、資源としての循環利用を推進していきます。また、行政で取り扱えない排出禁止物の住民への普及啓発を推進するとともに、違反ごみ排出者に対する指導の徹底に努めていきます。

※「発生抑制：リデュース」、「再使用：リユース」、「再生利用：リサイクル」をあわせた「3R」を、行政では推進していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、行政が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

### ■生活系ごみの分別排出ルール遵守の推進

#### ① 一般住民に対する広報・啓発

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	住民に対し、「家庭ごみの分け方と出し方及びごみ収集計画表」の配布を継続します。	○		
2	指定ごみ袋制度（生活系燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装ごみ）を継続します。	○		
3	「リサイクルプラザ」において、資源ごみの排出しやすい環境づくり（収集日以外の無料受け入れ実施）を継続します。		○	

#### ② 対象者に合わせたきめ細かい集中的な広報・啓発

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	住民に対し、出前講座を実施し、ごみを出す時の基本的なルールや本市のリサイクルに関する取組み等をわかりやすく説明します。	○		
2	市政の情報が伝わりにくい住民（学生や単身者、外国人等）や、転出入が多くて分別排出ルールが定着しにくいアパートの居住者に対し、分別排出の徹底を呼びかけます。		○	
3	共同住宅管理会社と連携しながら、入居者に対し、分別排出の徹底を呼びかけます。	○		

(続く)

(前頁からの続き)

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
4	地域福祉と連携しながら、高齢者に配慮したごみの分別排出を呼びかけます。			◎
5	地域協力者と連携しながら、ごみの分別排出の実態把握を推進します。			○

③ 違反ごみ・資源ごみ持ち去り・排出禁止物等への対応

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	本市で受け入れしていない排出禁止物や適正処理困難物は、「家庭ごみの分け方と出し方及びごみ収集計画表」で周知するとともに、販売店や専門処分業者に処理を依頼するよう呼びかけます。	○		
2	分別排出のルール違反者に対し、ごみを収集せずにそのまま残しておく等の対応を行い、適正排出を促します。		○	
3	ごみ集積場に分別排出された資源ごみを無断で持ち去る人に対し、警察に通報して厳正に対処します。また、早朝パトロールやごみ集積場に持ち去り禁止看板を設置する等して、持ち去り行為の禁止を周知します。		○	
4	特に、違反の多いごみ集積場については、監視と指導を強化します。		○	

■ 事業系ごみの排出管理の推進

① 事業用大規模建築物の所有者等に対する自己処理責任の徹底

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	事業用大規模建築物の所有者等に対し、ごみの排出管理・指導を徹底します（立入検査の実施や適正管理に係る情報収集）。		○	

② 中小事業者に対する自己処理責任の徹底

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	中小事業者に対し、事業系ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ）の排出については、事業者の責任で自己処理するか、本市が許可する一般廃棄物処理業者へ処理を委託するよう呼びかけます。	○		

③ 収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	一般廃棄物収集運搬業許可業者と連携しながら、事業者に対して、資源ごみとの分別排出の徹底を要請します。	○		

④ 施設への搬入規制強化

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「高岡広域エコ・クリーンセンター」への事業系燃やせるごみ搬入者に対し、「氷見市受付所」での受け入れ時にごみの中身を確認する等して、分別排出を指導します。	○		
2	「リサイクルプラザ」や「不燃物処理センター(不燃ごみ処理施設・最終処分場)」への事業系ごみ搬入者に対し、受け入れ時にごみの中身を確認する等して、分別排出を指導します。	○		

⑤ 事業所間の連携による資源化の促進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	畜産農家と農業協同組合の連携による家畜排泄物と公共施設の生ごみ(給食センター等の野菜くず)の堆肥化を継続します。(資源循環型農業の確立)	○		

■ 品目別の資源化の推進

① 資源集団回収の推進に向けた啓発・支援

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	【再掲】「資源集団回収報奨金交付制度」を継続します。	○		
2	未登録の自治会や婦人会、PTA、児童会に対し、資源集団回収団体への参加登録を呼びかけます。		○	

## ② 容器包装廃棄物の資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	分別収集や直接持込された容器包装廃棄物は、「リサイクルプラザ」にて選別処理後、民間資源化施設へ引き渡しており、今後も継続します。（ガラスびん、段ボール以外）	○		
2	市内のスーパー等と連携しながら、住民に対し、紙パック・ペットボトル・トレーの拠点回収（店頭回収）を呼びかけます。	○		
3	市内のスーパー等に対し、古紙類の回収に係る協力要請を検討します。			○
4	市内のスーパー等で店頭回収された資源ごみ量の実態把握を行います。			◎

## ③ 食品ロス(生ごみ)の資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	事業用大規模建築物の所有者等や市内の飲食店・スーパー等に対して、生ごみの資源化を呼びかけます。			○

## ④ ガラスびん(カレット・生きびん(再使用びん))の資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	分別収集や直接持込されたガラスびんは、「リサイクルプラザ」にて一時保管後、民間資源化施設へ引き渡しており、今後も継続します。	○		

## ⑤ 段ボール・古紙(新聞紙・雑誌類)の資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	段ボール・古紙の資源集団回収を継続します。	○		
2	分別収集や直接持込された段ボールは、「リサイクルプラザ」にて一時保管後、民間資源化施設へ引き渡しており、今後も継続します。	○		

(続く)

(前頁からの続き)

具体的な施策		継続	拡大	新規重点
3	分別収集や直接持込された古紙は、直接民間資源化施設へ搬入しており、今後も継続します。	○		
4	排出事業者に対し、古紙類のオフィスリサイクル推進を働きかけます。			○

#### ⑥ 古布の資源化の推進

具体的な施策		継続	拡大	新規重点
1	古布の資源集団回収を継続します。	○		

#### ⑦ リサイクルする小型家電製品類・パソコンの資源化の推進

具体的な施策		継続	拡大	新規重点
1	分別収集(年2回)や直接持込された「リサイクルする小型家電製品類」と、直接持込された「パソコン(家庭用のみ)」は、「リサイクルプラザ」にて一時保管後、民間資源化施設へ引き渡しており、今後も継続します。	○		
2	燃やせないごみの中から、小型家電を選別し、資源化します。			○

#### ⑧ 金属類の資源化の推進

具体的な施策		継続	拡大	新規重点
1	分別収集(年2回)された「金属原料としてリサイクルするもの」は、直接民間資源化施設へ搬入しており、今後も継続します。	○		
2	分別収集や直接持込された燃やせないごみの中から、金属(鉄・アルミ)を選別後、民間資源化施設へ引き渡しており、今後も継続します。	○		

## ⑨ 廃食用油の資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	拠点回収された廃食用油は、直接民間資源化施設へ搬入しており、今後も継続します。	○		
2	家庭や給食センター、一般事業所から排出された廃食用油の再利用（自動車等のバイオディーゼル燃料）事業を継続します。〔民間施設への助成事業〕	○		

## ⑩ 剪定枝等の資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	事業系木質系ごみ（剪定枝含む）は、直接民間資源化施設へ搬入しており、今後も継続します。	○		
2	剪定枝等の資源化促進のための経済的支援「氷見市木質バイオマーストープ設置補助金交付制度」を継続します。	○		

## ■ 循環型ビジネスへの支援

## ① 民間施設の活用の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	一般廃棄物収集運搬業許可業者と連携しながら、事業者に対して、民間資源化施設の活用を促します。		○	

## ② 再利用品の利用拡大

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	【再掲】市庁舎等の公共施設において、グリーン購入法適合商品や再利用品の率優先的な購入を継続します。	○		
2	市内の小売店に対し、「とやまエコ・ストア制度」を奨励します。	○		
3	住民や事業者に対し、エコマークなどの環境ラベリングや、グリーン購入対象商品リスト等の役立つ情報を発信します。			○

(続く)

(前頁からの続き)

具体的な施策		継続	拡大	新規重点
4	畜産農家と農業協同組合、公共施設の連携により生産販売されている堆肥の水稲と畑作への活用を呼びかけます。	○		

### ③ 補助金制度等による経済的な支援

具体的な施策		継続	拡大	新規重点
1	【再掲】家庭や給食センター、一般事業所から排出された廃食用油の再利用（自動車等のバイオディーゼル燃料）事業を継続します。〔民間施設への助成事業〕	○		
2	「氷見市木質バイオマスストーブ設置補助金交付制度」を継続します。	○		

### ○ 住民・事業者が果たしていく役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政や住民団体、企業が行うリサイクル活動に参加しましょう。</li> <li>○ごみは決められた「分別排出ルール」に従い、できるだけ「資源ごみ」として排出しましょう。</li> <li>○各種団体による古紙等の資源集団回収報奨金交付事業に協力し、資源ごみ回収に努めましょう。</li> <li>○拠点回収を活用して、資源ごみ回収に努めましょう。</li> <li>○再利用品（トイレットペーパーやノート等のリサイクル品）を利用しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「とやまエコ・ストア制度」に登録する等し、店頭回収実施店としての取り組みを推進しましょう。</li> <li>○収集運搬業者と連携したごみの分別排出の徹底と資源化を推進しましょう。</li> <li>○民間資源化施設の活用や、再利用品利用の拡大に努めましょう。</li> <li>○食品廃棄物の減量化や資源化に努めましょう。</li> <li>○事業活動から出た未利用材等（バイオマス資源）の利活用に努めましょう。</li> <li>○事業系ごみは、事業者の責任で自己処理するか、本市が許可する一般廃棄物処理業者へ処理を委託しましょう。</li> </ul>

### 3 安全で環境への負荷が少ないごみの適正処理の推進

#### 【基本的な考え方】

ごみの資源化を推進しても、どうしても出てしまうごみに関しては、適正に処分する必要があります。

行政では、安定的かつ安全な適正処理を推進するとともに、中間処理から発生する資源ごみの回収を推進していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、行政が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

#### ■適正な収集運搬体制の維持

##### ① 効率的な収集・運搬体制の整備

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、効率的なごみの収集運搬体制を要請します。		○	

##### ② 住民満足度の高いごみ収集体制の整備

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	住民の生活スタイルを考慮し、ごみの対象品目や収集方法、収集体制(収集頻度、収集時間帯等)を適宜見直しします。	○		
2	「ごみ集積場整備事業補助金交付制度」を継続します。	○		
3	【再掲】地域福祉と連携しながら、高齢者に配慮したごみの分別排出を呼びかけます。			◎
4	排出困難者に配慮した、地域主体によるごみ出し支援活動補助金制度の導入について検討します。			○

#### ■中間処理計画

##### ① 中間処理施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	高岡地区広域圏事務組合や構成市とも連携しながら、ごみ処理施設の適正な運転管理と環境負荷の低減を推進します。	○		

② 民間活用による施設運営の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	燃やせないごみの民間資源化施設への処理（金属・小型家電の回収）委託を検討します。			◎

③ 公共施設の跡地利用等の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	廃止した西部清掃センター（ごみ焼却施設）の跡地利用について検討します。	○		

■最終処分計画

① 最終処分場の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「不燃物処理センター(最終処分場)」の残余容量を適宜確認しつつ、長期的かつ安定的に最終処分場を確保していきます。	○		
2	「不燃物処理センター(最終処分場)」及び浸出液処理施設の老朽化に対する計画的な補修・改造を実施します。			◎

② 埋立量の減量化・減容化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	燃やせないごみの民間資源化施設への処理委託に伴い、燃やせないごみ処理後の破碎可燃性残渣物を全量焼却（高岡広域エコ・クリーンセンター）することで、埋立量の減量化・減容化を促進します。			◎
2	【再掲】側溝汚泥の再生利用を検討します。			◎
3	ごみの減量化・資源化施策を検討するため、海岸漂着物（流木やタンク、ブイ等）の細組成調査の実施を検討します。	○		

■災害廃棄物への対応

①「災害廃棄物処理計画」の適宜見直し

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「氷見市地域防災計画」や社会・経済情勢等を踏まえた上で、「災害廃棄物処理計画（平成30年2月）」を適宜見直しします。			○

② 関係機関との連携による災害廃棄物処理体制の構築

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	平常時からの防災対策はもとより、災害時における組織体制の構築や市職員の教育・訓練を定期的実施します。			○
2	他自治体・民間事業者・関係機関と応援協定を締結します。	○		

○住民・事業者が果たしていく役割

住民	○ごみは決められた「分別排出ルール」に従い、できるだけ「資源ごみ」として排出しましょう。
事業者	○収集運搬業者と連携したごみの分別排出の徹底と資源化を推進しましょう。 ○民間資源化施設の活用や、再利用品利用の拡大に努めましょう。 ○適正処理の徹底に努めましょう。

## 4 計画の実現に向けた体制整備

### 【基本的な考え方】

「環境への負荷が少ない持続可能な資源循環型社会の確立」の実現のため、3Rと適正処分を着実に実行できる基盤（体制・しくみ）を構築していきます。

行政では、今後も「環境教育や啓発活動による意識改革」を推進していくとともに、まちの環境美化や不法投棄の防止対策、不適正処理の防止対策を積極的に推進していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、行政が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

### ■協働を促進するための情報共有

#### ① 住民・事業者に向けた情報発信

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	市広報や「家庭ごみの分け方と出し方及びごみ収集計画表」等の紙媒体による情報発信や普及啓発を継続します。	○		
2	3Rに関する必要な情報を適切なタイミングで分かりやすく提供できるよう、ICT媒体（本市のホームページや「氷見市公式フェイスブック」等）を活用した啓発・情報の発信を継続します。	○		
3	新しく取り組む施策について、報道各社に積極的に情報提供を行う等、マスメディアを通じたPR活動を継続します。	○		
4	市職員による出前講座や地域研修会による普及啓発の他、各種イベントを通じてのPR活動を継続します。	○		
5	ごみの減量化・資源化活動に積極的に取り組む優良団体への氷見市環境保健衛生協会による表彰制度等に対する支援を継続します。	○		
6	【再掲】住民に対し、出前講座を実施し、ごみを出す時の基本的なルールや本市のリサイクルに関する取組み等をわかりやすく説明します。	○		
7	【再掲】市政の情報が伝わりにくい住民（学生や単身者、外国人等）や、転入が多くて分別排出ルールが定着しにくいアパートの居住者に対し、分別排出の徹底を呼びかけます。		○	
8	【再掲】共同住宅管理会社と連携しながら、入居者に対し、分別排出の徹底を呼びかけます。	○		
9	【再掲】地域福祉と連携しながら、高齢者に配慮したごみの分別排出を呼びかけます。			◎
10	【再掲】地域協力者と連携しながら、ごみの分別排出の実態把握を推進します。			○

## ② 環境教育・環境学習の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	【再掲】住民に対し、出前講座を実施し、ごみを出す時の基本的なルールや本市のリサイクルに関する取組み等をわかりやすく説明します。	○		
2	こどもや住民に対し、ごみ処理施設の見学会の開催を継続します。	○		
3	学校において、各教科学習や総合的な学習の時間、特別活動等を活用して、3Rの学習を推進します。	○		
4	行政が取り組んでいる3R活動やごみの分別排出の重要性を住民に分かりやすく伝えることができる専門職員の育成を検討します。			○
5	「とやま環境チャレンジ10（10歳の児童対象）」、児童環境クラブによる地区別ごみ分別競技会、こどもエコクラブ活動等の実施及び活性化を支援します。	○		
6	市内の小学5年生や市職員、NPEC等の連携による海辺の漂着物調査を継続します。	○		

## ■ 環境美化・生活環境保全の推進

## ① まちの環境美化推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	氷見市一斉清掃日（7月の第1日曜日）を設定し、ボランティアによる市内全域の海岸、河川、公園等の清掃、草刈作業を推進します。	○		
2	「氷見市住みよい環境づくり週間（7月1日～7日）」を設定し、環境保全活動や日常生活での環境配慮行動の呼びかけや、環境イベントの実施を継続します。	○		
3	住民による環境保全活動（ボランティア活動）に対し、ボランティア用ごみ袋の配布や回収されたごみの収集運搬処分の実施等の支援を行います。	○		

② 海岸漂着ごみの清掃活動の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	子供たちや関係地区住民、自然保護員等による蛇が島[女良地域]清掃活動を支援します。	○		
2	【再掲】氷見市一斉清掃日（7月の第1日曜日）を設定し、ボランティアによる市内全域の海岸、河川、公園等の清掃、草刈作業を推進します。	○		
3	海岸清掃の委託事業（機械力による清掃作業）を継続します。	○		

③ 不法投棄防止対策の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	八代地域住民で結成した「八代環境パトロール隊」による自主的なパトロールの実施を支援します。また、パトロール対象地域の拡大を支援します。	○		
2	不法投棄現場を発見した場合は、警察と連携しながら、厳正に対処します。	○		
3	過去に不法投棄を確認した場所への、啓発用の看板や監視カメラの設置を継続します。		○	

④ 不適正処理防止対策の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	ごみの野焼きや簡易焼却炉の使用禁止の周知・啓発を継続します。	○		
2	【再掲】「高岡広域エコ・クリーンセンター」への事業系燃やせるごみ搬入者に対し、「氷見市受付所」での受け入れ時にごみの中身を確認する等して、分別排出を指導します。	○		

### ■住民や関係機関との協力体制の確立

#### ① 各種住民団体や自治会等との連携

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	地域で活動する各種住民団体や自治会等とも連携しながら、住民に対し、3R活動を呼びかけます。	○		
2	市関係部局等と連携した施策を継続します。	○		

#### ② 国・県・広域圏・県内市町村・警察との連携

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	国・県・富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会と連携しながら、生産・流通・消費に係る循環型社会形成に向けた広域的な取組みを推進します。		○	
2	さらなる3Rの推進やごみの適正処理を推進するため、高岡地区広域圏事務組合や構成市と連携します。		○	
3	資源ごみの持ち去り行為や不法投棄、不適正処理、違法な廃棄物回収者の取締り等について、警察と連携しながら厳正に対処します。		○	
4	姉妹都市等の県外市町村との広域ネットワークの形成・活用を推進していきます。		○	

#### ③ 氷見市環境審議会等との連携

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「氷見市環境審議会」を設置し、住民や事業者の意見・要望を反映させ、廃棄物の総合的な対策の確立を推進します。	○		
2	「氷見市環境保健衛生協会」を設置し、各地域における環境保健衛生組織の育成強化及び環境保健衛生事業を促進します。	○		

■本計画の実施及び評価と見直し

① 本計画に基づくごみ処理実施計画の作成

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	毎年、本計画に基づく、『ごみ処理実施計画』を作成します。	○		

② 本計画の評価と見直し

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	本計画を概ね5年ごとに見直しします。	○		

○住民・事業者が果たしていく役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政が取り組む施策を理解し、参加・協力しましょう。</li> <li>○まちの環境美化推進活動や海岸清掃活動（「氷見市一斉清掃日」や「氷見市住みよい環境づくり週間」）に積極的に参加しましょう。</li> <li>○海岸・河川・公園・道路等へのポイ捨てはやめましょう。</li> <li>○行楽地等で自分が出したごみは持ち帰りましょう。</li> <li>○不法投棄はやめましょう。</li> <li>○不法投棄を発見した場合は速やかに行政や警察等の関係機関に通報しましょう。</li> <li>○ごみの野焼きはやめましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政が取り組む施策を理解し、参加・協力しましょう。</li> <li>○まちの環境美化推進活動や海岸清掃活動（「氷見市一斉清掃日」や「氷見市住みよい環境づくり週間」）に積極的に参加・協力支援しましょう。</li> <li>○他事業者や住民、住民団体との交流・連携を図る環境保全活動の実施に取り組みましょう。</li> <li>○不法投棄や不適正処理をせず、適正な処理を行いましょう。</li> <li>○自動販売機等の設置者は、空き缶等回収容器を設置しましょう。</li> <li>○所有する土地の不法投棄防止対策を行いましょう。</li> <li>○ごみの野焼きはやめましょう。</li> </ul>



## 第4章 生活排水処理基本計画

### 4.1 生活排水処理の現状と課題

#### (1) 水環境に関する状況

##### ① 水系の概況

市内を流れる主な河川は、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、湊川、仏生寺川、泉川ですが、県境や市境の分水嶺を源流とした小河川で、長いものでも20km程度の流路となっています。どの河川も集水域が狭く、流量は少なく地域の農業用水として利用されています。また、これらの河川は富山湾に向け東流し、下流域には肥沃な沖積平野が広がっています。

なお、本市の河川は勾配が小さく流量も少ないため、水質汚濁が進みやすい条件下にあります。

##### ② 水環境の現状

本市では公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法等に基づく工場・事業場排水対策や生活排水対策を推進しています。また、これにあわせ、富山県の水質測定計画で定めている水質測定を実施しています。

水質測定地点の位置図を図4-1-1に、環境基準の達成状況を表4-1-1（次頁, P. 87）に示します。

これによると、すべての河川及び海域において、環境基準を達成している状況にあります。



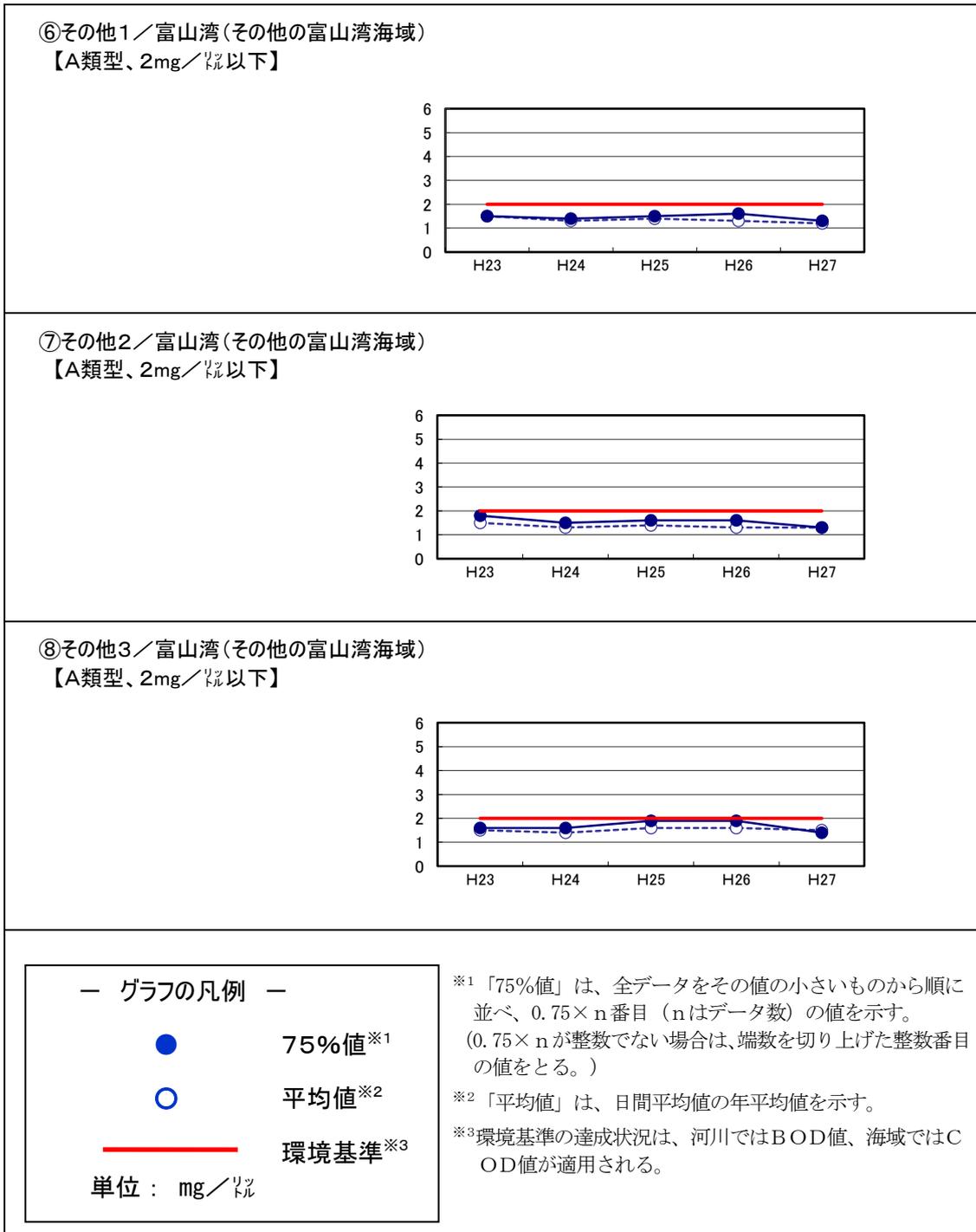
図4-1-1. 水質測定地点の位置図

表4-1-1. 環境基準の達成状況〔平成23年度～平成27年度〕

【河川】

<p>①阿尾橋／阿尾川 【A類型、2mg/ℓ以下】</p>	
<p>②間島橋／余川川 【A類型、2mg/ℓ以下】</p>	
<p>③北の橋／上庄川 【B類型、3mg/ℓ以下】</p>	
<p>④八幡橋／仏生寺川 【C類型、5mg/ℓ以下】</p>	
<p>⑤中の橋／仏生寺川(湊川) 【C類型、5mg/ℓ以下】</p>	

【海域】



出典：「水質汚濁の現況（平成23～27年度）富山県」

## (2) 生活排水処理施設の種類

生活排水とは、し尿及び生活雑排水（台所排水や浴室排水等）を総称したものです。

これらの生活排水を処理する生活排水処理施設（汚水衛生処理施設）は、集合排水処理施設と個別排水処理施設とに大別されます。

集合排水処理施設とは、各家庭や事業所から排出される生活排水を管路で収集し、終末処理場等でまとめて処理するものであり、住宅が密集した市街地や集落地域に適した方式となります。

一方、個別排水処理施設とは、各家庭や事業所毎に浄化槽を設置して、汚水を個別処理するものであり、住居がまばらで人口密度が低い地域等に適した方式となります。

生活排水処理施設の整備にあたっては、このような整備地域の特性を勘案し、各施設の特徴や経済性、効率性を十分検討した上で計画的に進められています。

集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方を図4-1-2（次頁）に、生活排水処理施設の種類を図4-1-3（次頁）に示します。

1. 本計画における「生活排水処理施設」は、「し尿」及び「生活雑排水」を合わせて適正に処理している施設とします。
2. 本計画では、「生活排水処理施設」を実際に利用している人を「水洗化・生活雑排水処理人口」と表記します。また、単独処理浄化槽を利用している人を「水洗化・生活雑排水未処理人口」、汲み取り便所を利用している人や自家処理をしている人を「非水洗化人口」と表記します。
3. 浄化槽法では合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義していますが、本計画では生活雑排水の処理の有無を考慮して、「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」とに区分して表記します。

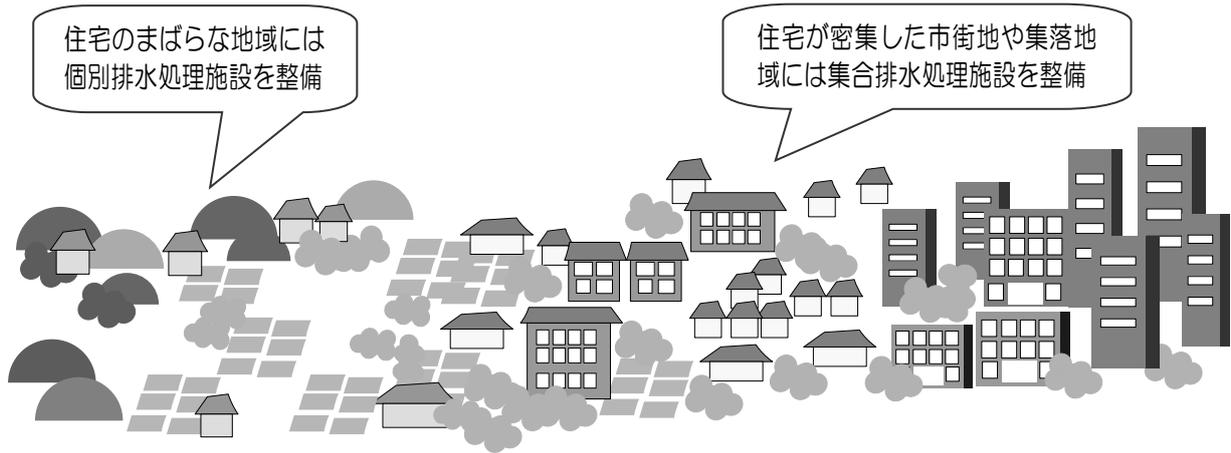
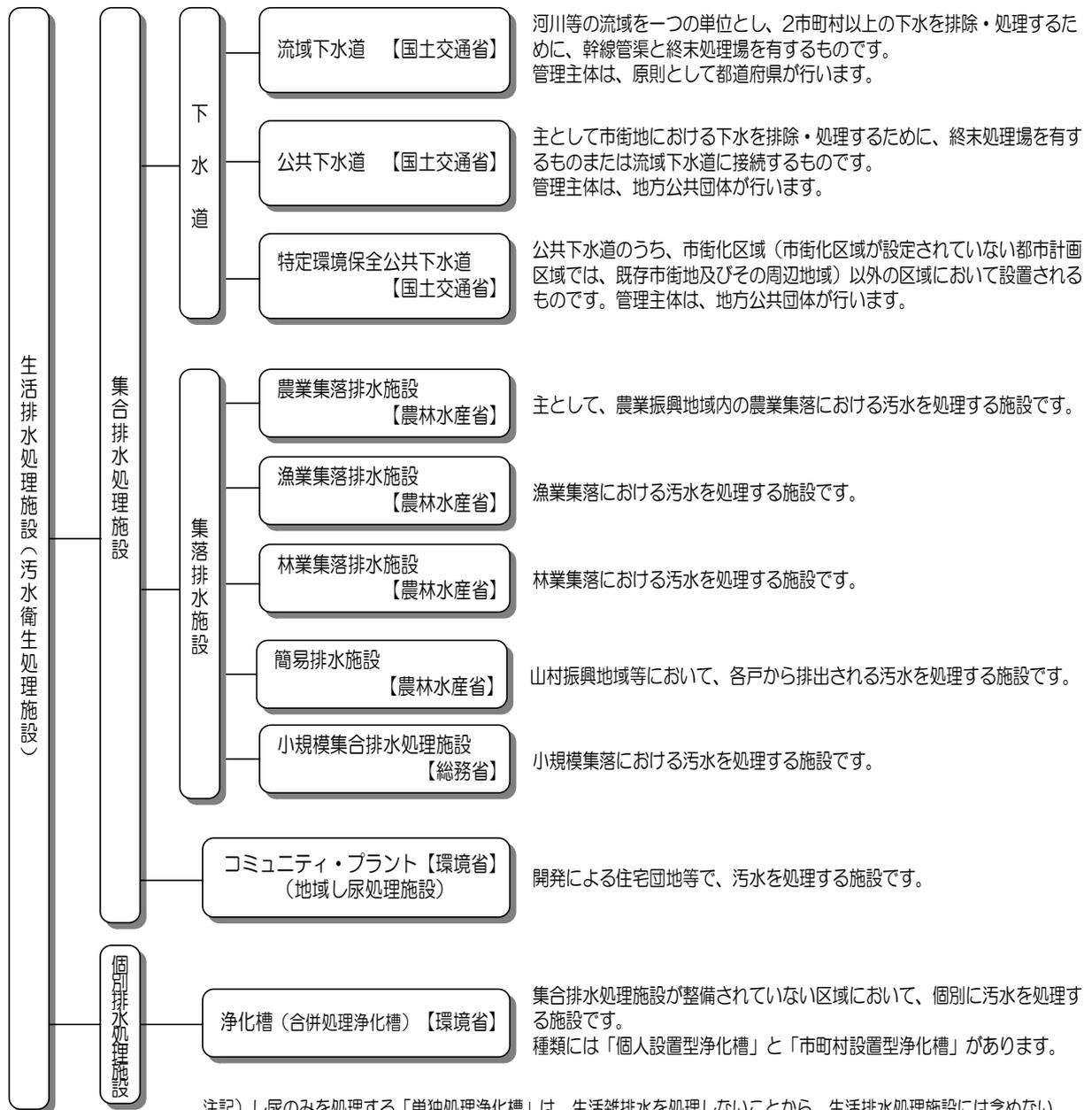


図4-1-2. 集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方



注記）し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」は、生活雑排水を処理しないことから、生活排水処理施設には含めない。

図4-1-3. 生活排水処理施設の種類

### (3) 生活排水処理の必要性

我が国の水質汚濁は、水質汚濁防止法等の施行により、工場や事業所への排水規制措置が行われたことで改善されています。しかしながら、今もなお環境基準を達成していない水域が残っており、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域や都市内の中小河川における達成率は低く、農村地域では生活雑排水による農業用水路等の水質汚濁が問題となっています。

こうした水質汚濁の要因として、生活排水処理の中で大きな負荷量を占める生活雑排水が未処理で放流されていることが挙げられています。このため、身近な生活環境や公共用水域の水質保全を図る上でも、生活雑排水に対する対策が重要視されています。

河川等の水質汚濁に与える影響を、各処理方式の汚濁負荷量で表したものを表4-1-2に示します。

これによると、「汲み取りし尿」及び「単独処理浄化槽」の汚濁負荷量は、他の処理方式に比べて5～8倍も高く、河川等の水質汚濁に与える影響が大きいことが伺えます。

表4-1-2. 各処理方式が河川水質に与える影響／汚濁負荷量（BOD換算）

項目	生活排水		原単位				処理性能		汚濁負荷量 (g/人・日)
			水量負荷量 (ℓ/人・日)		BOD濃度 (mg/ℓ)		(mg/ℓ)		
	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	BOD換算
下水道	処理	処理	250		200		15 <sup>*1</sup>		4
集落排水施設	処理	処理	250		200		20		5
合併処理浄化槽	処理	処理	250		200		20		5
単独処理浄化槽	処理	未処理	50	150	260	180	90	—	32
汲み取りし尿	処理	未処理	1.66 <sup>*2</sup>	150	7,800	180	15 <sup>*1</sup>	—	27

\*1本市所管の終末処理場のうち「氷見市環境浄化センター」の値を参考

\*2過去3年間（平成26～28年度）の平均原単位を参考

出典：「し尿浄化槽の構造基準・同解説 1996年版 日本建築センター」、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006改訂版 社団法人 全国都市清掃会議」、「富山県の下水道 平成29年3月 富山県」、「富山県の廃棄物 [平成28年度版] 富山県環境政策課」

全国・富山県・本市における施設整備率を表4-1-3に示します。

平成28年度における本市の施設整備率は90.6%となり、県の96.3%、国の90.4%と比較すると、施設整備率は県よりは低いですが、国とはほぼ同程度となっています。

表4-1-3. 全国・富山県・本市における施設整備率 [平成28年度末、単位：千人]

区分	施設整備率	総人口 [住基]	整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）				
			計	下水道	集落排水施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽
全国	90.4%	127,540	115,314	99,824	3,518	225	11,747
富山県	96.3%	1,072	1,033	903	92	3	34
氷見市	90.6%	49 (48,908人)	44 (44,325人)	37 (37,200人)	3 (3,077人)	—	4 (4,048人)

注記1) 施設整備率（汚水処理人口普及率）とは、総人口のうち、生活排水処理施設の整備が完了した地域に在住する人口割合をいう。

施設整備率 =  $\frac{\text{下水道整備人口} + \text{集落排水施設整備人口} + \text{コミュニティ・プラント整備人口} + \text{合併処理浄化槽設置人口}}{\text{総人口（行政区域内人口）}}$

注記2) 国及び県の値は、「平成28年度末の汚水処理人口普及状況について 平成29年8月23日 環境省・国土交通省・農林水産省」の抜料値

注記3) 本市の値は、本計画の策定に際し、求めた実績値

注記4) 抜料値のため、整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）の合計が合わない場合がある。

(4) 生活排水処理の現状

① 対象となる生活排水及び処理主体

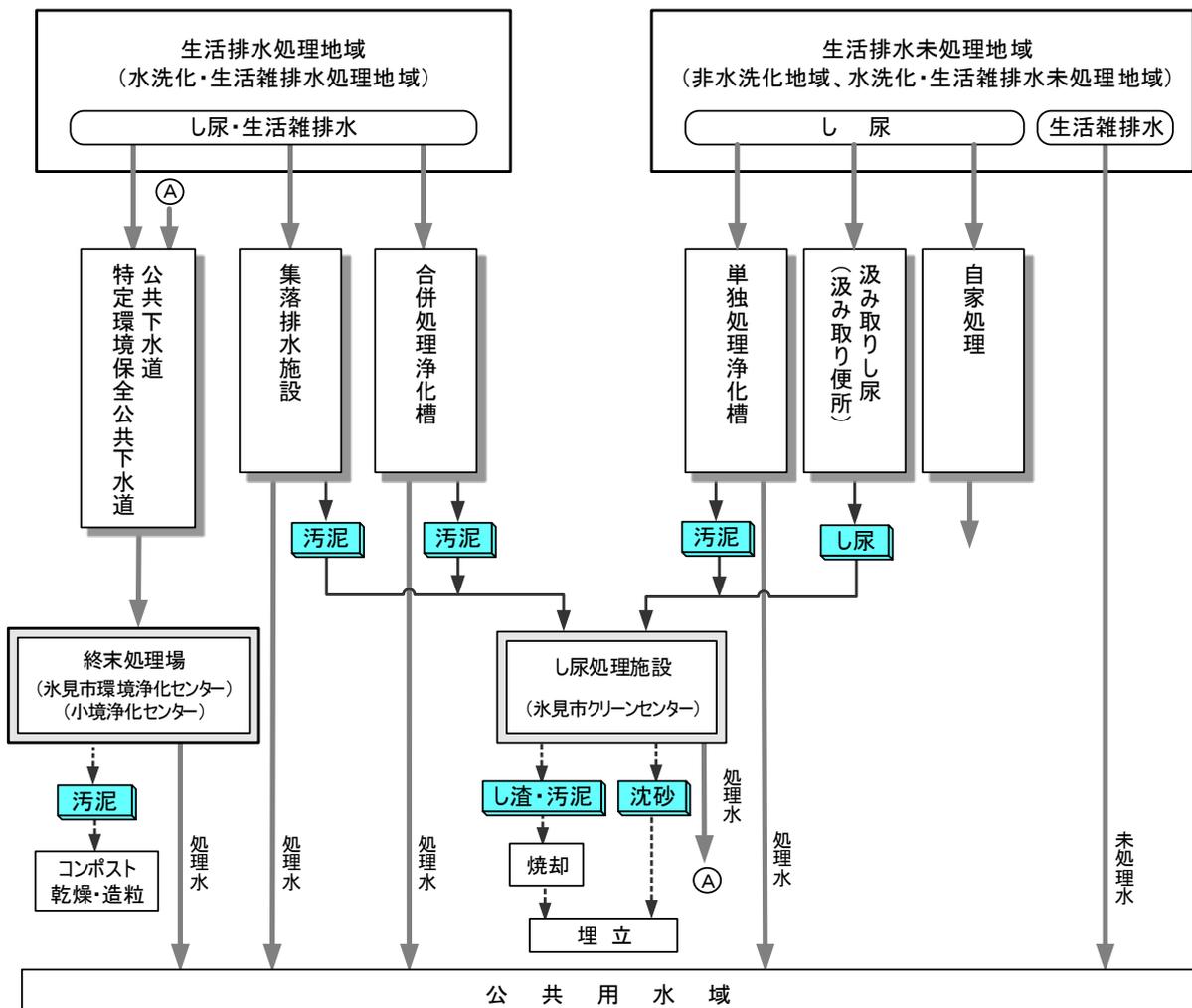
各処理施設で対象となる生活排水、及びその処理主体を表4-1-4に示します。

表4-1-4. 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体 [平成29年4月現在]

処理施設の種類		対象となる生活排水	処理主体
下水道	公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
	特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
集落排水施設		し尿及び生活雑排水	本市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人・事業者・本市
単独処理浄化槽		し尿	個人・事業者
し尿処理施設		し尿及び浄化槽汚泥	本市

② 生活排水の処理体系

平成29年4月現在における本市の生活排水の処理体系図を図4-1-4に示します。



出典：「富山県の下水道 平成29年3月 富山県」を参考

図4-1-4. 生活排水の処理体系図

[平成29年4月現在]

### ③ 生活排水の処理形態別人口の推移

平成28年度における生活排水の処理形態別人口を表4-1-5に、過去5年間(平成24年度～平成28年度)における生活排水の処理形態別人口の推移を表4-1-6(次頁)及び図4-1-5(次頁)に示します。

本市では、下水道の早期整備を重点施策として積極的に事業拡大を進める一方、合併処理浄化槽の設置も順次推進しており、それぞれの地域特性に応じた生活排水処理施設の基盤整備に努めているところです。

平成28年度における水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道が33,507人、集落排水施設が2,852人、合併処理浄化槽が4,220人となり、総人口48,908人のうち、83.0%の住民が生活排水処理施設を利用している状況です。

しかしながら、残りの17.0%の住民が、生活雑排水を未処理のまま、河川等の公共用水域に排出している状況にあるため、今後も引き続き下水道等の整備拡大と施設整備完了地域に対する水洗化の促進を行うことが必要となっています。

参考として、先述した表4-1-2(P.90)の計算根拠に基づき、平成28年度における各処理方式が河川等に与える水質汚濁の影響をBOD汚濁負荷量の推定値として示しました。

これによると、本市の全汚濁負荷量415kg/日に対し、【水洗化・生活雑排水未処理人口】及び【非水洗化人口】に占める汚濁負荷量は246(=135+111)kg/日になり、全体の59.2%(=32.5%+26.7%)を占める割合となっています。

表4-1-5. 生活排水の処理形態別人口 [平成28年度]

処理形態区分	処理形態別人口		BOD汚濁負荷量【推定値】	
	人口	占める割合	負荷量	占める割合
	人	%	kg/日	%
行政区域内人口(住民基本台帳)	48,908	100.0%	415	100.0%
1. 計画処理区域内人口	48,908	100.0%	415	100.0%
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	40,579	83.0%	169	40.7%
下水道	33,507	68.5%	134	32.3%
集落排水施設	2,852	5.8%	14	3.4%
合併処理浄化槽	4,220	8.6%	21	5.1%
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	4,234	8.7%	135	32.5%
4. 非水洗化人口	4,095	8.4%	111	26.7%
汲み取りし尿	4,095	8.4%	111	26.7%
自家処理	0	0.0%	0	0.0%
5. 計画処理区域外人口	0	0.0%	0	0.0%
<b>水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2.の割合】</b>	<b>83.0%</b>		—	—

注記1) BOD汚濁負荷量(kg/日)は、表4-1-2(P.90)に示すBOD換算の汚濁負荷量(g/人・日)に、上表の各処理形態別人口を乗じることで求めた。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

注記3) 行政区域内人口は、平成29年3月31日現在の住民基本台帳の値である。

表4-1-6. 生活排水の処理形態別人口の推移 [平成24年度～平成28年度]

処理形態区分	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
行政区域内人口(住民基本台帳)	51,885	51,138	50,303	49,589	48,908
1. 計画処理区域内人口	51,885	51,138	50,303	49,589	48,908
2. 水洗化・雑排水処理人口	41,012	41,219	40,312	40,648	40,579
下水道	33,822	33,707	33,535	33,597	33,507
集落排水施設	2,886	2,815	2,749	2,887	2,852
合併処理浄化槽	4,304	4,697	4,028	4,164	4,220
3. 水洗化・雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	5,145	4,899	4,426	4,272	4,234
4. 非水洗化人口	5,728	5,020	5,565	4,669	4,095
汲み取りし尿	5,728	5,020	5,565	4,669	4,095
自家処理	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
<b>水洗化・生活雑排水処理率</b> 【行政区域内人口に占める2.の割合】	79.0%	80.6%	80.1%	82.0%	83.0%

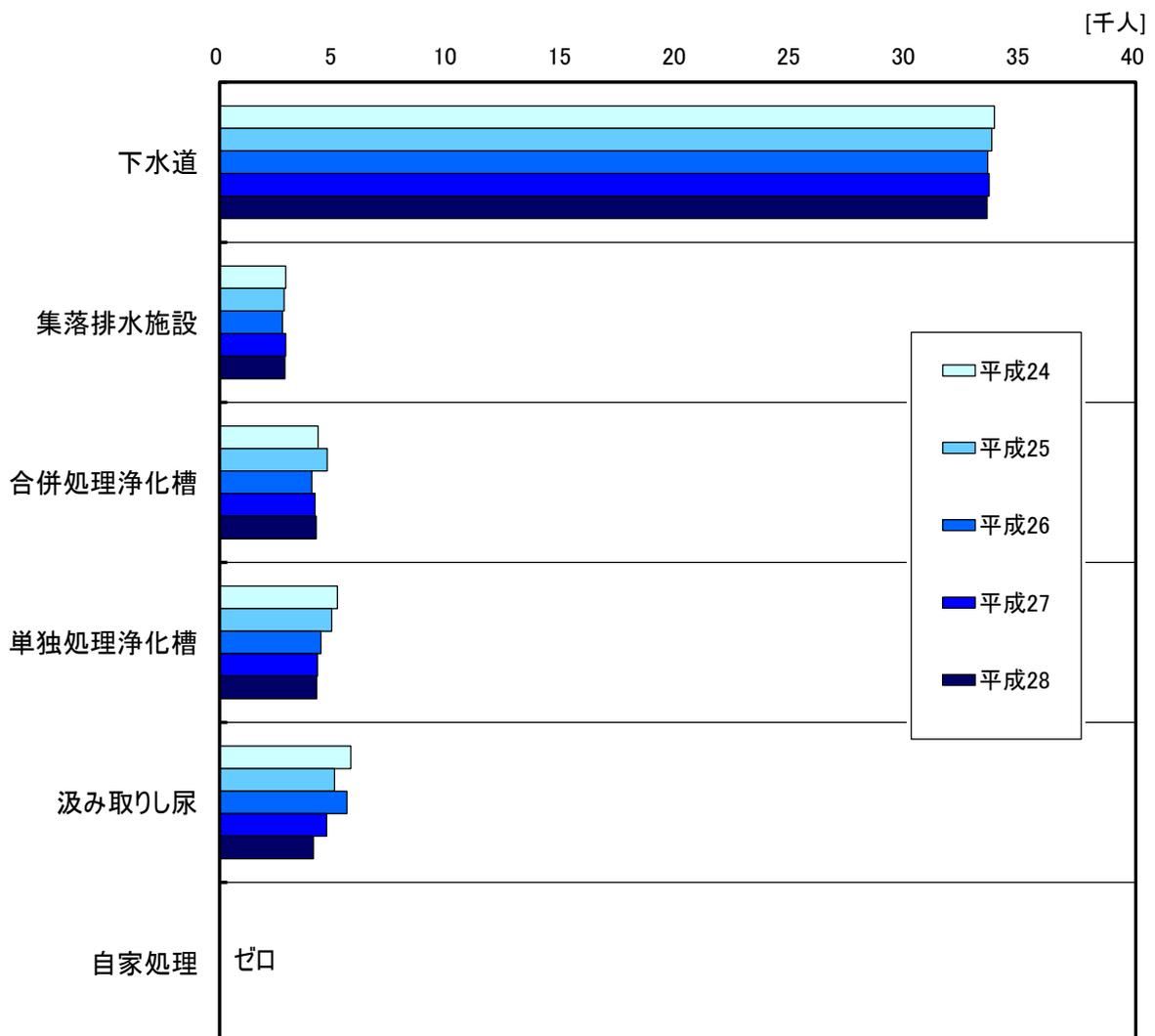


図4-1-5. 生活排水の処理形態別人口の推移 [平成24年度～平成28年度]

#### ④ 生活排水の形態別処理施設の概要

##### ア. 下水道

本市の下水道の整備状況を表4-1-7及び図4-1-6に、施設の概要等を表4-1-8～10(次頁)に示します。

下水道は、都市の浸水防除や住民生活の向上のみならず、公共用水域の水質保全の観点からも欠くことができない都市の基盤施設です。

本市では、氷見処理区の公共下水道と小境処理区及び太田処理区の特定環境保全公共下水道を保有しています。

平成28年度における下水道の整備人口は37,200人となり、下水道普及率(行政区域内人口に対する下水道整備完了地域在住人口の比率)は76.1%となっています。また、水洗化人口は33,507人となり、水洗化率(整備人口に対する実際に下水道を利用している人口の比率)は90.1%と高くなっています。

本市では、今後とも残りの下水道整備区域の面整備を計画的に推進するとともに、下水道整備完了地域における早期水洗化の促進も進めることとしています。

表4-1-7. 下水道の整備状況 [平成24年度～平成28年度]

項目	単位	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
行政区域内人口 (住民基本台帳)	人	51,885	51,138	50,303	49,589	48,908
整備人口	人	38,564	37,793	37,773	37,470	37,200
水洗化人口	人	33,822	33,707	33,535	33,597	33,507
下水道普及率	%	74.3%	73.9%	75.1%	75.6%	76.1%
水洗化率	%	87.7%	89.2%	88.8%	89.7%	90.1%

注記1) 下水道普及率=整備人口(下水道整備完了地域在住人口[下水道を利用できる人口])/行政区域内人口

注記2) 水洗化率=水洗化人口(実際に下水道を利用している人口)/整備人口(下水道整備完了地域在住人口[下水道を利用できる人口])

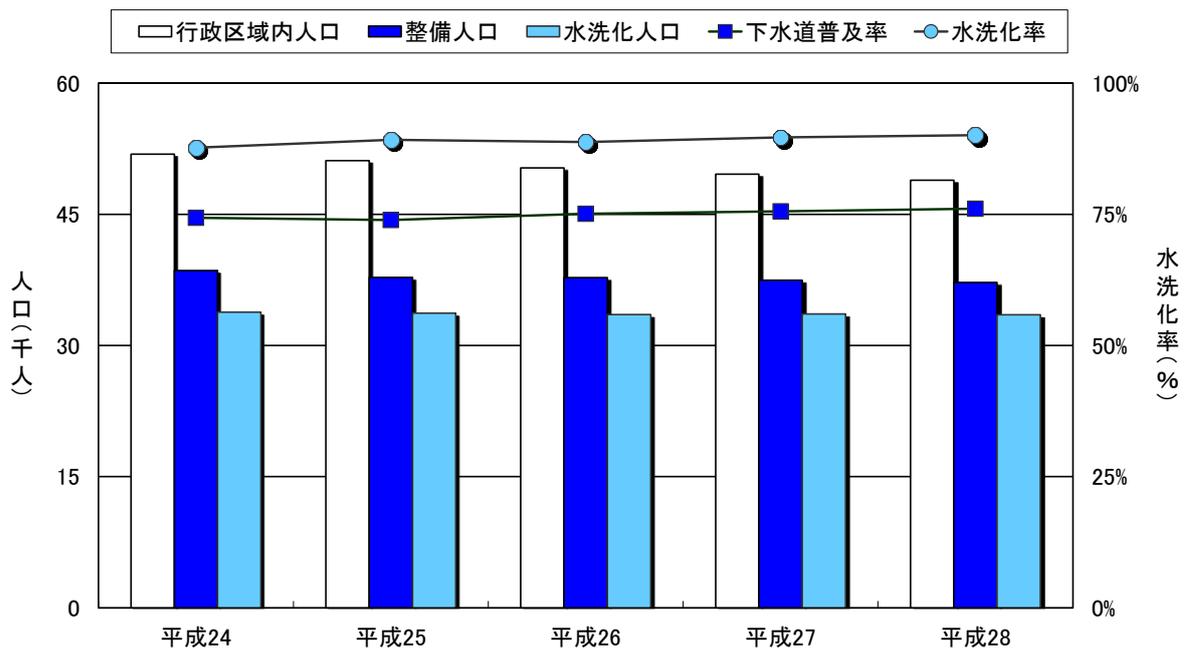


図4-1-6. 下水道の整備状況 [平成24年度～平成28年度]

表4-1-8. 下水道事業の概要（進捗状況） [平成29年3月末現在]

項 目		単位	市全域	
全市域面積		A	ha	23,056
整備 状 況	認 可 面 積	B	ha	1,440.5
	整備面積（累計）	C	ha	965.1
	進捗率 C/B	%		67.0%
	進捗率 C/A	%		4.2%

注記<sup>1)</sup> C：整備面積(累計)には、公共下水道(氷見処理区)へ接続している農業集落排水処理施設の氷見(加納・稲積)地区分と漁業集落排水施設の宇波地区分は含めていない。

出典：氷見市上下水道課資料、「富山県の下水道 平成29年3月 富山県」

表4-1-9. 下水道事業の種別区分

NO	処理区	種別	本計画における種別区分	
			区 分	表記
01	氷見処理区	単独・公共	公共下水道	公共
02		公関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
03	小境処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環
04	太田処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環

注記<sup>2)</sup> 種別の凡例 単独：単独処理区  
公関：公共下水道関連  
公共：公共下水道  
特環：特定環境保全公共下水道

出典：「富山県の下水道 平成29年3月 富山県」

表4-1-10. 下水道終末処理場の概要 [平成29年3月末現在]

事業主体	氷見市		
処理区名	氷見処理区	小境処理区	太田処理区
種別	単独・公共 公関・特関	単独・特関	単独・特関
下水道事業計画(策定年月日)	平成26年6月3日	平成11年2月9日	平成8年3月8日
事業施工期間(事業認可)	昭和50年～平成32年	平成2年～平成16年	平成8年～平成10年
施設名称	氷見市環境浄化センター	小境浄化センター	松太枝浜浄化センター (区域外へ流出)
位置	氷見市湖光226-1	氷見市小境字白見1401	高岡市太田564
排除方式	分流	分流	分流
処理方式	標準活性汚泥法	オキシゲーションディッチ法	オキシゲーションディッチ法
全体計画の処理能力(日最大)	25,610m <sup>3</sup>	410m <sup>3</sup>	—
放流先	仏生寺川	白見川	太田1号雨水幹線
環境基準	C-ロ	—	—
汚泥処分方法	・民間でコンポスト ・民間で乾燥・造粒	氷見市環境浄化センター へ運搬	四屋浄化センターへ運搬

出典：「富山県の下水道 平成29年3月 富山県」

### イ. 集落排水施設

本市の集落排水施設の整備状況を表4-1-11及び図4-1-7に、施設の概要を表4-1-12に示します。

集落排水施設は農村地域等を対象に、水洗化への要望の高まりに応じて適宜整備を推進してきており、平成28年度現在、計3施設を整備しています。

平成28年度における集落排水施設の整備人口は3,077人、水洗化人口は2,852人となり、水洗化率は92.7%と高くなっています。

表4-1-11. 集落排水施設の整備状況 [平成24年度～平成28年度]

項目	単位	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
整備人口	人	3,241	3,152	3,145	3,156	3,077
水洗化人口	人	2,886	2,815	2,749	2,887	2,852
水洗化率	%	89.0%	89.3%	87.4%	91.5%	92.7%

注① 水洗化率=水洗化人口(実際に施設を利用している人口)÷整備人口(施設を利用できる人口)

出典：氷見市上下水道課資料

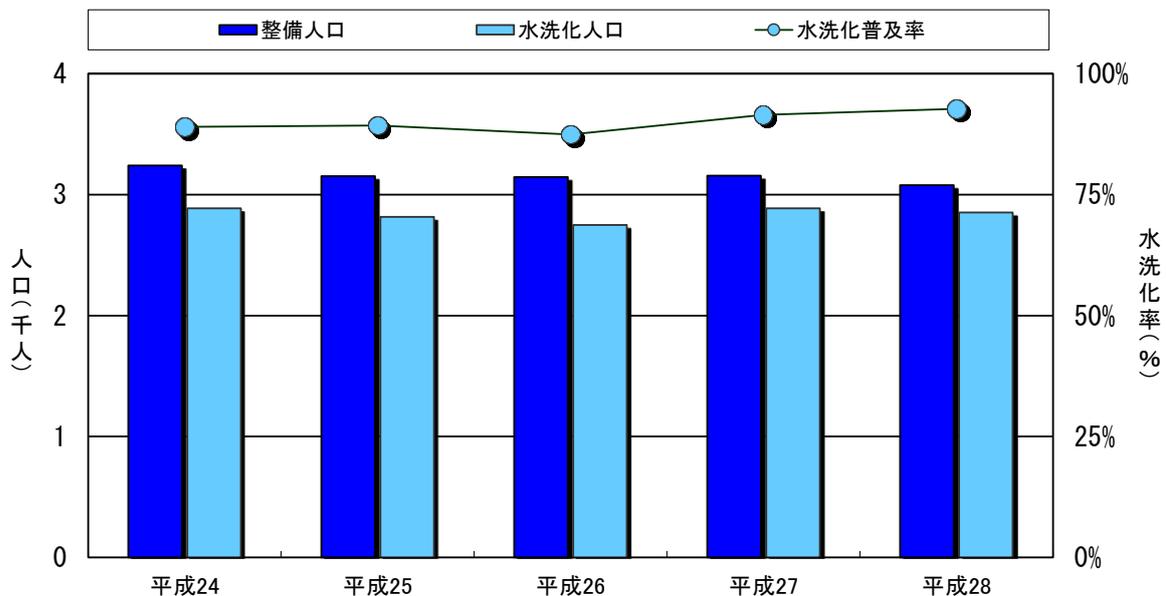


図4-1-7. 集落排水施設の整備状況 [平成24年度～平成28年度]

表4-1-12. 集落排水施設の概要 [平成29年4月現在]

NO	処理区名	施設区分	事業計画区域面積	計画人口(人)	処理方式	使用開始年 月	放流先
01	白川地区	農業集落	33.0 ha	570	JARUSⅢ型	平成8年5月	宇波川
02	十二町地区	農業集落	111.0 ha	2,240	JARUS-X I型	平成9年4月	万尾川
03	速川地区	農業集落	62.0 ha	1,900	JARUS-XIV型	平成11年10月	上庄川

出典：「氷見市農業集落排水施設条例 平成8年3月22日 条例第1号[平成26年4月1日施行]」、氷見市上下水道課資料

### ウ. 合併処理浄化槽

公共用水域の水質保全等の観点から、国では平成12年に浄化槽法を改正し、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除されました。これにより、下水道や集落排水施設等の集合排水処理施設が整備されていない地域（下水道事業認可区域を除く。）において浄化槽を新設する場合には、合併処理浄化槽の設置が義務づけられます。また、し尿のみを処理する（生活雑排水が処理できない）単独処理浄化槽を保有している設置者には、合併処理浄化槽への早期転換（下水道や集合排水処理施設が整備されている地域の設置者は各施設への早期接続）が求められます。

また、浄化槽は適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮するものですが、定期検査の実施率が低い状況にある等、適正な維持管理の徹底が課題とされていました。このため、①浄化槽からの放流水の水質基準の創設や②浄化槽設置後等の水質検査の検査期間の見直し、③浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定の強化、④報告徴収及び立入検査に係る規定の整備等を規定に盛り込んだ浄化槽法の改正が平成17年9月に行われ、平成18年2月1日から施行されています。

本市の合併処理浄化槽の整備状況を表4-1-13に示します。

平成28年度における合併処理浄化槽の設置基数は1,449基となり、設置人口は4,220人となっています。

表4-1-13. 合併処理浄化槽の整備状況 [平成24年度～平成28年度]

項目	単位	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
合併処理浄化槽 設置基数	基	1,276	1,366	1,321	1,409	1,449
合併処理浄化槽 設置人口	人	4,304	4,697	4,028	4,164	4,220
うち、下水道の処理開始 公示済み区域外	人	4,051	4,461	3,850	3,987	4,048
うち、下水道の処理開始 公示済み区域内	人	253	236	178	177	172

出典：氷見市上下水道課資料

⑤ 各種生活排水の処理施設に関する制度

ア. 氷見市水洗化促進事業補助金交付制度

氷見市水洗化促進事業補助金交付制度の概要を表4-1-14に示します。

表4-1-14. 氷見市水洗化促進事業補助金交付制度の概要 [平成29年4月現在]

補助金交付条件	<p>既設の便所を水洗便所(污水管が公共下水道又は農業集落排水施設に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造する者(以下「改造者」という。)が次に掲げる工事に要する資金(以下「改造資金」という。)を市長の指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)から借り入れた場合</p> <p>(1) 既設の便所を水洗便所に改造するための工事</p> <p>(2) (1)の工事に併せて行う台所の排水設備その他の設備を公共下水道又は農業集落排水施設に接続させるための工事</p> <p>(3) (2)の工事に伴う床、壁等の補修工事</p>								
補助対象者	<p>(1) 既設の便所を水洗便所に改造する家屋の所有者</p> <p>(2) 既設の便所を水洗便所に改造する家屋(所有者が当該改造について同意しているものに限る。)の使用者</p> <p>(3) 公共下水道又は集落排水施設の供用開始の告示の日(以下「告示日」という。)から3年以内に特定金融機関から改造資金の貸付けを受けていること</p> <p>(4) 市税又は氷見市公共下水道事業受益者負担金、氷見市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金若しくは氷見市集落排水事業分担金を滞納していないこと</p>								
補助金の額等	<p>次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 告示日から改造者が改造資金の貸付けを受けた日までの経過年数に応じ、改造者が特定金融機関に支払った利子額(延滞利子額及び保証料に相当する額を除く。)に下表に掲げる率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)</p> <table border="1" data-bbox="592 1339 1321 1469"> <thead> <tr> <th>告示日からの経過年数</th> <th>利子額に乘じる率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>1年を超え2年以内</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>2年を超え3年以内</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 改造資金の貸付けを受けるために支払った保証料の1/2に相当する額</p>	告示日からの経過年数	利子額に乘じる率	1年以内	100%	1年を超え2年以内	75%	2年を超え3年以内	50%
告示日からの経過年数	利子額に乘じる率								
1年以内	100%								
1年を超え2年以内	75%								
2年を超え3年以内	50%								
補助金限度額	150万円								
補助金交付限度期間	5年								

出典：「氷見市水洗化促進事業補助金交付要綱 昭和58年2月15日 告示第14号」

## イ. 氷見市浄化槽設置整備事業補助金交付制度

氷見市浄化槽設置整備事業補助金交付制度の概要を表4-1-15示します。

表4-1-15. 氷見市浄化槽設置整備事業補助金交付制度の概要 [平成29年4月現在]

補助対象に係る定義	<p>(1) 本表における「浄化槽」とは、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であって、BOD除去率が90%以上であり、かつ、その放流水のBODの日間平均値が20mg/ℓ以下の機能を有するとともに、処理対象人員が10人以下のものにおいては、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針<sup>※1</sup>に適合するものをいう</p> <p>(2) 本表における「既存単独処理浄化槽」とは、浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう</p>																					
補助金交付条件	補助対象区域に下水道等の整備がなされた場合に供用開始後遅滞なく下水道等に切り替えること																					
補助対象区域	次に掲げる区域を除く区域 <p>(1) 公共下水道事業の整備済区域</p> <p>(2) 特定環境保全公共下水道事業の整備済区域</p> <p>(3) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規程に基づき策定された事業計画に定める予定処理区域</p> <p>(4) 農業集落排水事業の事業採択区域(市長が定める区域を除く。)</p> <p>(5) 漁業集落排水整備事業の事業採択区域(市長が定める区域を除く。)</p>																					
補助対象者	<p>(1) 一戸建ての住宅(建売住宅を除く。)において浄化槽を設置しようとする者</p> <p>(2) 飲食店及び店舗(その一部を人の居住の用に供する店舗のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該店舗の床面積に対する割合が1/2以上であるもので市長が定めるものに限る。)において浄化槽を設置しようとする者</p> <p>(3) その他市長が必要と認める浄化槽を設置しようとする者</p>																					
補助金限度額	<p>(1) 補助金の限度額は、下表に掲げる処理対象人員の区分に応じた額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">処理対象人員</th> <th style="text-align: center;">補助金の限度額①</th> <th style="text-align: center;">補助金の限度額② (浄化槽整備推進モデル地区<sup>※2</sup>の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5人以下</td> <td style="text-align: center;">352,000 円</td> <td style="text-align: center;">364,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6人又は7人</td> <td style="text-align: center;">441,000 円</td> <td style="text-align: center;">479,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8人以上10人以下</td> <td style="text-align: center;">588,000 円</td> <td style="text-align: center;">655,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11人以上20人以下</td> <td style="text-align: center;">1,002,000 円</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21人以上30人以下</td> <td style="text-align: center;">1,545,000 円</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31人以上50人以下</td> <td style="text-align: center;">2,129,000 円</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 浄化槽の設置に伴い、既存単独浄化槽の撤去が必要な場合は、撤去に要する費用と9万円とを比較して少ない方の額を上表の補助金の額に加算する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	処理対象人員	補助金の限度額①	補助金の限度額② (浄化槽整備推進モデル地区 <sup>※2</sup> の場合)	5人以下	352,000 円	364,000 円	6人又は7人	441,000 円	479,000 円	8人以上10人以下	588,000 円	655,000 円	11人以上20人以下	1,002,000 円	同 左	21人以上30人以下	1,545,000 円	同 左	31人以上50人以下	2,129,000 円	同 左
処理対象人員	補助金の限度額①	補助金の限度額② (浄化槽整備推進モデル地区 <sup>※2</sup> の場合)																				
5人以下	352,000 円	364,000 円																				
6人又は7人	441,000 円	479,000 円																				
8人以上10人以下	588,000 円	655,000 円																				
11人以上20人以下	1,002,000 円	同 左																				
21人以上30人以下	1,545,000 円	同 左																				
31人以上50人以下	2,129,000 円	同 左																				

<sup>※1</sup>平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知

<sup>※2</sup>「氷見市浄化槽整備推進モデル地区の指定等に関する要綱 平成19年3月20日 告示第16号」第3条第1項に規定する地区を指す。(次頁、表4-1-16の「モデル地区の指定」に該当)

出典:「氷見市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 昭和63年5月16日 告示第32号」

ウ. 氷見市浄化槽整備推進モデル地区の指定等に関する制度

氷見市浄化槽整備推進モデル地区の指定等に関する制度の概要を表4-1-16に示します。

表4-1-16. 氷見市浄化槽整備推進モデル地区の指定等に関する制度の概要 [平成29年4月現在]

補助対象に係る定義	<p>(1)本表における「浄化槽」とは、「氷見市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（昭和63年5月16日 告示第32号）」第2条第1項に規定する浄化槽をいう（前頁、表4-1-15の「補助対象に係る定義」に該当）</p> <p>(2)本表における「浄化槽整備率」とは、浄化槽を設置している世帯数を全世帯数で除して得た率をいう</p>										
モデル地区の指定	<p>モデル地区の指定を受けようとする地区は、次に掲げる要件を満たす浄化槽整備推進協議会（以下「協議会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>(1)表4-1-15(前頁)の「補助対象区域」であること</p> <p>(2)自治会又は自治会内部において組織された団体であって市長が適当と認めるものを単位とするものであること</p> <p>(3)モデル地区における浄化槽整備率を5年間で80%以上を目標とする浄化槽整備計画(以下「整備計画」という。)を策定すること</p> <p>(4)モデル地区における既存単独処理浄化槽の撤去並びに浄化槽の設置及び維持管理に関して必要な事業を実施すること</p> <p>(5)(1)～(4)に掲げるもののほかモデル地区における浄化槽の計画的な整備に関して必要な措置を講ずること</p>										
補助金の名称及び交付額	補助金の名称	補助金の交付額									
	浄化槽設置費補助金	浄化槽の設置(協議会が承認したものに限り。)に要する費用の額に相当する額。[限度額：100,000円/基]									
	整備目標達成時浄化槽設置費補助金	<p>モデル地区の指定を受けてから3年目以降において、次に掲げる当該地区に係る浄化槽整備率の区分に応じ、浄化槽設置費補助金の交付を受けた浄化槽1基につき、それぞれ次に掲げる額</p> <table border="1" data-bbox="655 1261 1394 1653"> <thead> <tr> <th data-bbox="655 1261 903 1305">浄化槽整備率の区分</th> <th data-bbox="903 1261 1394 1305">整備目標達成時浄化槽設置費補助金(1基あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="655 1305 903 1350">(1)60%以上70%未満</td> <td data-bbox="903 1305 1394 1350">50,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1350 903 1496">(2)70%以上80%未満</td> <td data-bbox="903 1350 1394 1496">①100,000円 ② 50,000円 [(1)に該当して既に整備目標達成時浄化槽設置費補助金(以下「達成時補助金」という。)の交付を受けている場合]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1496 903 1653">(3)80%以上</td> <td data-bbox="903 1496 1394 1653">①150,000円 ②100,000円 [(1)に該当して既に達成時補助金の交付を受けている場合] ③ 50,000円 [(2)に該当して既に達成時補助金の交付を受けている場合]</td> </tr> </tbody> </table>		浄化槽整備率の区分	整備目標達成時浄化槽設置費補助金(1基あたり)	(1)60%以上70%未満	50,000円	(2)70%以上80%未満	①100,000円 ② 50,000円 [(1)に該当して既に整備目標達成時浄化槽設置費補助金(以下「達成時補助金」という。)の交付を受けている場合]	(3)80%以上	①150,000円 ②100,000円 [(1)に該当して既に達成時補助金の交付を受けている場合] ③ 50,000円 [(2)に該当して既に達成時補助金の交付を受けている場合]
	浄化槽整備率の区分	整備目標達成時浄化槽設置費補助金(1基あたり)									
	(1)60%以上70%未満	50,000円									
(2)70%以上80%未満	①100,000円 ② 50,000円 [(1)に該当して既に整備目標達成時浄化槽設置費補助金(以下「達成時補助金」という。)の交付を受けている場合]										
(3)80%以上	①150,000円 ②100,000円 [(1)に該当して既に達成時補助金の交付を受けている場合] ③ 50,000円 [(2)に該当して既に達成時補助金の交付を受けている場合]										
法定検査手数料補助金	設置した浄化槽に係る最初の法定検査に要する検査手数料の額に相当する額。										
協議会運営費補助金	協議会の運営に要する費用の額に相当する額。[限度額：50,000円/年]										

出典：「氷見市浄化槽整備推進モデル地区の指定等に関する要綱 平成19年3月20日 告示第16号」

⑥ 水環境保全のための事業実施状況

本市では公共用水域の水環境保全のため、富山県が策定した水質環境計画(クリーンウォーター一計画)にあわせて、生活排水対策事業や工場・事業場排水対策の推進に努めてきています。

本市における水環境保全対策の実施状況を表4-1-17に、水環境関連イベントの実施状況を表4-1-18 (P. 103)に示します。

表4-1-17. 本市における水環境保全対策の実施状況 (1/2) [平成28年度]

項	目	主 な 施 策
基本的な水環境保全対策の実施	富山湾の水質維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者と連携した汚濁の原因となる窒素、りん等の排出抑制(工場・事業場における原材料の転換、有効成分の回収・再利用等の工程改善、排水処理の高度化等)</li> <li>○排水処理施設の適切な維持管理のための人材育成(若手作業員への伝承等)</li> <li>○富山湾の水質の中長期的な評価のための継続的な水質監視の実施(水質基礎項目や窒素・りん等の調査等)</li> <li>○船舶からの油・廃棄物等流出防止対策(油・有害液体物質及び廃棄物の流出防止対策等)</li> <li>○定置網漁業国際交流事業の推進(資源の再生産を促し資源確保につながる漁法等)</li> </ul>
	生活系排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道の整備等の推進(施設整備、下水道への早期接続、窒素・りん等の汚濁負荷の削減等)</li> <li>○その他の生活排水処理施設の整備の促進(集落排水施設等の整備等)</li> <li>○単独浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進</li> <li>○生活排水処理施設の適切な維持管理(下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽、及びし尿処理施設の適切な維持管理等)</li> <li>○浄化槽の法定検査の受検の促進(年1回の定期検査の受検等)</li> <li>○生活雑排水対策(家庭でできる浄化対策の実践等)</li> </ul>
	産業系排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○排水基準の遵守と排水処理施設の適切な維持管理の指導</li> <li>○環境管理の推進(工場・事業場の化学物質管理計画の策定、公共用水域への化学物質の排出量削減、公害防止管理体制の整備等)</li> <li>○事業者による排出水の水質測定に関する規制強化への対応(水質汚濁防止法の特定事業場への指導等)</li> <li>○融資制度等を活用した排水処理施設の高度化等の促進</li> <li>○家畜排せつ物の有効利用及び適正処理の推進(堆肥化等のための施設整備、耕種農家等との連携、家畜排せつ物の適正管理等)</li> <li>○その他の産業系排水対策の推進(小規模事業場や土木工事等の排水管理、大規模な土地の形状の変更等による水質汚濁未然防止等)</li> </ul>
	地下水質の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地下水汚染の未然防止対策(工場・事業場に対する施設の構造基準の遵守、定期点検実施の徹底等)</li> <li>○土壌汚染対策(土壌汚染拡大防止措置等の対策等)</li> <li>○地下水汚染判明時の対応(汚染範囲・原因の特定調査、迅速な公表等)</li> </ul>
	面源からの汚濁負荷への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業地域対策(施肥方法の改善、農薬の適正使用・使用量低減等)</li> <li>○森林地域対策(「水と緑の森づくり税」を活用した里山林の整備、治山事業等、技術講習等、森林の適切な管理等)</li> <li>○都市地域対策(路面や側溝の堆積物の清掃、雨水貯留・浸透対策、集中豪雨等による影響を抑制するための合流式下水道の改善対策等)</li> <li>○面源からの汚濁負荷量等の実態把握に向けた基礎研究の推進(汚濁負荷による公共用水域の水質への影響検証、基礎研究等)</li> </ul>

項 目		主 な 施 策
基本的な水環境保全対策の実施(つづき)	水生生物保全環境基準等の新たに導入された水質環境基準項目への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水生生物保全環境基準の追加項目の類型指定の検討</li> <li>○新たな水質環境基準項目〔底層溶存酸素量、沿岸透明度〕の類型指定の検討</li> <li>○BOD等の類型指定の見直し</li> </ul>
	水質汚濁事故対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者等の関係団体と連携した家庭向けの普及啓発の強化(油流出事故未然防止のための普及啓発資材の作成・配布、戸別訪問等)</li> <li>○事業者等の関係団体と連携した油流出防止装置の普及促進(高齢者世帯での油流出事故未然防止のための普及啓発資材の作成・配布、戸別訪問等)</li> <li>○工場・事業場における水質汚濁事故の未然防止のための人材育成(講習会の開催等)</li> <li>○リスク管理の推進(リスク管理体制の整備等)</li> <li>○事故時の対応(水質汚濁の拡大防止措置等、公共用水域等への影響把握等)</li> </ul>
	水質の調査及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水質常時監視の適切な実施(水質汚濁状況の把握、水環境の把握・評価、常時監視の効率化や重点化等)</li> <li>○各種調査の実施(公共用水域・地下水の環境基準の達成状況調査、金属類の濃度の定期調査等)</li> </ul>

出典：「富山県水質環境計画/クリーンウォーター計画 平成27年3月 富山県」、氷見市水産振興課資料

表4-1-18. 水環境関連イベントの実施状況

[平成28年度]

イベント・事業名	関連する水辺等	実施団体・主催者	活動内容
海辺の漂着物調査	島尾海岸、松田江浜	(公財)環日本海環境協力センター、市内の小学5年生、氷見市環境・交通防犯課、富山経済同友会等	海岸に漂着したごみの種類、量の調査(環日本海の4か国が連携した漂着物の共同調査)
虻が島清掃活動	虻が島	子供たちや関係地区住民、自然保護員等	清掃活動
氷見市一斉清掃日 (7月の第1日曜日)	島尾～脇海岸(約14km)、 河川、公園等	氷見市を美しくする運動推進本部(氷見市環境・交通防犯課、氷見商工会議所青年部)他各種28団体、海岸近くの住民等	清掃、草刈作業
ホタルの保護	早借の河川	地元住民	河川内側の除草の抑制
ホタルの保護	神代の用水	地元住民	ホタルが生息できる環境維持(用水路を昔ながらの石を積み上げたものにして幼虫のエサのカワニナの絶滅防止やホタルの飛び交う時期が過ぎるまでの除草の抑制)
ホタルの里づくり	指崎天満宮周辺の用水 や水田	指崎「ふるさと資源」活性化協議会、氷見市(地域おこし協力隊)	幼虫のエサのカワニナの放流等
漂着物アート展 2016	富山県の海岸	(公財)環日本海環境協力センター	青年芸術家による海岸漂着物を利用したアート作品の展示

出典：「とやま名水ナビ 富山県」等

### (5) し尿処理施設におけるし尿・浄化槽汚泥処理の現状

各家庭等から発生するし尿や浄化槽汚泥の処理区域は、行政区域全域を対象としています。

#### ① 収集・運搬の状況

平成29年4月現在、し尿は委託業者1社で、浄化槽汚泥は許可業者1社でそれぞれ行っています。

収集・運搬車両の状況を表4-1-19に示します。

表4-1-19. 収集・運搬車両台数の状況 [平成29年4月現在]

項目	最大積載量	車両台数	配置人員
し尿	3以上4kl未満	2台	2人
浄化槽汚泥	3以上4kl未満	2台	4人
計		4台	6人

出典：氷見市環境・交通防犯課資料

#### ② 中間処理・最終処分の状況

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、本市が所管するし尿処理施設「氷見市クリーンセンター」において適正処理しています。

施設の概要を表4-1-20に示します。

表4-1-20. し尿処理施設の施設概要 [平成29年4月現在]

項目		内容
施設名		氷見市クリーンセンター
施設所管		氷見市
運転管理体制		委託
処理対象市町村名		氷見市
所在地		氷見市惣領2545
竣工年月		平成元年3月
処理対象物		し尿、浄化槽汚泥
敷地面積		6,929m <sup>2</sup>
建物面積		907m <sup>2</sup>
公称処理能力		45 kl/日
設計放流水質		T-N 10ppm、BOD 10ppm
処理方式		高負荷脱窒素処理方式
希釈水	種類	工業用水
	倍率	5.7倍
放流先	河川名	公共下水道
	水質汚濁防止法の県条例上乘せ基準	なし
一次処理施設	消化槽	前曝気槽
二次処理装置		活性汚泥方式
脱硫装置		日産タカハックス方式
脱臭設備		燃焼脱臭、酸・アルカリ次亜塩脱臭
発生ガス利用		加湿ボイラー・補助燃料
沈砂処理		場外搬出(埋立処分)
し渣処理		脱水 → 焼却処理 → 場外搬出(埋立処分)
汚泥処理		脱水 → 焼却処理 → 場外搬出(埋立処分)

出典：「富山県の下水道 平成29年3月 富山県」、「精密機能検査報告書 平成27年11月 氷見市」

### ア. 搬入量の状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、本市が所管するし尿処理施設において適正処理を行っています。その搬入状況を表4-1-21及び図4-1-8に示します。

生活排水処理施設の整備進捗によって、し尿及び浄化槽汚泥の年間搬入量は減少傾向にあります。

経年推移をみると、過去5年間（平成24年度～平成28年度）で、し尿は29%減少、浄化槽汚泥は2%減少し、全体で12%減少しました。

なお、1人1日平均排出量は、し尿が1.55～1.90  $\frac{\text{ℓ}}{\text{人}\cdot\text{日}}$ 、浄化槽汚泥が1.49～1.61  $\frac{\text{ℓ}}{\text{人}\cdot\text{日}}$ で推移しています。

表4-1-21. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況〔平成24年度～平成28年度〕

NO	種別	項目	単位	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	備考
1	し尿	年間搬入量	kl/年	3,781	3,473	3,140	2,785	2,676	(01)= 年間量の実績
2	浄化槽汚泥	年間搬入量	kl/年	6,701	6,728	6,581	6,668	6,571	(02)= 年間量の実績
3	計	年間搬入量	kl/年	10,482	10,202	9,721	9,452	9,246	(03)= (01)+(02)
4	し尿	1日平均搬入量	kl/日	10.36	9.52	8.60	7.61	7.33	(04)= (01)/[365or366]
5	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	18.36	18.43	18.03	18.22	18.00	(05)= (02)/[365or366]
6	計	1日平均搬入量	kl/日	28.72	27.95	26.63	25.83	25.33	(06)= (03)/[365or366]
7	し尿	過去5年間の増減指数	H24を100として	100	92	83	74	71	(07)= 当該年度の(01)/H24の(01)
8	浄化槽汚泥	過去5年間の増減指数	H24を100として	100	100	98	99	98	(08)= 当該年度の(02)/H24の(02)
9	計	過去5年間の増減指数	H24を100として	100	97	93	90	88	(09)= 当該年度の(03)/H24の(03)
10	し尿	1人1日平均排出量	$\frac{\text{ℓ}}{\text{人}\cdot\text{日}}$	1.81	1.90	1.55	1.63	1.79	(10)= (01)/処理人口/[365or366]×10 <sup>3</sup>
11	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	$\frac{\text{ℓ}}{\text{人}\cdot\text{日}}$	1.49	1.49	1.61	1.61	1.59	(11)= (02)/処理人口/[365or366]×10 <sup>3</sup>

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

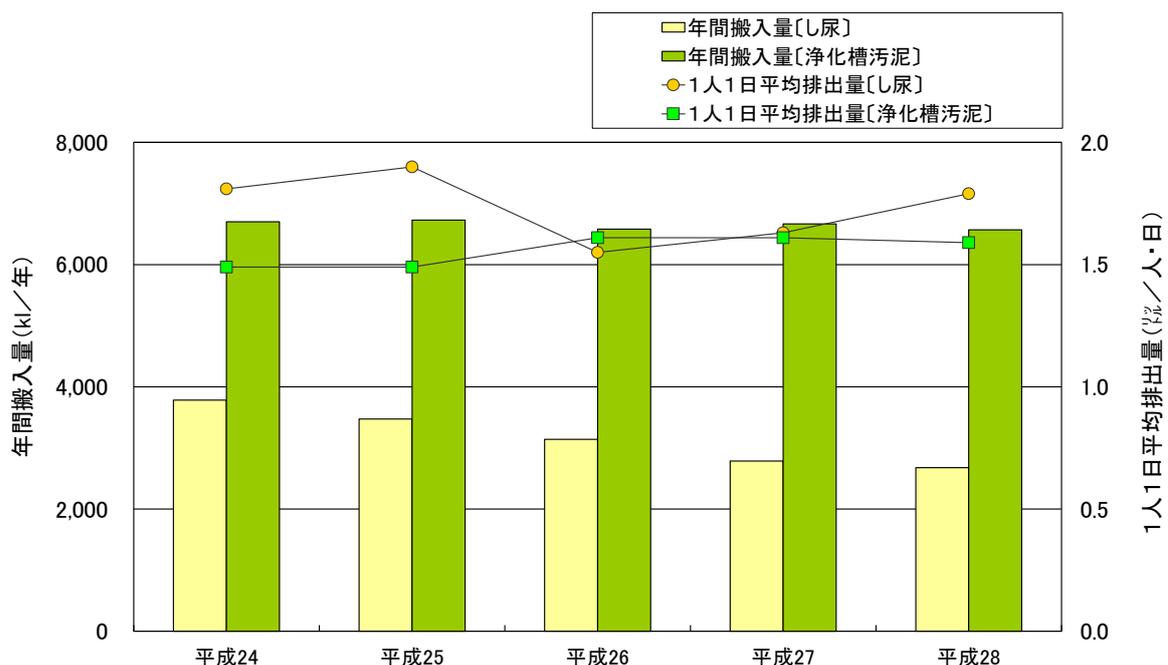


図4-1-8. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況〔平成24年度～平成28年度〕

イ. 月別変動係数の状況

し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の月別変動係数の状況を表4-1-22及び図4-1-9に示します。

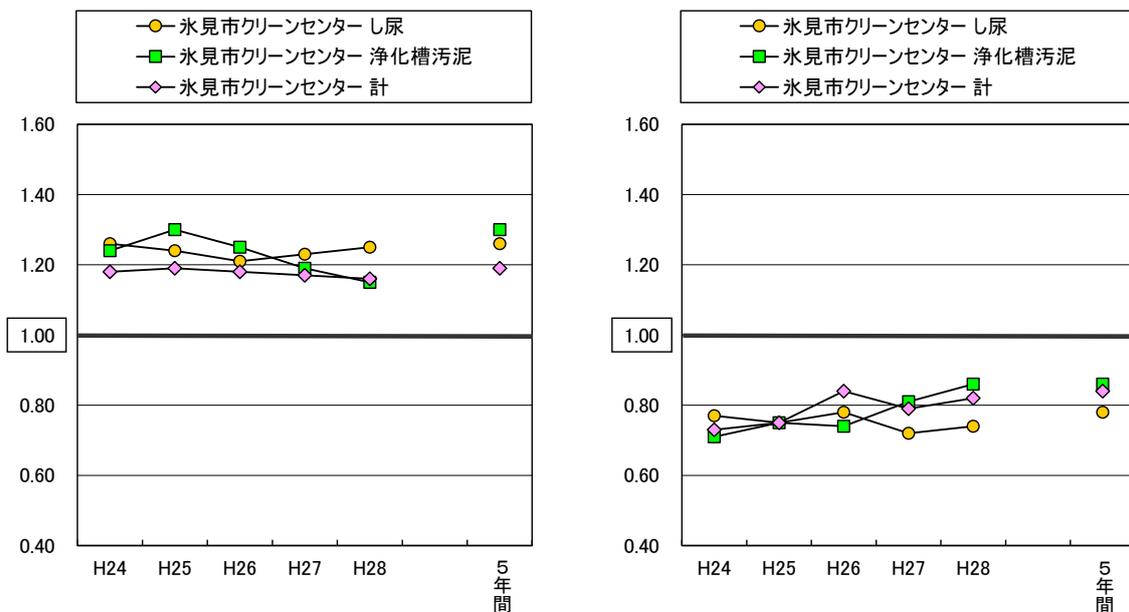
過去5年間（平成24年度～平成28年度）の月最大変動係数をみると、1.16～1.19となっています。

また、し尿及び浄化槽汚泥それぞれにおける過去5年間（平成24年度～平成28年度）の月最大変動係数をみると、し尿は1.21～1.26、浄化槽汚泥は1.15～1.30となっており、し尿に比べると浄化槽汚泥の変動幅が大きくなっています。

表4-1-22. 月別変動係数の状況 [平成24年度～平成28年度]

種別	区分	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	5年間
し尿	最大	<u>1.26</u>	1.24	<u>1.21</u>	1.23	1.25	1.26
	最小	0.77	0.75	0.78	0.72	0.74	0.78
浄化槽汚泥	最大	1.24	<u>1.30</u>	1.25	1.19	<u>1.15</u>	1.30
	最小	0.71	0.75	0.74	0.81	0.86	0.86
計	最大	1.18	<b>1.19</b>	1.18	1.17	<b>1.16</b>	1.19
	最小	0.73	0.75	0.84	0.79	0.82	0.84

注① 月別変動係数とは、年間搬入量から求めた日平均搬入量を「1.00」としたとき、各月搬入量から求めた日平均搬入量を割合で示したものの。月別変動係数の最小値または最大値が「1.00」に近くなるほど、各月の搬入量にばらつきが少なくなる。



【年度別月最大変動係数】

【年度別月最小変動係数】

図4-1-9. 月別変動係数の状況 [平成24年度～平成28年度]

ウ. し尿及び浄化槽汚泥の性状

(ア) 除渣後のし尿及び浄化槽汚泥

平成27年度にし尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の性状(除渣後)を表4-1-23に示します。

搬入性状は、BODが5,400mg/リットル、CODが1,900mg/リットル、SSが4,000mg/リットル、T-Nが1,100mg/リットル、T-Pが100mg/リットルとなっています。設計当初に比べて、総搬入量に対する浄化槽汚泥搬入量割合が増加したことに伴い、各濃度が1/2～1/3程度まで希薄になっていることがうかがえます。

表4-1-23. し尿及び浄化槽汚泥の性状(除渣後) [平成27年度]

工程	項目		単位	設計値	検査結果
受入 貯留	搬入量	し尿	kl/日	27	10.26
		浄化槽汚泥	kl/日	18	35.58
		計	kl/日	45	45.84
		浄化槽汚泥混入率	%	40.0	77.6
	混合し尿 (除渣後)	pH	—	—	7.2
		BOD	mg/リットル	9,600	5,400
		COD	mg/リットル	5,380	1,900
		SS	mg/リットル	10,680	4,000
		T-N	mg/リットル	3,100	1,100
		T-P	mg/リットル	220	100
	CL <sup>-</sup>	mg/リットル	—	990	

出典：「精密機能検査報告書 平成27年11月 氷見市」

(イ) 放流水質

放流水の性状を表4-1-24に示します。

平成27年度の放流水の性状は、pHが7.1、BODが8.1mg/リットル、SSが3.0mg/リットル、T-Nが8.6mg/リットル、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類、動植物油脂類ともに)が1mg/リットル未満となっており、設計値を満足する水質が保たれています。

表4-1-24. 放流水の性状 [平成27年度]

検査項目		単位	設計値	検査結果
放 流 水 ( 凝 集 処 理 水 )	放流量	m <sup>3</sup> /日	94.5	29.2
	pH	—	5～9*	7.1
	BOD	mg/リットル	600以下*	8.1
	COD	mg/リットル	—	25
	SS	mg/リットル	600以下*	3.0
	T-N	mg/リットル	240以下*	8.6
	T-P	mg/リットル	—	0.23
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/リットル	5以下*	1未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/リットル	30以下*	1未満
色度	度	—	70	

\*下水道排除基準の値

出典：「精密機能検査報告書 平成27年11月 氷見市」

Ⅰ. 処分量の状況

し尿処理施設で適正処理後に発生したし渣及び余剰汚泥の最終処分方法を表4-1-25に、過去5年間（平成24年度～平成28年度）の年間発生量を表4-1-26に示します。

表4-1-25. し渣及び余剰汚泥の最終処分方法

項目	最終処分方法
沈 砂	場外搬出(埋立処分)
し 渣	脱水 → 焼却処理 [焼却灰は場外搬出(埋立処分) ]
余 剰 汚 泥 (脱水機供給汚泥)	脱水 → 焼却処理 [焼却灰は場外搬出(埋立処分) ]

表4-1-26. 過去5年間の年間発生量 [平成24年度～平成28年度]

項目	単位	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
沈 砂	t/年	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5
余 剰 汚 泥	k1/年	3,998.0	3,944.6	3,668.4	3,101.0	2,857.6
焼 却 灰 ※	t/年	17.5	17.9	15.3	14.0	13.6

※し渣と余剰汚泥の焼却灰合計量。  
出典：氷見市環境・交通防犯課資料

オ. 年間維持管理費の状況

し尿処理施設における過去5年間（平成24年度～平成28年度）の年間維持管理費（搬入量1kl当たりの維持管理費）を表4-1-27及び図4-1-10に示します。

表4-1-27. 過去5年間の年間維持管理費の状況〔平成24年度～平成28年度〕

項目	単位	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
し尿・浄化槽汚泥搬入量	kl/年	10,482	10,202	9,721	9,452	9,246
維持管理費	千円/年	88,560	88,313	90,963	89,867	87,931
搬入量1kl当たりの維持管理費	円/kl	8,448	8,657	9,357	9,507	9,510

注記 表記の際に端数処理を行ったため、計算値が一致しない場合がある。

出典：氷見市環境・交通防犯課資料

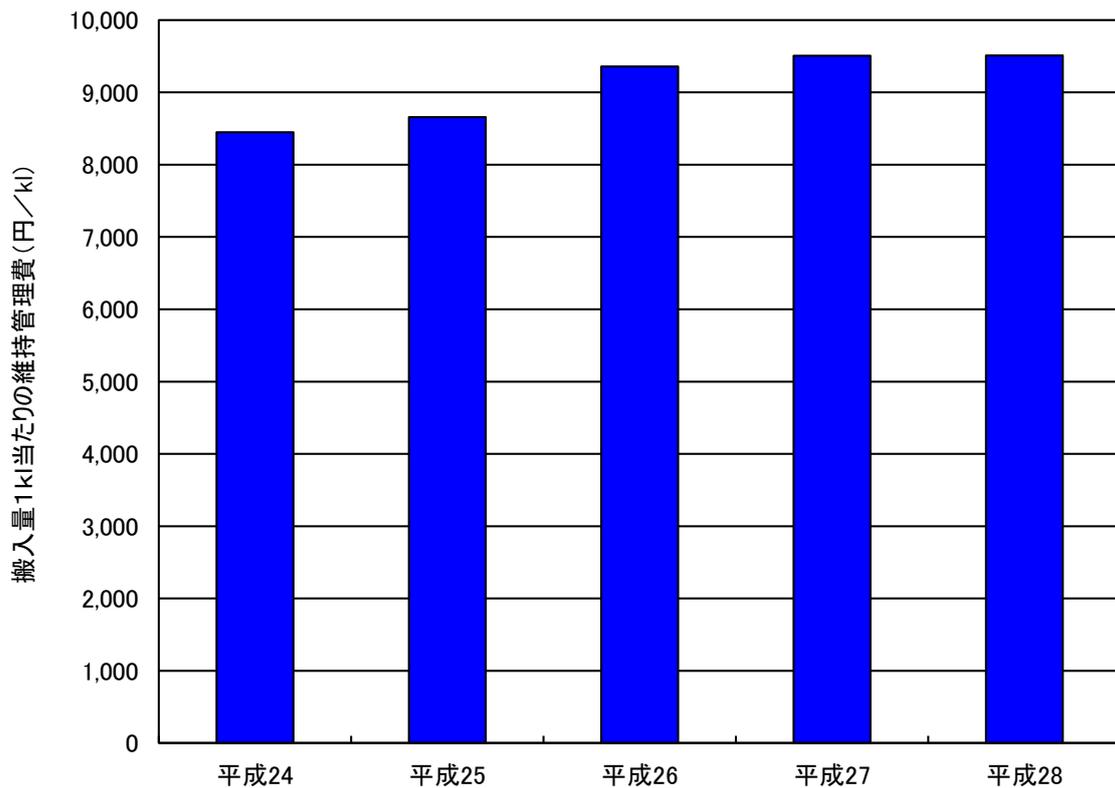


図4-1-10. 過去5年間の年間維持管理費の状況〔平成24年度～平成28年度〕

## (6) 課題の整理

### ① 生活雑排水の未処理放流

河川等の水質汚濁の要因として、生活排水の中で大きな汚濁負荷量を占める生活雑排水が未処理のまま放流されていることが挙げられ、身近な生活環境や公共用水域の水質環境を保持し、または改善することが重要となっています。

本市では、平成28年度現在、行政区内人口に占める83.0%の住民が生活排水処理施設を利用している一方、残りの17.0%の住民は生活雑排水を未処理のまま河川等に放流している状況となっています。

河川等の水質汚濁に与える影響は、表4-1-5(P.92)より、市内の生活排水の処理形態別のBOD汚濁負荷量で換算すると、生活雑排水を未処理のまま放流する汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用者の占める割合が、総汚濁負荷量全体の59.2%を占めています。

今後も引き続き生活雑排水対策に重点を置きながら、整備地域の特性を勘案して経済性・効率性に優れた各種生活排水処理施設の整備を計画的に推進する必要があります。

### ② 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水をあわせて浄化するものです。また、処理性能がBOD除去率で90%以上、放流水のBODで $20\text{mg/l}$ 以下となるよう構造基準で定められており、これは、下水道終末処理場の処理性能と同等レベルの性能を有しています。

しかしながら、これらの処理性能は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の性能を発揮することから、設置者に対し浄化槽法に基づく年1回の定期検査(法定検査)の受検をする等して、適正な維持管理を徹底するよう指導・啓発に努めていく必要があります。

### ③ し尿処理施設の運営・維持管理

し尿・浄化槽汚泥の年間処理量は、生活排水処理施設の整備進捗に伴って、年々減少しており、過去5年間(平成24年度～平成28年度)で12%減少しました。

本市から発生したし尿・浄化槽汚泥は、本市所管のし尿処理施設(氷見市クリーンセンター)に搬入された後、適正処理されています。

なお、現在、し尿処理施設では、焼却設備等を廃止して汚泥全量を再生利用する基幹的設備改良工事に着手しており、平成29年度内に完成する予定です。

## 4.2 生活排水処理基本計画

### (1) 基本目標

本計画の目指す基本目標は、前回策定計画の基本目標を踏襲するものとします。

## 環境にやさしく住みよいまちづくり

本市は、丘陵地が市域の約60%を占め、これらの山並みを水源とした宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、万尾川、仏生寺川等が市内を流れています。

丘陵地には豊かな自然が残されており、万尾川水系と仏生寺川水系には国指定の天然記念物で絶滅危惧種にも指定されている淡水魚のイタセンパラが生息するほか、海岸部も含め市内の各所で希少な野生生物が生息しています。

河川、水辺の水質悪化は、そこに生息する動植物だけでなく、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点からも深刻な問題です。

将来的にも良好な水環境を保全し、創造していくことは私たちの役目であり、貴重な財産である水環境をよりよい形で将来に継承していくために、住民・事業者・本市が協働しつつ、それぞれの役割を果たすことにより水環境への負荷の少ない生活様式へ転換していかなければなりません。

このような背景の中で、生活排水の適正な処理は、水質の汚染や富栄養化を防止するうえで必要不可欠なものであり、地域住民1人ひとりが関心を持ち、生活排水対策の充実に努めなければなりません。

そこで、生活排水の適正な処理のあり方とその方向性を示すにあたり、本計画では「環境にやさしく住みよいまちづくり」を基本目標とし、その実現を目指していきます。

## (2) 基本方針

基本目標を実現していくため、本計画における今後の基本方針を次のとおり定めます。

### 基本方針 1

#### 生活排水処理区域の拡大

「環境にやさしく住みよいまちづくり」を目指すには、生活排水を適切に処理し、汚濁負荷を低減する必要があります。

このため、公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、施設整備完了地域における早期接続を呼びかけます。また、市職員による戸別訪問や水洗化促進事業補助金交付制度を継続的に実施する等して、普及・啓発活動を進めます。

### 基本方針 2

#### 合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯や、下水道計画区域にあっても相当の期間、整備が行われない地域に在住する世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発活動を進めます。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮することから、設置世帯に対し、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、今後も継続して啓発・指導等を行います。

### 基本方針 3

#### し尿・浄化槽汚泥の適正な処理の推進

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集世帯数は今後も減少することが見込まれます。このため、対象世帯の点在化を踏まえた効率的な収集・運搬システムについて、適宜見直しを図ります。

また、本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、本市所管のし尿処理施設により処理を行っています。

今後も、し尿・浄化槽汚泥の処理は必要であるため搬入量に見合った施設の更新により効率的かつ適正な処理を行います。

### 基本方針 4

#### 意識啓発及び自主的な取組みの促進

水環境に対する意識啓発を行うとともに、住民1人ひとりの取組みを促進します。

### (3) 対象となる生活排水及び処理主体

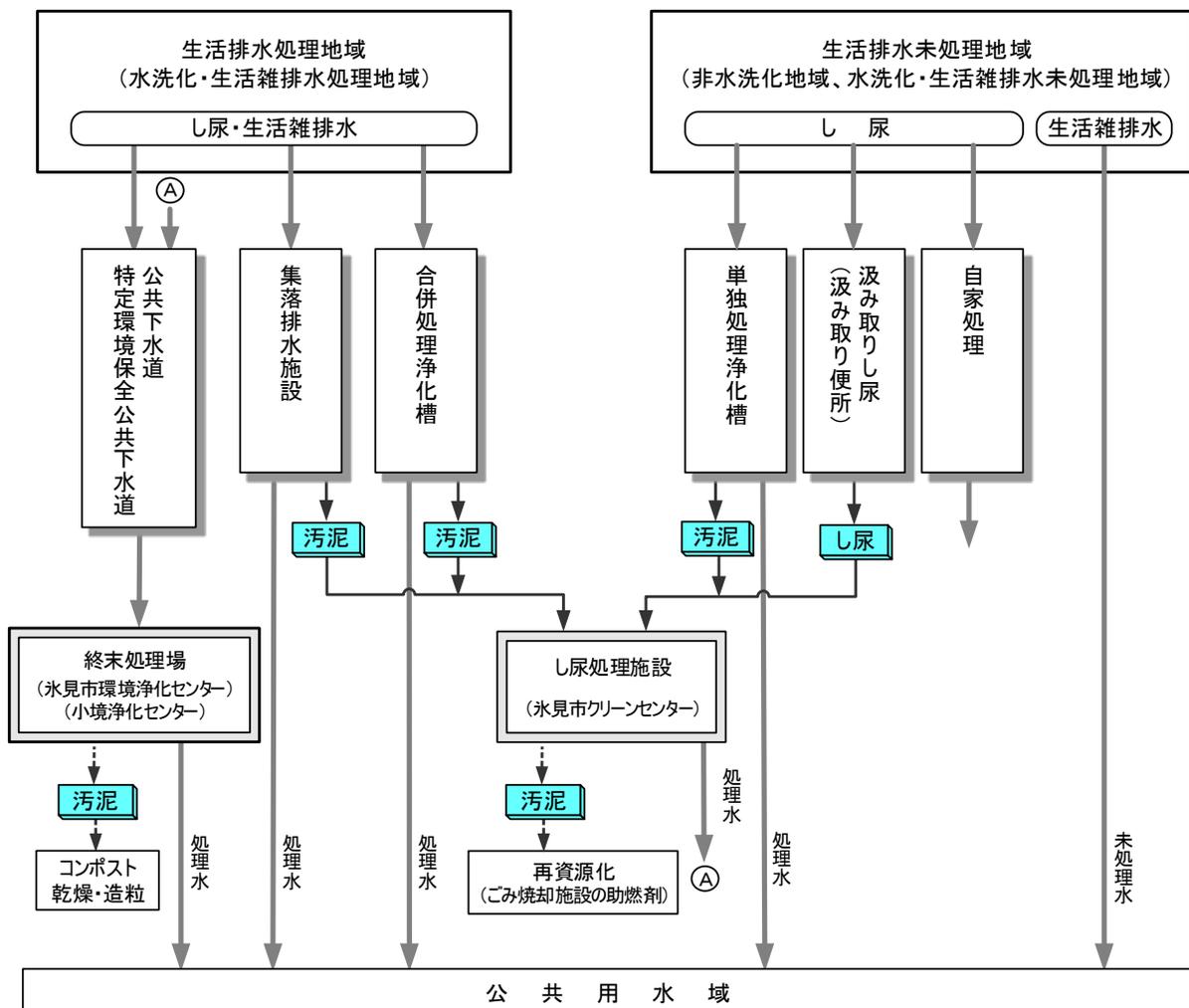
各処理施設で対象となる生活排水及び処理主体は、現状と同様（P. 91、表4-1-4参照）とします。

### (4) 生活排水の処理体系

平成30年度以降における本市の生活排水の処理体系図を図4-2-1に示します。

現状（平成29年4月現在）からの変更点は、本市が所管するし尿処理施設から搬出される汚泥<sup>\*</sup>の処分方法が、埋立処分（焼却処理後）から再資源化（ごみ焼却施設〔高岡広域エコ・クリーンセンター〕の助燃剤）となる点です。

<sup>\*</sup>従来、し尿等を処理する際には、し尿等に含まれるし渣分を除去する前処理設備を設ける必要があったが、汚泥再生処理センターへの改良工事完了後〔平成30年度以降〕は、前処理設備と脱水設備を一元化〔し尿等を直接脱水（含水率70%以下）〕することから、し渣は排出されない。



出典：「富山県の下水道 平成29年3月 富山県」を参考

図4-2-1. 生活排水の処理体系図

〔平成30年度以降〕

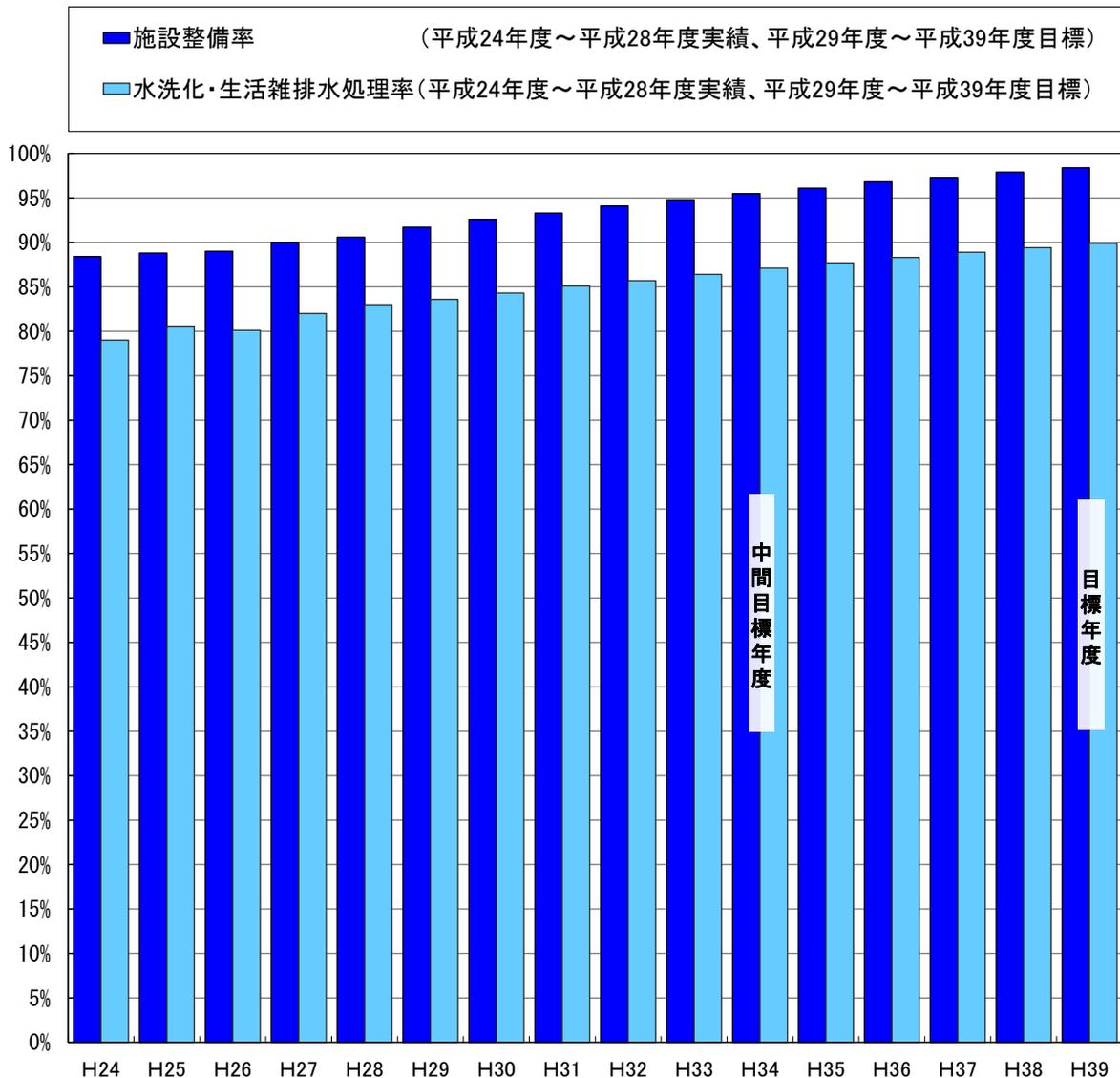
(5) 生活排水の処理計画

① 計画目標(数値目標)の設定

目標年度における計画目標(数値目標)を表4-2-1に掲げます。

表4-2-1. 目標年度における計画目標(数値目標)

計画目標	平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間目標年度)	平成39年度 (目標年度)
施設整備率 (汚水処理人口普及率)	90.6%	95.5%	98.4%
水洗化・生活雑排水処理率	83.0%	87.1%	89.9%

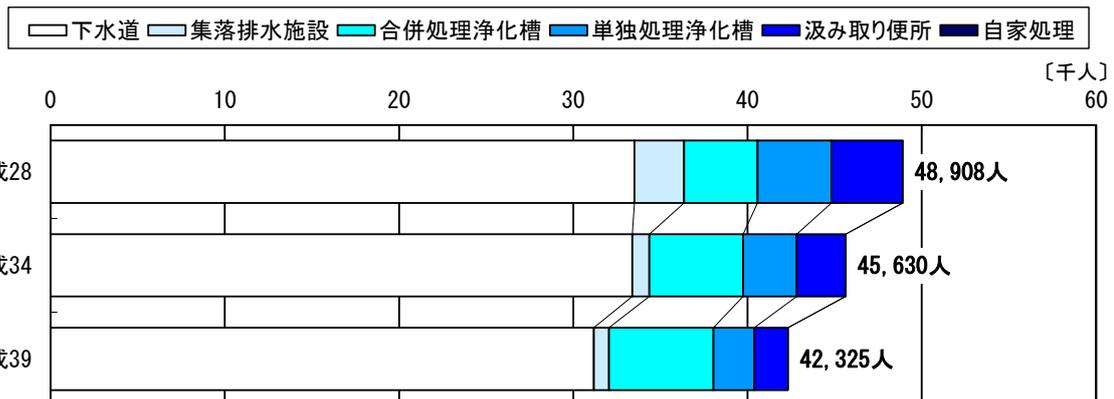


② 各種生活排水処理形態別人口の見込み

目標年度における各種生活排水処理形態別人口の見込みは、表4-2-2に示すとおりです。

表4-2-2. 目標年度における生活排水処理形態別人口

氷見市全域【住民基本台帳】				単位	実績	中間目標年度	目標年度	
					平成28	平成34	平成39	
行政区域内人口				人	48,908	45,630	42,325	
整備人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	人	31,231	31,197	28,991
				特定環境保全公共下水道		5,969	6,004	5,746
			小計		37,200	37,201	34,737	
			集落排水施設		3,077	1,085	974	
			合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外	4,048	5,291	5,938	
			水洗化・生活雑排水処理人口計		44,325	43,577	41,649	
			施設整備率	%	90.6%	95.5%	98.4%	
			計画処理区域内人口計	人	48,908	45,630	42,325	
			計画処理区域外人口計		0	0	0	
		水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	人	28,283
	特定環境保全公共下水道					5,224	5,249	5,021
小計					33,507	33,392	31,180	
	集落排水施設				2,852	970	871	
	合併処理浄化槽			下水道の処理開始公示済み区域外	4,048	5,291	5,938	
				下水道の処理開始公示済み区域内	172	87	51	
	小計				4,220	5,378	5,989	
	水洗化・生活雑排水処理人口計				40,579	39,740	38,040	
	水洗化・生活雑排水処理率			%	83.0%	87.1%	89.9%	
	水洗化・生活雑排水未処理人口 [単独処理浄化槽]			人	4,234	3,077	2,354	
	非水洗化人口			[汲み取り便所]	4,095	2,813	1,931	
				[自家処理]	0	0	0	
	計画処理区域内人口計				48,908	45,630	42,325	
	計画処理区域外人口計		0	0	0			
	し尿処理施設 計画収集人口	人	15,401	12,238	11,145			
		し尿	4,095	2,813	1,931			
		浄化槽汚泥	11,306	9,425	9,214			
		汲み取り便所						
		合併・単独処理浄化槽、集落排水施設						



③ 計画目標を達成した場合における水環境改善効果

生活排水処理施設の整備や水洗化を進めることで、河川等の公共用水域における水質改善効果が期待できます。ここでは、目標年度における公共用水域の水質汚濁の改善効果をBOD汚濁負荷量で換算することで示しました。

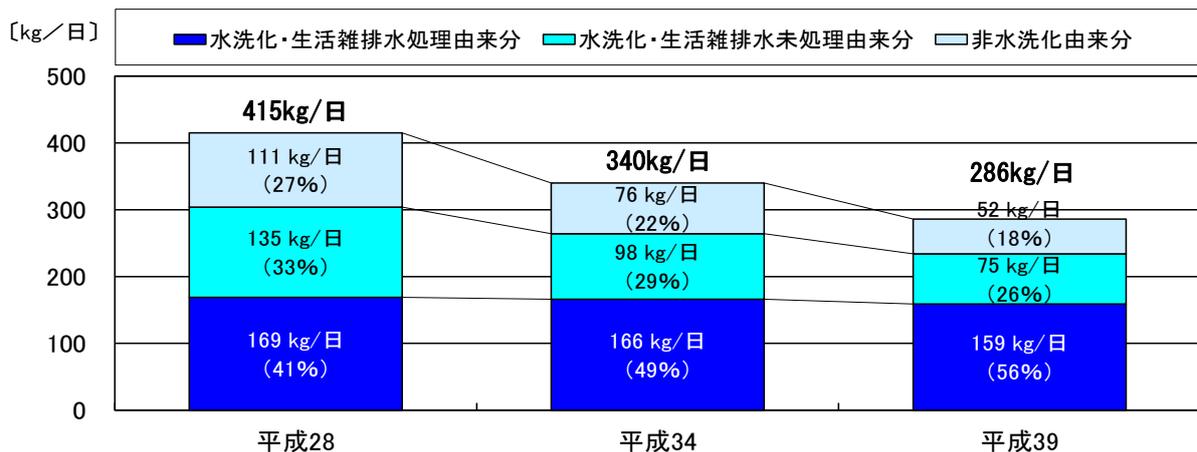
これによると、平成28年度のBOD汚濁負荷量に対し、平成34年度では約18%削減、平成39年度では約31%削減が見込まれます。

表4-2-3. 計画目標を達成した場合における水環境改善効果〔BOD汚濁負荷量換算〕

氷見市全域【住民基本台帳】		単位	実績 平成28	目標年度		
				中間目標年度 平成34	目標年度 平成39	
水洗化人口・非水洗化人口	行政区域内人口	人	48,908	45,630	42,325	
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	33,507	33,392	31,180
		集落排水施設	2,852	970	871	
		合併処理浄化槽	4,220	5,378	5,989	
	水洗化・生活雑排水処理人口計			40,579	39,740	38,040
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕		4,234	3,077	2,354	
	非水洗化人口	〔汲み取り便所〕	4,095	2,813	1,931	
		〔自家処理〕	0	0	0	
	計画処理区域内人口計			48,908	45,630	42,325
	計画処理区域外人口計			0	0	0
BOD汚濁負荷量	行政区域内人口	BOD汚濁負荷量 kg/日	415	340	286	
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道 4g	134	134	125
		集落排水施設 5g	14	5	4	
		合併処理浄化槽 5g	21	27	30	
	水洗化・生活雑排水処理人口計			169	166	159
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕	32g	135	98	75	
	非水洗化人口	〔汲み取り便所〕 27g	111	76	52	
		〔自家処理〕 27g	0	0	0	
	計画処理区域内人口計			415	340	286
	計画処理区域外人口計			0	0	0
BOD汚濁負荷量の削減割合【平成28年度を100とした場合】		-	100	82	69	

注記1) BOD汚濁負荷量 (kg/日) は、表4-1-2 (P.90) に示すBOD換算の汚濁負荷量 (g/人・日) に、上表の各生活排水処理形態別人口を乗じることで求めた。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。



④ 生活排水処理施設の整備計画の概要

本市の生活排水処理対策として、用途地域内は下水道の整備を実施しており、今後も下水道事業計画に基づき、効率的かつ効果的な事業を推進していきます。

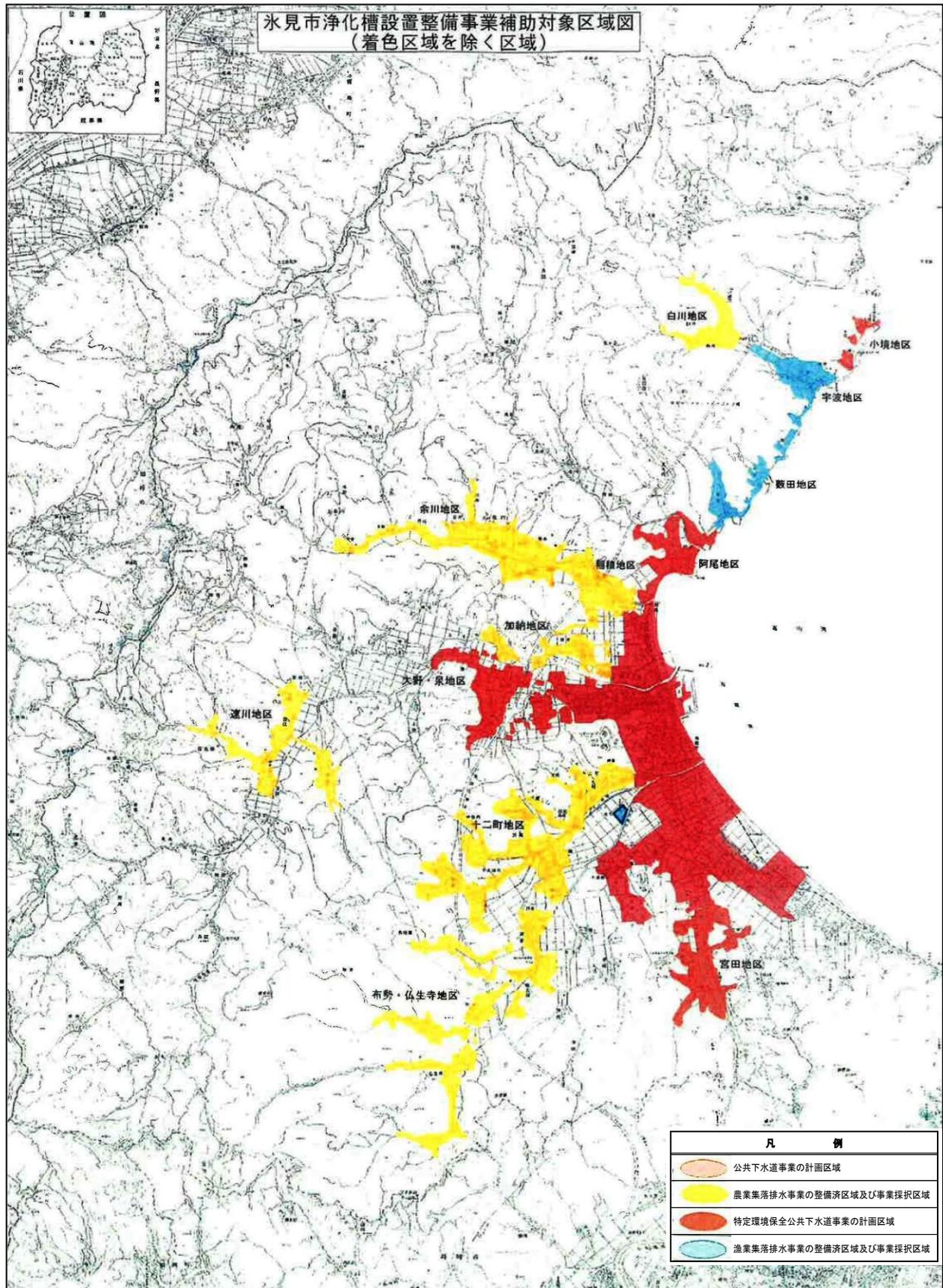
一方、用途地域外は、人口密度が低い等の整備地域の特性を勘案し、集合排水処理施設（下水道や集落排水施設）と個別排水処理施設（合併処理浄化槽）について、経済性や効率性を十分検討した上で選択する等して、計画的な施設整備を進めていきます。

本市の生活排水処理施設の整備計画の概要を表4-2-4に示します。

表4-2-4. 生活排水処理施設の整備計画の概要

施設区分	施設名		計画処理人口 【各種事業計画】累積値			計画処理人口 【本計画】累積値		
			実績	中間目標 年度	目標年度	実績	中間目標 年度	目標年度
			平成28	平成34	平成39	平成28	平成34	平成39
下水道	氷見処理区	公共	31,231人	30,312人	28,174人	31,231人	31,197人	28,991人
		特環	5,643人	5,483人	5,266人	5,643人	5,643人	5,419人
	小境処理区	特環	316人	341人	308人	316人	351人	317人
	太田処理地区	特環	10人	10人	10人	10人	10人	10人
農業集落排水施設	白川地区		356人	平成34年度以降、氷見処理区(公共)へ接続予定		356人	平成34年度以降、氷見処理区(公共)へ接続予定	
	十二町地区		1,517人	平成32年度以降、氷見処理区(公共)へ接続予定		1,517人	平成32年度以降、氷見処理区(公共)へ接続予定	
	速川地区		1,204人	1,054人	947人	1,204人	1,085人	974人
合併処理浄化槽	下水道公示済み区域外		4,048人	5,141人	5,771人	4,048人	5,291人	5,938人
行政区域内人口			48,908人	44,335人	41,131人	48,908人	45,630人	42,325人
施設の整備人口			44,325人	42,341人	40,476人	44,325人	43,577人	41,649人
施設整備率			90.6%	95.5%	98.4%	90.6%	95.5%	98.4%

注(2) 各種人口は住民基本台帳人口。【本計画】の値は、【各種事業計画】の値を調整・整合したものの。



出典：氷見市環境・交通防犯課資料

図4-2-2. 氷見市浄化槽設置整備事業補助対象区域図 (着色区域を除く区域)

⑤ 啓発等の施策

生活排水処理対策では、下水道等の生活排水処理施設の整備が主要な対策となっていますが、これらの施設整備に相当の期間を要する地域では、各家庭・事業者における生活排水処理対策の実践が重要になります。

また、下水道等は生活排水処理施設の整備進捗だけでなく、これらの施設に接続されなければその効果が得られないことから、整備完了地域の早期接続に向けた啓発・指導活動を行う必要があります。一方、合併処理浄化槽においても適正な維持管理がなければ、本来の処理性能は得られないことから、設置者に対する啓発・指導活動も推進する必要があります。

このような観点から、各段階に応じた啓発や指導等の活動も積極的に進めていきます。

表4-2-5. 生活排水の発生源対策（各家庭・事業者における実践活動）

内	容
①	ガソリン、シンナー、石油、灯油、アルコール、農薬等の危険物を流さないようにする。
②	水洗トイレの新設・改造工事、排水設備の補修等は「指定工事店」で行う。
③	排水設備にはトラップをつける。
④	や調理くずやごみ（食べ残し）、油脂等をそのまま排水口に流さないようにする。
⑤	合成洗剤の使用は抑制し、洗剤等を使用する時の使用量は適量を守り、生分解性石けんを使用する等水質に配慮する。
⑤	水洗トイレには、とげにくい紙等、流れにくいものを流さないようにする。
⑥	汚水ますは定期的に清掃する。
⑦	共同住宅の排水設備の管理は、共同で行う。
⑧	工場や事業所からでる廃水には、除外施設を設ける。

表4-2-6. 主な啓発・指導活動の内容（関係部署との連携） (1/2)

項	目	内	容
水洗化・生活雑排水処理の推進		○市職員による戸別訪問 ○水洗化促進事業補助金交付制度の継続的な実施 ○浄化槽設置整備事業補助金交付制度の継続的な実施 ○浄化槽整備推進モデル地区の指定等に関する制度の継続的な実施 ○下水道料金の見直し等、受益と負担の適正化の検討 ○広報ひみ、啓発用チラシ・パンフレットの作成・配布（具体的に取り組める行動等の掲載、自発的行動の促進） ○インターネットによる情報発信（生活排水が及ぼす水環境への負荷、身近な河川等の水質状況、水質悪化による環境への弊害等の情報発信）	
浄化槽の維持管理体制の確立		○浄化槽の設置・処理性能に関する広報啓発・指導 ○浄化槽の保守点検・清掃等に関する広報啓発・指導 ○新規宅地開発事業者に対する生活排水処理対策の指導	

項 目	内 容
水環境保全施策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○水質汚濁防止に関すること<ul style="list-style-type: none"><li>・公共用水域における定期的な水質調査の実施と環境基準の達成の維持</li><li>・学校による環境教育・環境学習の積極的な実施</li><li>・環境講座を実施し、環境保全活動についての知識や技術の普及促進</li><li>・工場、事業所由来排水の常時監視と指導の強化</li><li>・畜産ふん尿の適正処理推進に向けた指導</li></ul></li><li>○水資源の保全に関すること<ul style="list-style-type: none"><li>・水源涵養のための適正な森林整備の推進</li><li>・地下水の保全と適正な活用の推進</li><li>・地下浸透施設・工法について普及促進を図り、雨水の土中還元の推進</li><li>・ビオトープや公園等、自然に親しみ学ぶことの出来る場所の保全や整備の推進</li></ul></li></ul>

(6) し尿・汚泥の処理計画

① し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

ア. 発生量の見込み

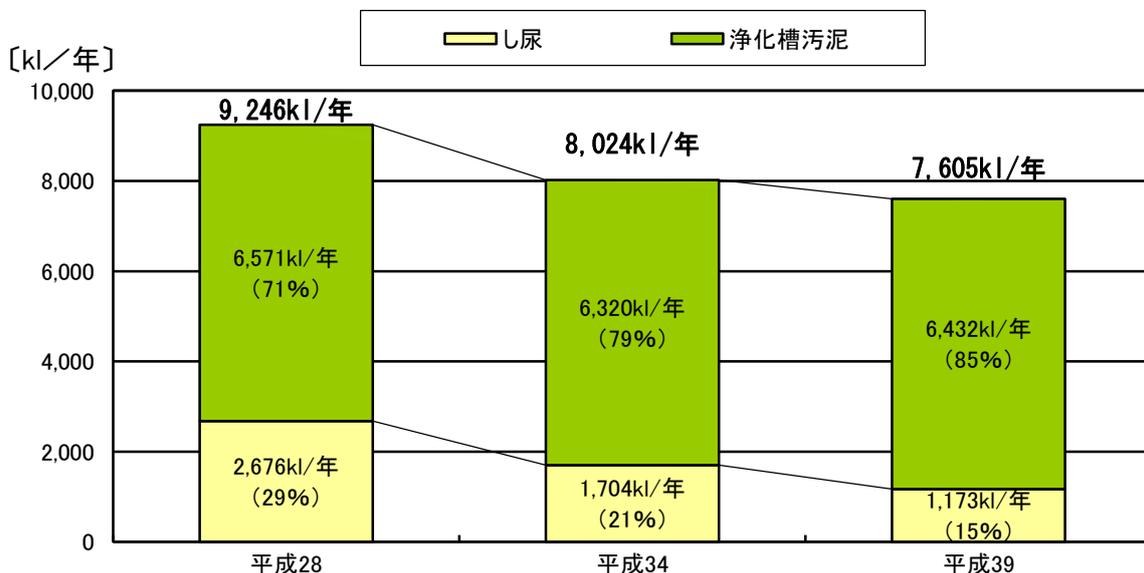
下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も引き続き減少傾向を示すことが見込まれます。

年間発生量は平成28年度の9,246kl/年から、平成34年度には8,024kl/年に減少〔約13%減少(平成28年度比)〕し、平成39年度には7,605kl/年に減少〔約18%減少(同比)〕する見込みとなっています。

また、1日平均排出量は、平成34年度に21.98kl/日、平成39年度に20.78kl/日となる見込みです。

表4-2-7. し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

区 分	単 位	実 績	中間目標年度		目標年度		
			5年目		10年目		
			平成28	平成34	平成34	平成39	
		浄化槽汚泥混入割合		浄化槽汚泥混入割合		浄化槽汚泥混入割合	
計画年間処理量	し尿	kl/年	2,676	1,704	1,173		
	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽汚泥	kl/年	2,117	1,572	1,206	
		合併処理浄化槽汚泥	kl/年	3,377	4,397	4,910	
		集落排水施設から発生する処理汚泥	kl/年	1,076	351	316	85%
	小 計	kl/年	6,571	6,320	6,432		
	計画年間処理量 計	kl/年	9,246	8,024	7,605		
	%	100.0%	86.8%	82.2%			
計画日平均処理量	し尿	kl/日	7.33	4.67	3.20		
	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽汚泥	kl/日	5.80	4.31	3.30	
		合併処理浄化槽汚泥	kl/日	9.25	12.05	13.42	85%
		集落排水施設から発生する処理汚泥	kl/日	2.95	0.96	0.86	
	小 計	kl/日	18.00	17.32	17.57		
	計画日平均処理量 計	kl/日	25.33	21.98	20.78		



### 1. 性状の見込み

浄化槽汚泥は、し尿と比較すると濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっています。

平成28年度現在、処理施設の総搬入量に占める浄化槽汚泥量の混入割合は71%と高くなっています。また、今後の浄化槽汚泥の混入割合は、漸増傾向となることを見込まれます。

表4-2-8. 総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合

項 目	平成28 (実績)	平成34 (中間目標年度)	平成39 (目標年度)
総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合	71%	79%	85%

### ② 排出抑制計画

収集運搬業者に対し、浄化槽清掃污水を過剰に汲み取らないよう、指導を行っていきます。

### ③ 収集・運搬計画

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまで通り、本市全域とします。

また、収集・運搬体制は、今後も引き続き、現行体制で対応していきます。

### ④ 中間処理計画・最終処分計画

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、本市所管のし尿処理施設で適正処理を行っています。また、処理後の残渣物のうち、沈砂は埋立処分（場外搬出）、し渣と汚泥は脱水後焼却処理し、焼却灰は埋立処分（場外搬出）としています。

なお、し尿処理施設では、焼却設備等を廃止して、汚泥全量をごみ焼却施設の助燃剤として再生利用する汚泥再生処理センターへの改良工事に平成29年度現在着手している状況です。これに伴い、し渣と汚泥の処分方法は、表4-2-9に示す方法に変更となります。

なお、処理水の放流先は、引き続き公共下水道とします。

表4-2-9. 沈砂とし渣、汚泥の処分方法

項 目	処分方法	
	現状	平成30年度以降
沈 砂	埋立処分（場外搬出）	同 左
し 渣	脱水 → 焼却処理 [焼却灰は埋立処分（場外搬出）]	排出されない
汚 泥	脱水 → 焼却処理 [焼却灰は埋立処分（場外搬出）]	ごみ焼却施設の助燃剤 [含水率70%以下]



## 氷見市一般廃棄物処理基本計画

---

発行 / 氷見市市民部環境・交通防犯課

〒935-8686 氷見市鞍川1060番地

[TEL] 0766-74-8065

[FAX] 0766-74-8104

[ホームページ] <http://www.city.himi.toyama.jp/hp>

平成30年2月

---